

平成21年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月3日(木)～9月17日(木) (会期15日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
9月 3日	木	本会議(開会)	・理事者提案説明
9月 4日	金	本 会 議	・一般質問 ・質疑、委員会付託
9月 5日	土	休 会	
9月 6日	日	休 会	
9月 7日	月	常任委員会	
9月 8日	火	常任委員会	
9月 9日	水	常任委員会	
9月10日	木	常任委員会	
9月11日	金	常任委員会	
9月12日	土	休 会	
9月13日	日	休 会	
9月14日	月	常任委員会	
9月15日	火	常任委員会	
9月16日	水	休 会	
9月17日	木	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成21年第3回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成21年9月3日  
 1. 招集の場所 西予市議会議場  
 1. 開 会 平成21年9月3日  
 午前9時00分  
 1. 散 会 平成21年9月3日  
 午後0時47分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 24番 坂本 隆重  
 1番 兵頭 竜

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三好 幹二  
 副市長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 上甲 悦子

総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 藤中 彰  
 生活福祉部長 炭倉 貞明  
 教 育 部 長 森 精一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 角藤 和幸  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 宇都宮 又重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総 務 課 長 上甲 憲章  
 財 政 課 長 河野 敏雅  
 企画調整課長 上田 甚正  
 監 査 委 員 正司 哲浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 岩本 明定  
 議事係 長 井上 千浪

1. 議事日程

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(24番 坂本隆重、1番 兵頭 竜)

2 会期の決定

(9月3日～9月17日 15日間)

3 陳情第 1号 野村郷土資料館(仮称)の建設の撤回の件について

4 議会報告第1号 各常任委員会の視察研修報告について

5 議案第123号 西予市学校施設整備基金条例制定について

議案第124号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第125号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第126号 荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について

6	議案第127号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)	認定第4号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
7	議案第128号	平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)	認定第5号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第129号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第6号	平成20年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第130号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	認定第7号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第131号	平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)	認定第8号	平成20年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第132号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	認定第9号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第133号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	認定第10号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第134号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	認定第11号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第135号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	認定第12号	平成20年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
	議案第136号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第13号	平成20年度西予市病院事業会計決算の認定について	
	議案第137号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)	認定第14号	平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
	議案第138号	平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)			
8	認定第1号	平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	10	報告第5号	平成20年度西予市一般会計継続費精算報告について
9	認定第2号	平成20年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第6号	平成20年度健全化判断比率の報告について
	認定第3号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第7号	平成20年度資金不足比率の報告について
				報告第8号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について

報告第 9号	西予市土地開発公社の経営状況について		2号)
報告第 10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	議案第129号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
報告第 11号	株式会社エフシーの経営状況について	議案第130号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
報告第 12号	株式会社城川開発公社の経営状況について	議案第131号	平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)
報告第 13号	株式会社どんぶり館の経営状況について	議案第132号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
報告第 14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	議案第133号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
報告第 15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	議案第134号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
報告第 16号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	議案第135号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
報告第 17号	西予CATV(株)の経営状況について	議案第136号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- |   |            |                             |         |
|---|------------|-----------------------------|---------|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |                             |         |
| 2 | 会期の決定      |                             |         |
| 3 | 陳情第 1号     | 野村郷土資料館(仮称)の建設の撤回の件について     | 議案第137号 |
| 4 | 議会報告第1号    | 各常任委員会の視察研修報告について           | 議案第138号 |
| 5 | 議案第123号    | 西予市学校施設整備基金条例制定について         | 8       |
|   | 議案第124号    | 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | 9       |
|   | 議案第125号    | 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について | 認定第 3号  |
|   | 議案第126号    | 荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について     | 認定第 4号  |
| 6 | 議案第127号    | 平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)      |         |
| 7 | 議案第128号    | 平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第      |         |

認定第	5号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	11号	株式会社エフシーの経営状況について
認定第	6号	平成20年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	12号	株式会社城川開発公社の経営状況について
認定第	7号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	13号	株式会社どんぶり館の経営状況について
認定第	8号	平成20年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
認定第	9号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
認定第	10号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	16号	財団法人宇和文化会館の経営状況について
認定第	11号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第	17号	西予CATV(株)の経営状況について
認定第	12号	平成20年度西予市上水道事業会計決算の認定について			
認定第	13号	平成20年度西予市病院事業会計決算の認定について			
認定第	14号	平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について			
10	報告第	5号	平成20年度西予市一般会計継続費精算報告について		
	報告第	6号	平成20年度健全化判断比率の報告について		
	報告第	7号	平成20年度資金不足比率の報告について		
	報告第	8号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について		
	報告第	9号	西予市土地開発公社の経営状況について		
	報告第	10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について		
			開会	午前9時00分	
			議長	おはようございます。	
				ただいまの出席議員は24名であります。これより平成21年第3回西予市議会定例会を開会いたします。	
				三好市長より議会招集のあいさつがあります。	
				三好市長。	
				三好市長 平成21年第3回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。	
				ことしの夏は梅雨がいつ明けたのかと思えるようなはつきりしない日々が続き、今年の厳しい夏の日を浴びることなく初秋を迎え、少々季節の移ろいに戸惑いを感じておりますが、そのような中、議員の皆様におかれましては、公私とも大変ご多忙のところ本定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。	
				ことしの春には、全世界に新型インフルエンザが猛威を振るい、国を初め各自治体では、その対応に追われておりましたが、その後はしばらくおさまっていたところでもあり、少々安堵をしておりましたところ、8月1日に宇和高校野球部員、8月10日は宇和町小の放課後児童クラブ利用者等々、インフルエンザ患者が確認され、また去る8月19日には、厚生労働省が新型インフルエンザの本格流行を発表するなど、感染の拡大がとまらず、大変懸念をしているところでございます。	

また、2学期が始まり、集団行動で濃厚に接触する機会が多い学校では、流行がさらに加速するのではないかと非常に心配をしております。その対応に苦慮をしている状況にあります。ともあれ感染拡大の防止を図る上には、うがい、手洗い、せきエチケットなど一般的な予防方法を実践することが最も効果的でありますので、それぞれが認識を持ちながら危険水域にならないよう市民自身による対処もお願いしなければならないと思っております。

次に、本市の日本一小さなキャンパスの絵であるかまぼこ板の絵と福井県坂井市の日本一短い手紙一筆啓上のコラボ展は、平成19年度に開催してから早いもので2年が経過をいたしました。今回新たな事業展開を目指す中で、日本一短い手紙とかまぼこ板の絵のコラボ作品60点を陶板としまして、風光明媚な観光地として全国的に知られております東尋坊と日本最古の天守閣を有する丸岡城周辺におきまして野外展示し、そこに訪れた方々が心のいやしを感じられるような事業を進めてまいりました。このたびその陶板設置工事の完成に当たり、8月6日にその除幕式が挙行されましたけれども、本市から別宮副市長が出席させていただきました。東尋坊と丸岡城を訪れた人たちが、このコラボ作品を見て、西予市のかまぼこ板へのすばらしさとそして新たな感動を覚えながら少しでも心が和らぐことを願っておりますとともに、この事業を通じて心の観光という新たな一面を全国に広めていきたいと考えております。

さて、去る8月30日に執行されました第45回衆議院議員総選挙の結果から、これからの国の進む方向性を大きくチェンジさせるであろう歴史的な幕あけとなりました。政権交代が現実となった今、政権与党となる政党は、国民がどういった政策に対して望みを託したのか、いま一度探究し、その上で政権公約の実現はもとより、常に公約の検証を行うことを忘れてはならないと強く思うのでございます。

また、今回の選挙では、全国知事会や各首長が地方分権のあり方を論点として議論を醸したことも従来選挙とは大きく異なった部分であったように思います。

しかし、この地方分権のマニフェストを見る限りでは、自治体への権限移譲、補助金改革など論点を出されてはいましたが、肝心なそれぞれの項

目ごとの具体的な目標と分権型社会のあるべき姿が不透明なために、私たち地方の自治体が望んでいる施策が本当に実行できるのかといった点について幾分懸念を抱かざるを得ない心境であります。

しかし、国の三位一体の改革により地方が非常に疲弊している今日、国と地方の役割分担を早期にすみ分けされ、そして基礎的自治体と対等・協力関係を構築し、地方主権国家への転換に期待を寄せるものでございます。

それでは、本日から17日までの15日間にわたる本定例会におきましては、議員の皆様から一般質問をお受けするとともに、条例の制定を初め条例の改廃及び各会計補正予算、そして平成20年度各会計決算の認定など計43件につきましてご審議をお願いするものでございます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際ご説明をいたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれ決定、ご承認をされますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますのでお目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に24番坂本隆重君、1番兵頭竜君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月17日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から9月17日までの15日間と決定をいたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、陳情第1号「野村郷土資料館(仮称)の建設の撤回の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

継続審査となっております陳情第1号「野村郷土資料館(仮称)の建設について」は、撤回したい旨の申し出があります。申し出のとおり撤回を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は撤回を許可することに決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議会報告第1号「各常任委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました各常任委員会の視察研修結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長岡山清秋君。

岡山清秋総務常任委員長 おはようございます。

総務常任委員会では、委員8名、事務局1名並びに担当所管であります総務課長1名随行していただきました。合計10名で視察研修に行っておりまして、報告をさせていただきます。

総務常任委員会では、7月13日から15日にかけて小学校統廃合問題と自主防災のあり方について、北海道新冠町と札幌防災センターで調査研修を行いました。

初めに、新冠町の小学校の統廃合問題の取り組みについて報告をいたします。

新冠町の面積は、585.88平方キロメートルと西予市よりやや広く、人口は5,900人と西予市の約8分の1の程度であります。主な産業は、競走馬の産地として全国的に有名な町であります。この町も少子化等により9校あった小学校を2校に平成20年4月に統廃合を行っております。その間の経緯は、西予市が今行っている流れとほとんど同じ内容ではありましたが、地域での説明会では、教育委員会、町議会議員、地域住民が納得のいくまで話し合いをしながらいろいろ

な問題を一つ一つ解決し、同意を得て統廃合に結びつけたと聞きました。その中で特に注目を集めたのが、学校跡利用は地域の活性化を目的に、地域の要望を組み入れ、雇用創出、産業振興、観光の目玉、売却での財源確保を主眼に情報発信し、インターネットの官庁オークションにかけて公募し、その中から地域に役立つ業者を選定した。その結果、7校中3校が売却できております。その利用内容は、有料老人ホームへの改修が1校、隣接する牧場が馬主の休憩所としての改修が1校、美術館に改修が1校、また別の1校は、自立支援組織のNPO法人と現在交渉中とのことであります。再利用された4校は、耐震基準を満たしていましたが、他の学校は地理的条件や旧基準のため耐震補強が必要になるため応募がなかったとのことであります。このように北海道という地理的条件に恵まれていることを有効利用し成功した例だと思っております。西予市においても、今後学校再編が進み、跡地利用を考えると、地域だけの問題にしないで、市民全員にいろいろな活用方法を提案していただき、地域の活性化を図り、住みよい西予市にしていく必要があると思っております。

次に、札幌防災センターの視察調査を行いました。

この施設は、白石消防署と併設して平成15年3月に完成し、見て、触れて、体験し、学ぶことができるという施設であります。昨年末の5年間で約30万人が訪れておるようであります。見るところでは、立体映像で災害の恐ろしさを体感し、触れるところでは、地震体験コーナー、実際に消火器を使うコーナー、煙避難体験コーナー、救急体験コーナー等があり、貴重な体験をいたしました。やはり見ることで得た知識では十分ではなく、見て体験して初めて防災知識の向上につながると感じたわけであります。西予市では、自主防災組織ができていない地域がいまだにあり、早急に立ち上げが必要と思われまます。その上で自主防災組織の研修や避難訓練を重ねて名実ともに防災西予市をつくる必要があると思っております。

以上、総務常任委員会の視察研修報告といたします。

平成21年9月3日、総務常任委員会委員長岡山清秋。

議長 次に、厚生常任委員長元親孝志君。

元親孝志厚生常任委員長 それでは、厚生常任委員会の視察報告をさせていただきたいと思いません。

報告の内容につきましては、お手元に配付のとおりでございます。多少長くなりましたが、朗読をさせていただきたいと思いません。

視察先、神奈川県秦野市、長野県佐久市。

研修目的、し尿希釈投入施設、高齢者福祉。

研修日、平成21年7月14日から平成21年7月16日。

初めに、秦野市し尿希釈投入施設の研修成果についてご報告を申し上げます。

当委員会での視察目的は、西予市において老朽化が著しい東部衛生センター及び西部衛生センターの両施設に関して、今後の処理方法については、公共下水処理とあわせて検討してはどうかという意見が過去の委員会でもありました。全国的に同じような問題を抱える自治体では、し尿処理を公共下水処理施設で処理することを検討している自治体は数多くあります。そこで既に公共下水処理施設でし尿処理を行っている神奈川県秦野市し尿希釈投入施設を視察することにいたしました。

秦野市が老朽化したし尿処理施設を改築するのではなく、公共下水に希釈投入する方法を選択した理由は、公共下水道整備の進捗に伴い、し尿処理等の発生量が減少傾向にあり、下水道処理との一元化を図ることで再生水を希釈水として利用できることなど、公共下水道の機能を活用した合理的で効率的なし尿処理体系を構築するという視点でこの方法を採用されております。

決定に至る主な理由といたしまして、放流水を希釈水として利用することで、資源の有効理由と維持管理費の削減が図られること、施設の管理体系を一元化することで人件費の圧縮が可能となること、公共下水処理施設内に建設することによって臭気等に対する影響を配慮した場所が確保できること、用地取得の節減と管理用道路の供用化により事業費の圧縮が可能となることでありました。

また、法令等の制約への対応、目的外使用承認に関する事項、周辺住民への説明対応については当然のことながら、すべてクリアされておしま

す。

し尿処理施設の投入方法については、希釈投入方法と個液分離方式がありますが、秦野市ではし尿のうち浄化槽汚泥が大分を占めているため、浄化槽汚泥は下水汚泥と性状が似ていることにより、汚泥処理系への直接投入を行うことにより希釈倍率を下げるができるため、経費のかからない希釈投入方式を採用されております。

以上、秦野市における希釈投入方式に決定するための経過を報告いたしました。これを西予市に当てはめた場合どうなるかということでありませ。今回の視察で事前に懸念しておりましたことは、公共下水は国土交通省、し尿処理施設は厚生労働省所管という縦割り行政の弊害はクリアできることがわかりましたが、1点だけ特記すべきことは、公共下水にし尿及び浄化槽汚泥を投入することができる量は、公共下水処理量全体の0.5%以下の処理量しか投入できないということがわかりました。西予市においては、まだまだし尿及び合併浄化槽汚泥は全体に占める量が多いため、希釈投入方式では無理があることがわかりました。個液分離方式については、費用面での綿密な調査が必要であり、視察の結果では、西予市においては、公共下水での処理を検討するよりも、東部、西部を統合したし尿処理施設改築を検討するほうがいいのではないかという意見でありました。

次に、佐久市における高齢者福祉についてご報告を申し上げます。

佐久市の視察の目的は、介護予防と言われる時代にあって、長野県、特に佐久市においては、高齢者に関する数値が全国でもずば抜けて高い水準にあります。例えば、男性の平均寿命は日本一であり、女性は沖縄県が日本一であります。やがては佐久市が追い抜くのではないかとされておりませ。

また、高齢者1人当たりの医療費は、日本で最低であります。かつて全国の都道府県がすべて長野県のようになれば、医療費は2兆円削減できるとまで言われておりました。社会保障すなわち年金・医療・介護費の自然増は、年間で約1兆円と言われております。元気で長生きすることは、財政面からも看過できない時代に来ております。そこで健康長寿の町佐久市を視察することにいたしました。

佐久市が健康長寿の町を掲げたのは、昭和36年当時、脳卒中死亡率が全国一高く、これを克服することが大きな町の課題でありました。そこで医療との連携による保健事業とともに減塩運動、1部屋温室づくり運動、食生活改善運動等の予防活動に取り組み、昭和49年には、この死亡率が全国平均を下回る成果を上げることができたといえます。こういった予防活動を行政、市民が一体となって、生涯現役で住みよい健康長寿のまちづくりを目指されてきました。佐久市がなぜ健康長寿の町なのかについては、さきに述べたように、平均寿命が日本一であること以外に、高齢者の就業率が全国平均より高いことや100歳以上の高齢者が全国平均の3倍おられることも驚きでありました。肝心なことは、健康長寿の要因は、どこにあるかということであります。市では5つのことを上げられております。

1つ目として、自然環境、社会環境がいい。佐久市は自然環境に恵まれており、晴天率が全国に比べて高く、湿度が低い。また、持ち家比率が高く、2世代、3世代が多く、気質面で積極性を維持している。

2点目として、保健補導員の活動。主婦を主とした保健補導員活動は、健康教育研修と市の保健事業で培ったものを家庭や地域に広め、市民の健康に対する意識の高揚に貢献していること。

3点目として、食の重要性。幼少のころから何でも食べる習慣と自然のものを取り入れた食生活をしていること。

4点目として、保健福祉の充実。高齢者支援事業、生きがい対策、生活支援対策、認知症対策等95事業や全戸水洗化の促進により、水洗化率85.3%を達成していること。

5点目として、生涯学習、高齢者大学、公民館活動等による生涯学習活動、老人クラブ活動が盛んに行われておりました。

以上のような要因によって健康長寿のまちづくりが達成されておりました。

その他視察研修で感心させられましたことは、子育て支援事業として、市内の17の小学校には、すべて児童館が併設されており、夜7時まで子供を預かれる仕組みになっております。

また、商店街の衰退に対しては、中心地に公共施設として市営住宅が併設される複合施設サングリモ中込を建設することによって中心市街地に人

を集める努力がなされておりました。

今回の視察で西予市が参考にすべきことは、何事によらず、外から注目されるには、それ相応の努力が日々なされているということであります。特に健康に対する認識は、若月俊一医師が地域医療に生涯情熱を注ぎ、これを核として住民と一体となって健康づくりに取り組んできたことが高く評価されております。一つの結果を出すためには、半世紀近い努力の継続が必要であり、根気強く取り組む必要性を感じました。西予市においても、既に高齢化社会に入っており、包括支援センターを中心とした予防医学、介護予防に積極的に取り組む必要性を感じました。視察の結果といたしまして、予防はあらゆる治療にまさるを知る研究でありました。

以上、報告を終わります。

平成21年9月3日、厚生常任委員会委員長元親孝志。

議長 次に、産業建設常任委員長森川一義君。

森川一義産業建設常任委員長 産業建設常任委員会視察研修報告を行います。

産業建設常任委員会では、7月15日から17日にかけて、福井県あわら市及び福井県若狭町の行政視察を行うとともに、福井県坂井市の表敬訪問を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、かまぼこ板の絵と日本一短い手紙のコラボ等で交流のある坂井市の表敬訪問では、大変な熱烈な歓迎を受けました。短い手紙と小さな絵で織りなす世界一の感動を、北陸の坂井市では愛媛県の西予市の名前が有名になっているとのことでした。県外の人たちの中には、西予市を「さいよし」と呼ぶ人もおられるので、「さいよ」と言われないためにも、短い手紙と小さな絵を今まで以上にアピールするべきだと思いました。

さて、今回の研修の一つあわら市では、農村集落再生、集落営農の取り組みについて研修、現地視察を行いました。これはあわら市の坪田経済産業部長が、「農村集落再生のみちすじ」という本を出されており、この取り組みの詳細を求めて全国各地から大勢の人たちが視察に訪れていると聞き研修をお願いしたものです。

研修では、坪田部長より、あわら市においては

休耕田はなく、集落営農と法人化によって農地を遊ばさないようにしている。個人では無理なことでも組織化することにより可能になるなどの説明を受けた後、現地視察を行いました。大規模な取り組みをされており、西予市と比較すると、かけ離れている点は多かったものの、農地の有効利用に関しては、西予市も見習わなければいけないと痛感いたしました。

また、観光面では、あわら温泉に滞在しながら県内各地の観光が楽しめるように、近隣市町と連携をとりながら広域観光を推進されているとのことでした。このほか市職員一人一人の独自の経営感覚を持っており、視察受け入れの条件が、市内で宿泊していただくこととしているだけに、行政と宿の連携により視察に訪れた方が満足していただけるような努力がなされていました。

次に、重要伝統的建造物群保存地区熊川宿の視察を行いました。この熊川宿は、若狭鯖街道として有名であり、当日は語り部の方により熊川の歴史や見どころなどを真心込めて説明していただきました。

次に、若狭町では、里山保全等について研修を行いました。若狭町では、育成途中の森林を対象として契約を結び、森林整備を行って良好な森林を形成し、伐採、搬出を町が行っているそうです。西予市においても、山だけで生活をする人は少なくなっています。今かまぼこ板の絵も外国から輸入をしているようですが、少子・高齢化の対策と西予市の農業、林業の今後を真剣に考えていかなければいけないと痛感いたしました。

以上で当委員会の視察研修報告を終わります。

平成21年9月3日、産業建設常任委員会委員長森川一義。

議長 以上で各常任委員会の視察研修報告を終わります。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第123号「西予市学校施設整備基金条例制定について」から議案第126号「荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森教育部長。

森教育部長 議案第123号「西予市学校施設整備基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場として豊かな人間性をはぐくむための教育環境として重要であります。そのためにも第一に安全で安心できるものである必要があります。西予市では、平成20年度と平成21年度に実施した耐震診断の2次診断や耐力度調査をもとに学校再編計画を視野に入れた新築、増築及び耐震補強、大規模改修など今後計画的な学校施設整備が必要であり、経費の増大が予想されています。

また、太陽光発電装置の導入など環境に配慮した施設整備や情報教育の充実を目指した情報基盤の整備など、児童・生徒がより安全・安心な環境の中で特色ある豊かな教育を受けられるような学校施設の整備が求められています。

このような状況の中、厳しい財政状況ではありますが、計画的に学校施設整備に振り向けられる財源を積み立てて将来に備えるために、新たに西予市学校施設整備基金を設けることといたしました。本条例はその効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき制定するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第124号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の見直しが行われたことによるものでございます。

主な改正内容につきましては、国の緊急的な少子化対策の一環として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児一時金を現行の35万円から39万円に引き上げるというものであります。当市では、本年1月の改正において、産科医療補償制度の創設にあわせ法定支援額に3万円を加算することとしており、今回の制度により38万円から42万円に引き上げることとなります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第125号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

明浜町の旧依津駐在所跡住宅につきまして、昭和35年の建築で老朽化が著しく、修繕回数も増加しており、今後の継続利用について懸念をしていたところでございます。このような状況の中、このたび入居されていた方が、他の市営住宅に移られたことに伴い、本市営住宅の廃止をするため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第126号「荷揚げ場使用料徴収条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、旧三瓶町営荷揚げ場の使用料について、合併による経過措置として暫定条例により運営をしておりました。今般本条例の適用を受ける荷揚げ場の使用がなくなったことから本条例を廃止するものであります。今後の漁業施設及び港湾施設の使用については、西予市漁港管理条例及び西予市港湾管理条例に基づきそれぞれ適正な運営並びに施設の維持管理に努めることといたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第127号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第127号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、さきの衆議院選挙での与党大敗によります地方への影響について少し触れさせていただきたいと思っております。

冒頭の開会ごあいさつでも述べさせていただきましたが、今回の選挙は、自民・公明両党の連立政権の継続か、それとも民主党を中心とする政権を選ぶのか、政権交代の是非が最大の焦点となる歴史的選挙でありました。結果、皆様ご案内のと

おり、有権者は政権交代の道を選択いたしました。その原因はいろいろあると思われませんが、少なくともかつては保守王国と言われておりましたこの愛媛でも、小選挙区では与党候補者が4つの選挙区のうち3つの議席を確保しましたが、比例代表では、民主党が自民党の得票を9万票上回る結果となりました。この結果は地域経済を担ってきた農林水産業や中小企業の疲弊、都市と地方の格差の拡大など、これまでの政治に対する不満のあらわれではなからうかと思っております。新政権は民主党、社民党、国民新党の連立政権が予想されていますが、今後それぞれのマニフェストの実現のための政策が進められることと思われま。どうか国民の期待が迅速かつ効果的に実現されることを期待するものであります。民主党は、政権実現のための財源は、予算の見直しと無駄の削減で賄うとされているところであります。地方は既に行政改革を進めております。無駄の削減には、国も大いに進めていただきたいと思っておりますが、改革には痛みを伴うものであります。その痛みがこれ以上地方に及ばないことを願っております。

しかしながら、民主党は今年度の補正予算についても一部凍結や組み替えも辞さない方針を示しており、政権が交代することによって今までと異なる対応を余儀なくされることも大いに予想されます。新政権の今後の動向により慎重に注意を払い、西予市の行財政を進めてまいりたいと存じます。

それでは、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ12億7,727万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を271億1,337万5,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、平成21年度基礎年金拠出金に係る公的負担率改正等によります人件費の見直しと小・中学校施設の耐震補強に係る経費、6月から8月の梅雨前線豪雨等による災害復旧費に係る経費、原則どうしても今回計上しなければならない案件について計上しております。

その主な内容でございますが、まず総務費につきましては、四国電力、N T T電柱の立てかえによる光ケーブル共架がえのための費用、庁舎建設事業におきまして、機械設備工事を空調整備工事と給排水設備、衛生施設工事に分けて発注するこ

とに伴い、前払い金の増額による経費を計上しております。総額で7,821万円となっております。

次に、民生費では、地域介護福祉空間整備交付金を受け、市内グループホーム7施設に対してスプリンクラー設置整備のための補助金、老人保健特別会計への繰出金、経済危機対策として、全額国の交付金を受けて、平成21年度に限り3歳から5歳までの児童1人当たり3万6,000円を第1子まで拡大して支給する子育て応援特別手当に要する費用を計上しております。総額で1億440万5,000円となっております。

次に、衛生費では、女性特有のがんの対策として、子宮頸がん、乳がん検診に対する支援のための費用、西予市汚泥再生処理施設整備工事に係る生活環境衛生調査のための経費を計上しております。総額で1,413万5,000円となっております。

次に、労働費では、緊急雇用創出事業として県の補助を受けて人権同和教育推進事業に2名、市内外企業を対象とした求人開拓事業に1名、観光施設の桜に寄生しておりますてんぐ巣病の対策のための作業員4名を雇用するための経費を計上しております。総額で748万7,000円となっております。

次に、農林水産業費では、農作物かんがい対策のための補助金、明浜ふるさと創生館、塩ぶろ、野村ほわいとファームの修繕のための経費を計上しております。総額で2,105万円となっております。

次に、土木費では、県道城川遊子川線改良ほか7路線に係る県営道路事業負担金を計上しております。総額で1,307万3,000円となっております。

次に、教育費では、新学習指導要領に適応した学習環境を整備するための市内小・中学校に電子黒板40台を購入する費用、建物の危険度を示すIs値が0.3以下または一部0.3以下である大和田小学校、皆田小学校、宇和中学校、三瓶中学校の校舎の耐震補強工事等に係る経費を計上しております。総額では4億7,509万1,000円となっております。

次に、災害復旧費では、6月の梅雨前線豪雨、7月の中国・九州北部豪雨、8月の台風9号豪雨による農地24カ所、農業用施設18カ所、林業

用施設11カ所、河川1カ所、市道11路線の災害復旧に係る経費を計上しております。総額で2億447万1,000円となっております。

次に、諸支出金では、平成20年度決算確定により余剰金が確定しましたので、地方財政法第7条第1項の規定により、余剰金の2分の1の相当額を財政調整基金に積み立てております。

また、小・中学校の耐震対策等に備え、学校施設整備基金に5,000万円を積み立てております。

以上、歳出の予算の概要でございましたが、続きまして、主な収入についてご説明をいたします。

まず、分担金につきましては、農地災害及び農業施設災害復旧費に係る分担金であります。

次に、国庫負担金につきましては、すべてが災害復旧に伴うものでございます。国庫補助金では、スプリンクラー設置に伴う地域介護福祉空間整備交付金、子育て応援特別手当交付金、女性特有のがん対策に伴う疾病予防対策事業補助金、循環型社会形成推進のための交付金、学校情報通信技術環境整備のための補助金及び小・中学校施設の耐震補強等に係る補助金を計上しております。

次に、県補助金につきましては、緊急雇用創出事業に伴う補助金などを計上しております。

このほかにどんぶり館の株式配当金や環境フェアに伴う自治総合センター助成金などを計上しております。

市債につきましては、主に庁舎建設事業、小・中学校施設耐震事業及び災害復旧事業に伴うものとなっております。

また、本補正におきまして、平成20年度の繰越金5億5,583万8,000円を計上しております。この上で歳出に不足する財源措置として財政調整基金8,708万9,000円の繰り入れを行っております。

また、継続費補正で、大和田小学校耐震補強事業費、宇和中学校耐震補強事業費、三瓶中学校耐震補強事業について新たな継続費の追加をし、それぞれについて総額、年度、年割り額の設置をしております。

また、庁舎建設事業費、本体工事でございますが、ついて、年割り額の変更を行っております。

次に、債務負担行為補正で、汚泥再生処理施設整備事業費、生活環境影響調査業務についてでご

ございますが、これにつきまして新たな債務負担行為を追加して、期間を平成21年度から平成22年度までの限度額を1,260万円と設置しております。

以上、ご説明をいたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

18ページをお開き願います。

9目11節修繕料2,277万7,000円でございますが、これは現在西予市イントラネットの光ケーブルを四国電力やN T Tの電柱に共架をさせていただいておりますが、電柱の老朽化による立てかえ、ケーブルテレビ事業による共架物の過重により電柱が強度不足となりますので、そのための立てかえ等により光ケーブルの共架がえが必要となりますので、そのための費用であります。

次に、19ページでございますが、12目22節補償金1,750万円につきましては、ケーブルテレビ事業におきましてケーブル線を電柱共架することとしておりますが、この共架過重により電柱が強度不足となり、立てかえの必要が生じました。そのための補償金であります。

同じく18目15節工事請負費3,656万円ですが、庁舎建築工事におきまして、当初建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3工事に分離発注することとし、今年度の予算はその前払い相当金を計上していたところであります。このたび機械設備工事をさらに空調設備工事と給排水衛生設備工事に分離発注することといたしました。このことにより前払い金の限度額の関係で予算増額の必要が生じたので、そのための費用であります。

22ページをお開き願います。

3目19節地域介護福祉空間整備交付金事業補助金3,397万3,000円ですが、これは平成19年の消防法施行令改正に伴い、平成21年4月から延べ面積275平米以上の自力避

難困難者入所施設にスプリンクラーの設置が義務づけられたことにより、市内グループホーム7施設に対し補助するものであります。全額国の補助金を充てております。

24ページをお開き願います。

6目子育て応援特別手当3,640万円ですが、これは経済危機対策として、平成21年度に限り10月1日を基準日として、3歳から5歳までの児童1人当たり3万6,000円の子育て応援特別手当を第1子まで拡大して交付するものであります。全額国の交付金を充てております。

次に、25ページでございますが、1目20節住宅扶助費129万6,000円につきましては、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、また喪失するおそれのある方に対して住宅手当を支給することにより、これらの方の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものであります。住宅手当は6カ月を限度とし、1カ月当たり2万7,000円を措置し、現在8人を見込んでおります。全額国の補助金を充てております。

同じく2目予防費491万6,000円につきましては、女性特有のがん検診推進事業として、一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付することにより検診受診率の向上を図るものであります。

27ページをお開き願います。

生活環境影響調査業務委託料630万円ですが、これは汚泥再生処理施設建設の適地選定を行う上で、水質、騒音、振動、悪臭等周辺環境に及ぼす影響を事前に調査し、また予測し、その結果を評価することにより環境汚染の未然防止策を事前計画に反映させるための調査委託料であります。概算事業費1,890万円とし、平成22年度に1,260万円の債務負担行為を設定しております。

28ページをお開き願います。

3目緊急雇用創出事業748万7,000円ですが、これは雇用対策事業として人権同和教育の推進事業に2名、市内外企業を対象とした求人開拓事業に1名、観光施設の桜の木に発生しているてんぐ巣病対策のための作業員4名の雇用に係る経費であります。

なお、浄化槽台帳整備事業に雇用することとしておりました1名は、減員をしております。

同じく29ページでございますが、2目23節農業構造改善事業補助金返還金101万8,000円でございますが、これは国道378号道路拡張工事に伴う明浜町俵津にあります東宇和農業協同組合所有の農産物集荷施設の処分に係る国庫補助金返還であります。このことにつきましては、さきの6月補正で計上したところでありますが、その後国の示した返還金の計算式に誤りがあり、返還額の増額が生じたのでそれに係る経費であります。事業主体である西予市が、当該処分財産に係る国庫補助金残存価格の返還を行うものでありますが、財源につきましては、全額東宇和農協からの返還金を充てております。

同じく3目19節農作物かんがい対策事業補助金439万9,000円につきましては、さきの4月から5月にかけての少雨渇水による農作物かんがい対策事業として、揚水ポンプ原動機等の購入に対し2分の1の補助をするものであります。

30ページをお開き願います。

9目13節施設管理運営委託料696万3,000円でございますが、これはふるさと創生館、塩ぶろ、民宿故郷、ほわいとファームの施設及び備品の修繕等に係る委託料であります。

同じく2目19節林業機械導入事業補助金300万6,000円でございますが、これは株式会社エフシーが県の補助を受け林業機械ハーベスタを購入する計画であります。その補助残の4分の1を補助するものであります。

次に、31ページでございますが、4目15節工事請負費250万円につきましては、三瓶、周木漁港漁村再生交付金工事の工種の変更によるものであります。このことにより事業費は770万円となります。

33ページをお開き願います。

1目15節工事請負費200万円でございますが、これは三瓶緑地公園の火災によります遊具修繕工事に係る経費であります。

同じく6項1目15節工事請負費200万円につきましては、旧俵津駐在所跡住宅の解体工事に係る経費であります。

35ページをお開き願います。

2目18節機械器具費3,658万6,000円でございますが、これは城川地区小学校のパソコン

ン教室のパソコン老朽化に伴う買い換え53台と市内小学校に設置する電子黒板31台に係る経費であります。

同じく3目15節工事請負費1億2,554万7,000円でございますが、市単独分につきましては、狩江小学校屋内運動場屋根改修工事と宇和町小学校共聴テレビアンテナ改修工事であります。国庫補助分につきましては、大和田小学校と皆田小学校の耐震補強工事と皆田小学校窓改修工事に係る経費であります。

36ページをお開き願います。

2目18節機械器具費666万円でございますが、これは市内中学校に電子黒板を設置するものであります。9台の購入を予定しております。

同じく3目15節工事請負費2億7,012万1,000円につきましては、宇和中学校及び三瓶中学校耐震補強工事に係る経費であります。

39ページをお開き願います。

3目15節工事請負費154万6,000円でございますが、これは三瓶文化会館舞台空調設備改修に係る経費であります。

40ページをお開き願います。

1目24節投資及び出資金100万円でございますが、これは愛媛マングリンパイレーツ球団株式会社への出資金であります。

次に、41ページでございますが、1目15節工事請負費874万1,000円でございますが、これは城川地区4カ所、野村地区3カ所の田畑等の農地災害復旧工事に係る経費であります。同じく19節市単独災害復旧事業費補助金330万円につきましては、城川地区9カ所、野村地区8カ所の農地災害復旧に対し補助するものであります。

42ページをお開き願います。

2目15節工事請負費2,500万円でございますが、これは宇和地区2カ所の農業用ため池の災害復旧工事に係る経費であります。同じく19節市単独災害復旧事業費補助金295万円につきましては、城川地区9カ所、野村地区7カ所に係る農業用施設災害復旧に対し補助するものであります。

次に、43ページでございますが、1目道路橋梁河川災害復旧費1億4,934万円につきましては、城川松葉川支流及び市道惣川袴原線ほか10路線の災害復旧に係る経費であります。

44ページをお開き願います。

1目基金費3億5,300万円でございますが、これは財政調整基金、学校施設整備基金の積み立てに係る経費であります。財政調整基金につきましては、平成20年度一般会計剰余金の2分の1相当額を積み立てております。

また、学校施設整備基金につきましては、市内小・中学校施設の耐震補強等に要する経費に資するため積み立てを行うものであります。

次に、歳入でございますが、戻りまして13ページをお開き願います。

1目1節地域介護福祉空間整備交付金3,397万3,000円でございますが、これはスプリンクラー設置に係る国庫補助金であります。同じく3節住宅手当緊急特別措置事業費国庫補助金129万6,000円でございますが、これは住宅扶助費に係る補助金であります。

同じく2目1節疾病予防対策事業費国庫補助金433万9,000円でございますが、これは女性特有のがん検診推進事業に係る補助金であります。

また、循環型社会形成推進交付金578万3,000円につきましては、汚泥再生処理施設の生活環境影響調査等に係る補助金であります。

同じく7目1節の小学校費国庫補助金のうち、学校情報通信技術環境整備事業費国庫補助金2,080万2,000円でございますが、これはパソコンと電子黒板購入に係る補助金であります。

また、学校建設費国庫補助金8,302万7,000円につきましては、耐震補強工事等に係る補助金であります。同じく2節中学校費の国庫補助金につきましては、中学校の電子黒板購入と耐震補強工事に係る補助金であります。

15ページをお開き願います。

18目繰越金でございますが、平成20年度の決算が確定しましたので、5億5,583万8,000円を計上しております。

以上、説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第128号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第138号「平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」についてまで

の11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第128号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、市町村共済の公的負担金率の改定に伴うもので、本予算の歳入歳出に4万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,960万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の一般管理費で、共済費の職員共済組合負担金4万6,000円の増額であります。

歳入では、一般会計繰入金4万6,000円を増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森教育部長。

森教育部長 議案第129号「平成21年度育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度決算による繰越金の計上と平成21年度貸付金の確定及び償還金の増額によるものでございます。

歳出では、新規貸付者数の減少による貸付金を936万円減額し、予備費を1,881万9,000円増額するものであります。

歳入につきましては、償還金が当初の計上額を上回ると見込まれますので、390万9,000円を増額し、平成20年度決算により発生した繰越金を555万円増額するものです。これにより歳入歳出をそれぞれ945万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額は7,745万5,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第130号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入で本予算による国保税の減額、前年度精算による療養給付費交付金の増額、決定通知による前期高齢者交付金の減額及び平成20年度決算による繰越金の増額とまた歳出では、出産育児一時金の引き上げに伴う保険給付費の増額、決定通知による後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金等の調整及び前年度精算による療養給付費負担金返還金の増額等を行うものであります。

歳出では、一般管理費の人件費42万8,000円、保険給付費の出産育児一時金80万6,000円、後期高齢者支援金等100万円をそれぞれ増額し、前期高齢者納付金等24万1,000円、老人保健拠出金569万6,000円、介護納付金90万5,000円をそれぞれ減額し、償還金の過年度療養給付費等負担金788万5,000円及び高額療養費特別支給金36万9,000円を増額いたしました。

歳入では、国民健康保険税を6,100万円減額、国庫支出金の介護従事者処遇改善臨時特別交付金4,000円、出産育児一時金補助金40万円、療養給付費等交付金441万9,000円をそれぞれ増額し、前期高齢者交付金を8,587万9,000円減額、一般会計繰入金69万4,000円、財政調整基金繰入金2,515万5,000円、前年度繰越金1億1,985万3,000円をそれぞれ増額いたしました。これによりまして議決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ364万6,000円を増額し、事業勘定予算歳入歳出予算の総額を59億5,089万2,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正の主な内容は、前年度決算により繰越金、一般会計繰入金の調整とこれに伴う基金積立金、繰出金の調整及び診療所の修繕工事に係る経費等であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

俵津診療所の歳出では、一般管理費の人件費を13万7,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を8万5,000円増額、前年度繰越金を5万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,805万1,000円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費の人件費を11万4,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を4万8,000円増額、前年度繰越金を6万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,366万3,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の人件費を34万2,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を23万3,000円、田之浜診療所繰入金を6万1,000円、前年度繰越金を4万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億140万7,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、高山診療所繰出金を6万1,000円増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を6万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,494万7,000円といたしました。

次に、惣川診療所の歳入では、前年度繰越金を4万6,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額しましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、土居診療所の歳出では、一般管理費の人件費を28万3,000円、修繕工事請負費を126万円それぞれ増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を133万6,000円、遊子川診療所繰入金を20万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,928万9,000円といたしました。

次に、遊子川出張診療所の歳出では、一般管理費の土居診療所繰出金を20万7,000円増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を20万2,000円、意見書手数料を5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を440万3,000円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の人件費を110万2,000円、基金積立金を193万5,000円、予備費193万5,000円を増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を497万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,562万2,000円といたしました。

次に、周木診療所の歳出では、予備費を259万円増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を259万円増額し、歳入歳出予算の総額を4,690万4,000円といたしました。

続きまして、議案第131号「平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成20年度の老人医療給付費等実績額確定に伴い生じた超過返還金を計上するもので、それに伴い一般会計からの繰入金を計上するものであります。

まず、歳出につきましては、償還金として国庫負担金償還金を1,368万9,000円、支払基金償還金を987万7,000円増額いたしました。

次に、歳入につきましては、一般会計繰入金2,356万5,000円、前年度繰越金1,000円を増額いたしました。これによりまして歳入歳出それぞれ2,356万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額は3,738万6,000円となりました。

続きまして、議案第132号「平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入においては、繰越金と市町村共済組合負担金の増に伴う一般会計繰入金を計上するものであります。

歳出につきましては、一般管理費で共済費を24万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金で負担金を1,374万4,000円増額いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を1,374万4,000円、事務費に係る一般会計繰入金を24万9,000円増額いたしております。これによりまして歳入歳出予算をそれぞれ1,399万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億7,123万円と定めるものであります。

続きまして、議案第133号「平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入においては繰越金、歳出では基金積立金、償還金が主なものであり、歳入歳出それぞれ3,729万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を46億5,271万8,000円といたしました。

内訳といたしまして、歳出では、総務費の一般管理費で、市町村共済の負担率の改定に伴い職員共済組合負担金を52万円、基金積立金で前年度精算による積立金を781万4,000円、諸費支出金の償還金及び還付加算金で、基金積立金と同様に前年度精算による国支払基金、県への返還金を2,896万1,000円増額いたしました。

歳入では、繰入金の一般会計繰入金を52万円、繰越金を3,677万5,000円増額いたしました。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第134号「平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の確定と中川地区の管路移設工事の変更に伴うもので、歳入歳出それぞれ206万3,000円増額し、歳入歳出の総額を7億943万1,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費で、宇和町坂戸地区国道56号線歩道設置工事に伴う管路移設工事73万5,000円、管理施設の経年による老朽化対応のための修繕費115万8,000円、市町村共済の公的負担金率の改定に伴う負担金17万円を増額いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金17万円、前年度からの繰越金115万8,000円、雑入で管路移設工事に対する補償金73万5,000円の増額であります。

続きまして、議案第135号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に前年度繰越金の確定及び事業費の見直しによるもので、歳入歳出予算からそれぞれ693万1,000円減額し、歳入歳出予算を9億311万円と定めるものであります。

歳出では、市単独事業として予定しておりました事業が補助対象事業の取り扱いとなり、現在計

上している補助対象事業費内での施工が可能となったことから施設整備費で事業費を調整し958万3,000円を減額、また施設の修繕に伴う施設管理費40万4,000円、元利償還金の増による公債費224万8,000円の増額であります。

歳入につきましては、前年度繰越金の確定により過年度分の事業収入25万9,000円の減額、繰越金218万2,000円を増額し、これに伴い一般会計繰入金885万4,000円を増額いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第136号「平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、職員共済組合負担率の改定による人件費の増額と前年度繰越金の調整を行うもので、歳入歳出にそれぞれ1,514万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,663万7,000円と定めるものであります。

7ページをお開きください。

歳出の主なものは、総務管理費においては、共済費19万8,000円の増額と委託料150万円、各施設のこれは老朽化対策の財源とする基金積立金1,068万8,000円を計上いたしております。

また、施設整備事業においては、三瓶地区における道路改良工事に伴う配水管布設がえのために工事請負費を275万7,000円、水源整備事業に係る水源用地取得のため土地購入費35万円を増額いたしております。

6ページの歳入の主なものにつきましては、前年度繰越金1,510万7,000円を計上しております。

続きまして、議案第137号「平成21年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費に係るものであります。したがって、収益的支出のみの補正となっております。

おります。

営業費用におきまして、市町村共済の公的負担金率の改定に伴います法定福利費の増額、臨時職員の雇用に伴います賃金及び法定福利費の増額を行いまして、合わせて218万9,000円を増額いたしております。これによりまして収益的支出の総額は6億2,695万1,000円となりました。

また、この人件費の増額補正に伴いまして第3条で議会の議決を受けなければ流用することができない経費を218万9,000円増額し1億2,218万6,000円といたしております。

続きまして、議案第138号「平成21年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、病院の運営上におきまして緊急に見込まれる経費につき増額を行うものであります。

補正予定額は、収益的収入及び支出では、支出のみ396万7,000円、資本的収入及び支出でも支出のみ336万円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとしております。これらの内容は、4ページの事項別明細をごらんください。

その主なものは、医業費用のうち、経費の14節委託料で、宇和病院での医業事務委託料163万2,000円の増額、野村病院において建物外壁の調査委託料200万円を計上しております。

また、5ページの建設改良費では、野村病院において診療力管理体制を整備するために診療情報管理システムの導入経費336万円を計上しております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時30分）

議長 再開いたします。（再開 午前10時40分）

（日程8）

議長 次に、日程第8、認定第1号「平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲会計管理者。

上甲会計管理者 それでは、平成20年度西予市一般会計の決算についてご説明をさせていただきますが、何分にも膨大な決算額であり、ページ数も多数になっておりますので、大まかな説明になりますことをまずお許しいただきたいと思いません。

お手元に地方自治法に基づきます平成20年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただきますので、主にこれに基づきまして説明をさせていただきます。

認定第1号「平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページからになります。

2002年に始まった景気回復基調はイザナギ景気超えとも言われ、戦後最長の景気回復拡大となったものの、輸出依存型であり、雇用者所得など家計部門への波及は緩やかで、その恩恵を実感することなく終えんいたしました。こうした中で石油価格の高騰やそれに関連する食糧、原材料価格の高騰により、農林水産業や中小零細企業など価格転嫁が困難な生産者は大きな影響を受け、また医療、年金問題や雇用者間の格差問題から生活の不安感が増大し、購買意欲を冷え込ませ、景気後退を招きました。

さらに、サブプライム住宅ローン問題に端を発する金融危機に直面し、株式、為替相場の変動など昨年秋以降世界同時不況の影響を受け、戦後最悪の経済危機に陥っています。国、地方の財政状況においても不況に伴う税収減や2度に及ぶ緊急で大規模な経済対策などにより、平成20年度末の国、地方を合わせた長期債務残高は787兆円に及ぶことが見込まれ、市場先進国中、最悪な水準になるなど極めて厳しい状況であり、大きな負担を将来世代に先送りするといった異常な状態が続いております。

一方、本市の財政状況に目を向けますと、歳入においては、平成16年度から18年度にかけて国の三位一体の改革が進められ、地方交付税や国、県の負担金、補助金の減少や産業である農林水産業の長期低迷による市税の伸び悩みなどの影響により、必要な一般財源の確保が困難な状況が

続き、歳出においては、総合計画に伴う普通建設事業費や少子・高齢化社会への対応など、新たな行政経費の増大により依然として厳しい財政状況を迫られております。

平成20年度においても、国、地方の財政状況や行財政改革の方針及び合併後のまちづくりの基本方針として、平成17年度に作成した西予市総合計画や西予市行政改革大綱集中改革プランなどの趣旨に基づき、総合計画で示した将来像「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」を行財政運営の基本指針とし、すべての市民が西予市の未来に夢を抱き、自然と共生する美しく快適、安全な暮らしを確保するため不断に行財政改革に取り組み、着実にまちづくり推進をしてきたところです。特に平成18年度から導入を進めてきた行政評価システムの施策枠予算を執行運用するとともに、まちづくりにおける重要な課題で財政的にも大きな影響を及ぼす59の項目について事務事業評価を実施し、予算に反映させるなど事務事業全般の徹底した見直しや各施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化、財政健全化に努めてまいりました。

また、地方財政改革の一環として、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定義務づけなどは平成21年4月から施行されることになりました。今後地方公共団体は、この指標や財政運営の重要な基準となり、情報公開や特別会計、企業会計、第三セクターなどを含めた会計全体としての財政健全化への取り組みが重要となっており、一般会計に準じて事務事業評価を取り入れた事業運営方法、事務事業の内容や計画の抜本的な見直しなどにより財政規律を強化していく必要があります。

本成果報告書作成に当たっては、西予市総合計画の中の基本計画をもとに行行政評価システムと連動させ、総合計画に示す施策、基本事業ごとにその主なものを抜粋して取りまとめております。この基本計画は、基本構想に基づき今後取り組むべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に定めたもので、計画期間は基本構想と同じく10年間とし、急速に変化する社会経済情勢に的確かつ

柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ることとしております。

それでは、平成20年度一般会計の決算状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況についても説明し、主要な施策の成果につきまして、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支につきましてご説明をいたします。

資料は21ページになります。

平成20年度の一般会計の決算規模は、歳入決算額238億7,008万8,000円、歳出決算額231億2,068万6,000円、歳入歳出差し引き額は7億4,940万2,000円となり、繰越財源1億4,356万4,000円を除くと実質収支は6億583万8,000円となります。前年度の決算規模と比較すると、歳入で7億4,353万4,000円の減、歳出では8億6,352万6,000円の減となっており、平成16年度以降行財政改革などの影響により縮小が続いております。

次に、歳入決算の概要について説明を申し上げます。

平成20年度の決算額は238億7,008万8,000円で、前年度の246億1,362万2,000円と比較し、7億4,353万4,000円の減となり、5年連続の減額となっております。

その主な要因としては、国の歳出歳入一体改革などに伴う投資的事業の減少による国県支出金、地方債などの減によるものでございます。

また、市税は景気後退、低迷により横ばい状況が続き、788万3,000円減の32億5,097万3,000円となる一方、地方交付税は地方再生対策費の創設などにより4億7,822万円の増となりました。

財産収入においては、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金返還金が発生したことなどにより3億9,343万4,000円の増となりました。

歳入のうち市税等の自主財源は24.3%で、残り75.7%は地方交付税や地方債、国県支出金などに依存し、財政基盤が脆弱な本市においては、今後も国の歳出歳入一体改革や国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策

により大きな影響を受けることが想定され、また合併による財政的支援措置が今後減少することを考慮すると予算規模は縮小せざるを得ない状況でございます。

次に、自主財源と依存財源について説明を申し上げます。

資料は23ページになります。

自主財源は57億9,438万4,000円と歳入全体の24.3%、依存財源が180億7,570万4,000円で75.7%を占めています。平成19年度の税源移譲により税収が増となった一方、長引く景気低迷及び景気後退などの影響により税収が減少傾向にあり、自主財源は伸び悩み、収入のおよそ半分は地方交付税に依存しており、脆弱な財政基盤の状態が続いております。

次に、地方交付税の状況について説明をいたします。

普通交付税額については、前年度と比較して、全国総額ベースで1.3%増、全国市町村平均で3.8%の増、愛媛県内市町平均で2.4%増という状況の中で、本市においては、地方再生対策費の創設などによって基準財政需要額がふえ、交付額は対前年度3億9,321万4,000円増の106億6,622万5,000円となりました。

特別交付税につきましては、全国総額ベースで1.3%増、全国市町村平均で1.3%の増、合併関係市町村や災害復旧費関連などに集中的に配分となったため、愛媛県内市町平均では2.4%増となりましたが、本市においては、頑張る地方応援プログラムやその特別な財政需要の算定により、昨年度に比べ8,500万6,000円の増額になり、11億4,710万8,000円を確保することができました。

また、臨時財政対策債は6億6,840万円で、前年度と比較し4,520万円減となり、これを含めた交付税総額は昨年度に比べ4億3,302万円の増となりました。今後一連の経済対策などの影響により一時的に交付税の増額が見込まれるものの、その後については、国の歳出歳入一体改革を基本として交付税改革がさらに進められ、交付額の削減が予想されること、合併による算定がえが約20億円あり、この額が合併の12年後から5年間で段階的に減額になることなどにより極めて厳しい財政状況となることが懸念され

ます。

次に、財政力指数の状況について説明をいたします。

資料は24ページになります。

平成20年度財政力指数は0.282で、昨年度より0.001ポイント低下しています。平成19年度の全国市町平均は0.55、平成20年度の県市町平均は0.48であり、本市の財政力は極めて脆弱な状況であります。この指数は、交付税算定における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除し得た数値の過去3カ年の平均数値を示すもので、この指数は1.0に近くなるほど財政力が強く、財源に余裕があり、1.0を超えると普通交付税不交付団体になります。将来的にこの指数がわずかながら上昇することが予想されますが、基準財政収入額の変化が少ないものの、人口の減少など需要額全体が縮減傾向にあるため、結果として指数は大きくなることによるものでございます。

次に、市債の状況について説明を申し上げます。

資料は25ページになります。

市債の発行については、不足財源の補てんとして健全財政を維持できる範囲内で、財政上有利な起債を必要最小限借り入れすることとしておりますが、平成20年度の決算額は22億7,760万円で、普通建設事業の削減などにより前年度の決算額32億1,170万円と比較し9億3,410万円の減となり、地方債残高は325億1,875万5,000円となり、昨年度より9億7,028万9,000円減少となりました。

次に、歳出決算の概要について説明を申し上げます。

資料は26ページになります。

平成20年度の決算額は231億2,068万6,000円で、前年度の239億8,421万2,000円と比較して8億6,352万6,000円の減となっております。

その主な要因は、職員採用の抑制、早期退職者制度導入などによる人件費の削減、行政評価システムを導入しての事務事業見直しによる経常経費の削減、過疎・辺地対策事業債の一部償還終了などによる公債費の減、道路建設事業、中学校屋内運動場建設事業、まちづくり交付金事業、特別養護老人ホーム建設補助金など国庫補助事業を含め

た普通建設事業の見直し、削減及び事業の終了による投資的経費の減、災害復旧事業費の減などによるものでございます。

性質別決算額では、人件費が47億4,699万3,000円、公債費が39億137万3,000円、普通建設事業費が33億4,069万9,000円、物件費が31億5,721万6,000円、これらの合計が歳出の65.5%を占めています。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は108億3,263万9,000円となっております。昨年度と比較し、災害復旧費が公共土木施設災害及び農林水産施設災害などの減により1億6,450万9,000円の減、普通建設事業費が国庫補助事業等の減により13億834万8,000円の減、投資及び出資金が上水道事業会計への出資金の減などにより4,042万4,000円の減となっております。

一方、積立金は減債基金、一般廃棄物処理施設等建設基金などの積み立てにより4億5,356万2,000円増となっております。

目的別に見ますと、民生費が56億1,941万7,000円、公債費が39億107万3,000円、農林水産業費が29億4,788万1,000円、総務費が23億7,532万5,000円で、これらの合計が歳出の6割以上を占めております。特に総務費につきましては、ケーブルテレビ整備事業の本格事業などの実施によりまして、前年度と比較して2億3,634万7,000円の増となっております。

一方、農林水産業費については、漁港施設整備事業の減などにより2億4,346万6,000円の減、教育費については、教育施設整備事業の減などにより1億979万8,000円の減、商工費につきましては、シーサイドサンパーク交流施設整備事業の終了などにより5,463万円の減となっております。

次に、公債費比率と実質公債費比率の状況について説明を申し上げます。

資料は28ページでございます。

平成20年度の公債費比率は10.7%で、対前年度1.6%の減、実質公債費比率は13.8%で、同0.2%減となっております。これは旧町時代に借り入れた過疎対策事業債、辺地対策事業債の一部償還終了による公債費の減及び地方

交付税の増による経常一般財源の増が主な要因となっており、今後合併前後の大型事業に対する償還が本格化することに加え、庁舎建設事業、ケーブルテレビ整備事業などの大型建設事業の実施により上記の比率は高水準で推移することが懸念されております。

また、実質公債費比率については、特別会計を含む公営企業会計の公債費への一般会計繰出金や一部事務組合の公債費の負担金なども算入されるため、すべての会計の建設事業の見直し、削減による市債の慎重な発行や適切な管理により比率の上昇を抑制し、計画的かつ節度ある財政運営が重要となっております。

次に、健全化判断比率の状況について説明を申し上げます。

資料は29ページでございます。

地方公共団体の財政が厳しさを増す中で、自立した財政運営を行うために財政規律の確立が求められ、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、これまでの地方公共団体の財政再建制度が約50年ぶりに抜本的に見直され、財政資本の整備、その開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として生まれ変わりました。その中で4つの健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定などについては平成21年4月から義務づけられました。健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならず、さらに財政再生基準を上回ると、財政再生計画の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更などの勧告が行われ、国の管理下において厳しい財政運営を強いられることとなります。

本市の平成20年度決算における各比率は、以下の表のとおりとなっており、前年度同様いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後実質公債費比率については、一般会計における公債費の増加とともに、特別会計への繰出金のうち、元利償還の財源に充て

たと認められる額の増大などにより上昇し、将来負担比率についても、特別会計などへの地方債の元金償還に充てる一般会計などからの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少などにより大幅に上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められております。

次に、主要な施策の成果について、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告申し上げます。

資料は2ページからになります。

年度後半の景気、雇用情勢の悪化、農林水産業の長引く低迷などにより市税収入の横ばい状況が続いたものの、地方交付税において地方税偏在是正による財源を活用し、地方が自主的、主体的に行う活性化施策に必要な経費に充てるための地方再生対策費が創設されたことにより増額となり、一般財源総額は対前年度と比較し増加をいたしました。

一方、歳出においては、国の歳出歳入一体改革により国庫補助負担金事業が減少する中で、行政評価システムを導入して人件費、経常経費の削減や普通建設事業費の削減など事務事業全般にわたり徹底した歳出の見直し、各種施策の優先順位についての厳しい選択と必要事業への重点的、効率的な配分を行いつつ、西予市総合計画に基づいた各種施策事業を積極的に推進し、予定どおりの成果を上げることができました。

本年度の主な事業として、庁舎建設事業においては、市民の利便性や行政事務の効率化、地域社会への影響、財政上の課題などについて総合的な検討を終え、基本設計及び実施設計業務を委託するとともに、既存建物の改修などの関連事業に着手をいたしました。

また、2011年7月にアナログテレビ放送からデジタル化への対応及び通信格差の解消を図るためのケーブルテレビ整備事業については、推進のための説明会を随時開催する一方、宇和町及び野村町中心部の本体工事、センター施設整備工事に着手し、事業推進を図りました。

農業の振興では、原油価格の高騰などに伴い、輸入畜産粗飼料が高騰し、畜産農家の経営を圧迫していることに対応し、新たに畜産産地粗飼料流通緊急支援事業に取り組み、流通経費の補助を行いました。

教育施設の整備では、平成19年度からの継続事業で取り組んでいる大野ケ原小学校改築、宇和

中学校屋内運動場の設計委託及び小・中学校などの耐震診断などによる安全で豊かな教育環境づくりに努めました。

さらに、国においては、金融経済危機による急激な景気後退を受けての緊急対策として、2度にわたる補正予算が組まれ、生活者の不安解消などを目的とした地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金第1次補正及び定額給付金や地方公共団体支援策として、地域活性化などに資するきめ細かなインフラ整備などを進めるための地域活性化・生活対策臨時交付金第2次補正などが、地方公共団体に対し交付され、地域の活性化や雇用維持、創出、中小企業の受注に配慮した事業実施による景気の下支えを行うこととしましたが、予算成立時期からその多くは繰越事業として平成21年度において執行することになりました。

しかしながら、これら一連の景気対策は、緊急避難的、一時的な措置ととらえており、その負担は将来のさらなる財政悪化につながるものが、国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針で示された2011年度までの歳入歳出一体改革が引き続き進められることが見込まれます。今後社会保障費、公債費、繰出金などが増加するとともに、合併に伴う財政的支援措置が徐々になくなり、厳しい財政運営となることが想定されますが、限られた財源を有効に活用するため、行財政のスリム化と効率化に積極的に取り組み、健全財政に努め、継続可能な財政基盤を確立することが急務となっております。

なお、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書の12ページから17ページに記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、主要な部分のみをご説明を申し上げますが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして、施策の成果報告に基づき各担当部課長が説明を行いますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

議長 次に、日程第9、認定第2号「平成20年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定につい

て」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲会計管理者。

上甲会計管理者 それでは、平成20年度西予市特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

公営企業を除く特別会計全体の歳入決算額は148億7,079万1,000円、歳出決算額が146億2,870万3,000円、歳入歳出差し引き額は2億4,208万8,000円となり、繰り出すべき財源815万円を差し引いた実質収支は2億3,393万8,000円の黒字決算となっております。

それでは、会計別にご説明を申し上げます。

まず、認定第2号「平成20年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は239ページからになります。

授産場特別会計は、歳入歳出総額ともに1,757万5,000円で、形式収支、実質収支ともに0円でございます。

なお、手袋加工賃などの事業収入につきましては、昨年度より128万円増の581万9,000円となりました。

次に、認定第3号「平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は243ページからになります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入歳出総額ともに1,371万8,000円であり、前年度と比較いたしまして251万円の減となり、形式収支、実質収支ともに0円でございます。

次に、認定第4号「西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は245ページからになります。

育英会奨学資金貸付特別会計は、歳入総額6,648万5,000円、歳出総額4,593万5,000円となり、形式収支、実質収支ともに2,055万円を計上しております。

なお、20年度貸付者は、継続者が85名、新規者が37名で、貸付総額は4,572万円、償還者は341名で、償還総額5,658万8,000円でございます。

続きまして、認定第5号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は247ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が58億8,951万円、歳出総額は57億6,965万6,000円となりました。形式収支、実質収支ともに1億1,985万4,000円となっておりますが、21年度以降税率の減少や各種交付金などの精算などに必要な財源となることが予想されます。今後も健全な財政運営のための保険税収入の確保対策や西予市健康づくり計画2014の実践により医療費の適正化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定について、診療所別にご説明を申し上げます。

資料は253ページからになりますが、255ページをお開きください。

俵津診療所勘定は、歳入総額が7,567万8,000円、歳出総額7,562万5,000円となり、形式収支、実質収支ともに5万3,000円を計上しております。

狩江診療所勘定は、歳入総額が6,678万円、歳出総額が6,671万3,000円となり、形式収支、実質収支ともに6万7,000円を計上いたしております。

次に、高山診療所施設勘定では、歳入総額が7,623万2,000円、歳出総額が7,618万3,000円となり、形式収支、実質収支ともに4万9,000円を計上いたしております。

次に、田之浜診療所施設勘定では、歳入総額が1,922万円、歳出総額が1,915万8,000円となり、形式収支、実質収支ともに6万2,000円を計上いたしております。

次に、惣川診療所施設勘定では、歳入総額871万2,000円、歳出総額が866万5,000円となり、形式収支、実質収支ともに4万7,000円を計上いたしております。

次に、土居診療所施設勘定では、歳入総額が1億2,168万2,000円、歳出総額が1億2,168万1,000円となり、形式収支、実質収支ともに1,000円を計上いたしております。

次に、杉之瀬出張診療所施設勘定では、歳入総額が848万5,000円、歳出総額が848万

4,000円となり、形式収支、実質収支ともに1,000円を計上いたしております。

次に、遊子川出張診療所施設勘定では、歳入総額466万3,000円、歳出総額が446万円となり、形式収支、実質収支ともに20万3,000円を計上いたしております。

次に、二及診療所施設勘定では、歳入総額が5,670万1,000円、歳出総額が5,172万8,000円となり、形式収支、実質収支ともに497万3,000円を計上いたしております。

次に、周木診療所施設勘定では、歳入総額が4,819万8,000円、歳出総額が4,560万7,000円となり、形式収支、実質収支ともに259万1,000円を計上いたしております。

この10診療所を合計いたしますと、歳入総額が4億8,635万1,000円、歳出総額が4億7,830万4,000円となり、形式収支、実質収支ともに804万7,000円となっておりますが、歳入総額から一般会計繰入金、前年度繰越金を除きますと1億463万8,000円の赤字となっております。今後も赤字経営からの脱却を図るため、医師の兼任管理体制の見直しや医薬材料等の一括購入による経費削減に努め、地域になくてはならない診療所づくりに努めたいと思います。

次に、認定第6号「平成20年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は266ページからになります。

歳入総額は5億8,710万4,000円、歳出総額5億8,710万2,000円となり、前年度と比べ、歳入歳出ともに91.0%の減となりました。これは国の医療制度改革により、これまでの老人保健制度にかわり、新しく平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まり、老人医療費については、2年間の経過措置が設けられ、今年度は平成20年3月診療分と請求漏れ、過誤、再請求などの費用となったためです。形式収支、実質収支ともに2,000円を計上いたしております。

次に、認定第7号「平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は269ページからになります。

後期高齢者医療制度は、国の医療制度改革により従来の老人保健制度にかわり、新たに75歳、一定の障害がある人は65歳以上の方を対象として、平成20年4月から施行された独立した医療制度です。

平成20年度決算規模は、歳入総額が5億4,471万4,000円で、主な歳入といたしましては、被保険者の保険料が3億123万1,000円、繰入金が2億2,873万7,000円です。

歳出総額は5億3,097万円であり、主な歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合負担金が4億7,512万9,000円で、全体の89.5%を占めております。形式収支、実質収支ともに1,374万4,000円を計上いたしました。

次に、認定第8号「平成20年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は271ページからになります。

まず、介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が45億1,248万8,000円、歳出総額は45億7,571万2,000円となり、形式収支、実質収支ともに3,677万6,000円を計上いたしております。今後も被保険者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、介護保険の健全かつ安定した運営を図ってまいります。

次に、サービス施設勘定について事業別にご説明を申し上げます。

明浜特別養護老人ホーム勘定は、歳入歳出ともに3億2,810万円で、形式収支は0円です。

明浜デイサービス勘定も、歳入歳出総額ともに2,826万3,000円となり、形式収支は0円です。

城川居宅介護支援勘定も、歳入歳出総額ともに1,980万4,000円となり、形式収支は0円です。

サービス施設勘定につきましては、市直営事業の廃止に伴い、3月末で打ち切り決算を行ったため、歳入歳出差し引き額である形式収支を0円と

し、未収、未払いにつきましては、平成21年度一般会計において予算計上をしております。

明浜特別養護老人ホーム勘定、明浜デイサービス勘定の剰余金につきましては、明浜特別養護老人ホーム運営基金を廃止し、同基金残高と合わせ、明浜町地域及び宇和町地域振興基金に積み立て運営をいたします。

次に、認定第9号「平成20年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は284ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が4億6,692万8,000円で、主な収入といたしましては、水道料金収入1億1,878万2,000円、繰入金8,961万9,000円、営農飲雑用水事業受託収入5,752万円、市債1億5,230万円などがございます。

歳出総額は4億4,645万3,000円で、主な支出といたしましては、中山間事業負担金が4,811万3,000円、施設整備事業費の工事請負費が9,382万2,000円、公債費が1億5,045万4,000円であり、形式収支、実質収支ともに2,047万5,000円を計上いたしております。

次に、認定第10号「平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は289ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は8億8,995万8,000円、歳出総額8億8,080万円で、形式収支、実質収支はともに915万8,000円を計上いたしております。

本事業につきましては、現在市内8地区が全面供用開始しており、総排水区域面積393ヘクタール、総排水人口が6,072人、年間総処理水54万1,794立方メートルの規模で汚水処理を行っております。

平成20年度における施工内容は、多田地区においては、管路延長978.6メートル、中継ポンプ23カ所、終末処理施設建築、明間地区においては、管路延長1,816.1メートル、終末処理施設建築の工事をそれぞれ実施しております。今後の予定といたしましては、平成21年度に多田処理区、平成22年度に明間処理区において全面供用開始を目標に施設整備を進めてまいり

ます。

最後になりましたが、認定第11号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は296ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額は10億1,979万2,000円、歳出総額は10億631万円で、形式収支は1,348万2,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても533万2,000円の黒字額を計上いたしております。

事業内容につきましては、宇和処理区、野村処理区ともに供用開始をしており、順次拡張区域の整備を鋭意進めているところでございます。

以上、平成20年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして各担当部課長が説明を行いますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 それでは、認定第12号「平成20年度西予市上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書18ページをお開きいただきたいのですが。

まず、平成20年度の西予市上水道事業の連結決算における概要を報告いたします。

総括事項であります。少子・高齢化に伴います人口の自然減少によりまして給水量、給水収益とも年々減少する傾向にあります。

また、使用者の節水意識の向上も使用量の減少、給水中止件数の増加につながり、減収に影響を与えた一因と推測しております。

経常利益につきましては、企業債の償還金免除繰上償還を実施し、低利率に借りかえたことによりまして支払い利息が減少しましたが、しかし前年度に完成しました宇和第4次拡張事業の施設が供用開始となり、減価償却費が増加したため営業費用が増加し、前年度比41.2%の減益となっております。

次に、イの業務量であります。給水人口は前年度から201人減の3万536人、有収水量は

前年度比3.7%減の約334万7,000立方メートルとなりました。

次に、決算額についてご説明をいたします。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、収益的収支ですが、収入の水道事業収益は6億1,895万230円、一方支出の水道事業費用は5億7,041万395円となり、前年度と比較しまして収益は2.7%の減、費用は4%の増となっております。

これらを8ページの損益計算書で見ますと、1の営業収益は5億7,359万5,843円、このうち給水収益は前年度比3.4%減の5億6,438万4,100円となっております。

それに対します2の営業費用は、4億8,642万5,683円でありまして、前年度比7%の増となっております。

支出の主な内容として、人件費、材料費、修繕費、動力費等がありまして、また6,600万8,380円を南予水道企業団への受水費として支払わせております。これらにより差し引きの営業利益は8,717万160円となりました。

次に、3の営業外収益は、水道加入金など1,750万8,414円で、うち124万4,055円が一般会計からの補助金であります。

また、4の営業外費用6,067万8,988円は、企業債の支払い利息として支出しております。

以上によりまして、経営経常利益は、前年度比41.2%減の4,399万9,586円、また当年度純利益は、前年度比41.7%減の4,333万7,756円を計上いたしました。

また、前年度までの繰り越しと合わせまして、当年度末の未処分利益剰余金は4億3,510万7,571円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額3億5,412万3,603円となっております。

その主なものは、企業債3億1,580万円、一般会計繰入金3,049万4,284円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額5億5,452万9,850円で、建設改良費として1億4,053万5,600円を支出し

ております。

この建設改良の主なものは、宇和上水道第4次拡張事業に伴います中央監視施設の整備事業、石綿管布設がえ工事、野村第1浄水場の改良工事等があります。

また、企業債償還元金として4億1,399万4,250円を支出しています。資本的収入額が資本的支出額に不足する2億4万6,247円は、過年度及び当年度の損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金等によりまして補てんをいたします。

なお、37ページからは、各水道事業の決算資料を掲載しておりますので、ご参照を願います。

また、上水道事業におきましては、水道料金等の平準化が喫緊の課題でありまして、事業経営の統合などサービスの向上と企業としての健全経営になお一層努めてまいりたいと考えております。

続きまして、認定第13号「平成20年度西予市病院事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく公営企業会計決算書の94ページをお願いいたします。

まず、病院事業の概況を報告いたします。

平成20年度におきましては、診療報酬改定が全体で0.82%のマイナス改定となり、引き続き厳しい経営状況となりました。宇和病院におきましては、内科医1名の退職により常勤医師が6名での運営となり、患者数も減少し、医業収益は対前年度比4,173万6,000円の減収となりましたが、入院基本料10対1の取得や経費の削減に努め、経常損失6,055万1,000円を計上したものの、赤字の拡大に一応の歯どめができたものと考えております。

次に、野村病院においては、常勤外科医の退職がありました。常勤の眼科医が着任されたため、医業収益においては、前年度比わずかな減額にとどまり、経常損失が2,487万3,000円となりました。

なお、1月には愛媛大学医学部の地域医療学講座の教授に川本前副院長が就任され、野村病院において医学部学生の実地研修が行われることとなりました。

イの業務量ですが、宇和病院では、年間延べ入院患者数3万2,338人、外来延べ患者数3万7,477人、野村病院では、年間延べ入院患者

数3万4,707人、外来延べ患者数7万100人となっております。

次に、これらの決算額についてご報告をいたします。

82ページをお願いいたします。

この表は、宇和病院と野村病院の連結決算による報告書で、消費税を含む額でございます。

まず、1収益的収入及び支出のうち、収入の病院事業収益の決算額は27億1,269万9,806円となり、前年度と比較して3%増収となりました。

一方、支出では、病院事業費用が27億3,258万7,932円となり、前年度対比で2%の減額となっております。

これらを86ページの損益計算書で見ますと、1の医業収益は、入院、外来など対前年度比2.1%減の24億9,484万3,050円となりました。

一方、2の費用は、対前年度比0.8%減の26億2,431万2,564円で、その内訳は、給与費が16億4,000万円、材料費が4億6,700万円、光熱水費や委託料など経費が3億400万円、減価償却費が1億9,800万円などで、結果、営業損失は1億2,946万9,514円となりました。

3の医業外収益は、一般会計からの負担金などで1億4,784万8,119円、4の医業外費用は、支払い利息など1億380万3,268円となり、経常損失では、8,542万4,663円となりましたが、他年度の損益修正によりまして、最終的に両病院合わせまして、当年度純損失は2,069万5,311円となりました。

次に、84ページ、2の資本的収入及び支出であります。資本的収入は2,987万3,000円で、建設改良に伴う一般会計出資金であります。

資本的支出であります。第1項の建設改良費につきましては、老朽化した医療機器の更新や電子化の推進に努め、宇和病院では、骨塩量測定装置、人工呼吸器等、野村病院では、散瞳・無散瞳眼底カメラシステム、高圧蒸気滅菌装置等の購入を行いました。

2項の建物、医療機器等の企業債償還元金であります。建設改良費及び企業債償還元金と合わせました決算額は1億5,663万6,189円となり

ました。これにより資本的収入が資本的支出額に不足する1億2,676万3,189円につきましては、過年度及び当年度分の損益勘定留保資金で補てんをいたします。

以上であります。なお113ページから宇和病院、野村病院ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、認定第14号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく公営企業会計決算書144ページをお開きください。

まず、1の収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

収入の施設事業収益の決算額は3億8,665万2,612円となり、前年度と比較して0.9%、約340万円の減収となりました。

一方、支出の施設事業費用の決算額は3億9,908万668円となり、前年度と比較して1.2%、約480万円の増となりました。

次のページ、2の資本的収支であります。収入はございません。

資本的支出につきましては、企業債償還元金のほか公共下水道への加入工事等で、決算額は3,361万6,124円となりました。支出に対する不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

それでは、148ページの損益計算書でご説明をいたしますと、1の施設運営事業収益は、介護給付費が主でありまして、3億8,555万105円、それに対します2の施設運営事業費用では、その主なものは、給与費で全体の76%を占めておりまして、対前年度比増額となっておりますものは、臨時職賃金や法定福利費であります。総額で3億7,693万8,454円となり、差し引き営業利益は861万1,651円となりました。

また、3の施設運営事業外収益は、預金利息など72万8,131円で、4の事業外費用は、企業債償還利息及び雑支出で2,191万9,567円となり、経常損失及び当年度純損失が1,257万9,785円となりました。

なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は3,364万752円となりました。

これらに伴います事業の概要につきましては、153ページの貸借対照表及び156ページからの事業報告書をご参照をお願いしたいと思います。

以上であります。今後とも関係機関と緊密な連携を図りまして、効率的な施設利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上、3認定案件よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

正司監査委員 決算審査意見につきましてご報告いたします。

市長から、平成21年7月2日付で地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成20年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに平成21年6月16日付で地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度西予市企業会計の決算について慎重に審査し、監査委員は去る8月25日に三好市長に対し、一般会計決算、特別会計決算及び基金運用状況並びに西予市企業会計決算の審査結果について意見書を提出したところでございます。

以下、その結果についてご報告いたします。

お手元の平成20年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の表紙をめくっていただきますと、平成21年8月25日付、西予監発第45号。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員正司哲浩、同松山清。

平成20年度西予市一般会計及び特別会計決算審査並びに基金運用状況審査意見の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成20年度西予市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定められた書類並びに平成20年度西予市基金運用状況について審査したので、そ

の結果について次のとおり意見を提出する。

次に、1ページをお開きください。

平成20年度西予市各会計決算審査意見。

第1、審査の対象。平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算及び平成20年度西予市授産場特別会計外9特別会計歳入歳出決算であります。

第2、審査期間。平成21年7月13日から平成21年8月10までの間実施をいたしました。

第3、審査方法。審査に当たっては、市長から提出されました一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められました書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否及び遺漏がないかどうかについて審査いたしました。

第4、審査結果。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行いました。その結果、財産に関する調査の有価証券において、西予CATV株式会社の株券20株100万円と株式会社野村町地域振興センターの株券3株7万5,000円が確認できませんでした。

また、合併前に取得したかなりの株券及び合併後に購入した株券についても、もとの所有者のままで名義書きかえが行われておりません。これについては、平成21年度に速やかに対応していただくよう要望するものであります。そのほかは適正に執行されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以下に記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。詳細の説明は省略させていただきます。

次に、36ページをお開きください。

5町が合併して5年、決算の審査結果は一般会計の歳入決算額238億7,008万8,000円に対して歳出決算額は231億2,068万6,000円で、合併後の決算額は毎年減少してきています。特別会計合計では、歳入決算額148億7,079万1,000円に対し歳出決算額は146億2,870万3,000円となっております。審査の結果で指摘した以外につきましては、それぞれ予算の目的に沿って適正に執行されていると認められました。

なお、今後の対応や検討課題の概要について申し上げますと、1、ページ4ページの財政指標状

況でも明らかなように、普通会計における経常収支比率が90.2%と高比率で推移しています。このことは既に財政構造の硬直化を示しており、行政内容の変化に伴う弾力性の確保が必要課題であると考えております。

2、国民健康保険特別会計診療施設においては、地域の実情を踏まえ改善されていると思いますが、今後とも一層の経営改善について検討をしていただくよう要望いたします。

3、例年発生している収入未済額いわゆる滞納額等の問題ですが、一般会計で1億8,218万円、特別会計で2億3,156万3,000円、合計で4億1,374万3,000円が生じております。公平性確保の観点から、悪質滞納者に対する法的措置を講じるなど、関係職員は未収金対策と収納率向上に一層積極的に取り組むべきと考えます。

財産に関する調書におきましては、土地及び建物の遊休資産については、有効活用と処分についても検討していただきたいと考えております。

既に指摘した有価証券につきましては、財産的価値を有する私法上の権利を表象する証券です。その権利の行使に当たっては、当該証券をもってなされたものですから、取り扱い及び管理には十分注意して対処していただきたいと考えます。

基金につきましては、安全性を重視する公金の管理運用に関する方針を策定しており、運用成績について公表義務はありませんが、公金の情報を納税者に開示すべきであると考えます。

昨年の決算分から地方財政健全化法に基づく健全化比率の公表が始まり、またこれまでの現金主義の決算書に加え、2009年までに企業会計と同じ発生主義の決算書を作成して財務報告の信頼性の向上を図るため、自治体の会計に民間企業の手法を取り入れた地方公会計改革が進んでいます。財政状況を正確に把握するには、実態を正しく記録した会計制度が不可欠であり、地方財政健全化法と公会計改革は、財政の仕組みを見直す車の両輪であると考えています。今後とも監査機能の充実に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計財産に関する調書、基金運用状況の審査結果について報告とさせていただきます。

次に、平成20年度西予市公営企業会計決算審査意見書の表紙をお開きいただきたいと思います。

す。

平成21年8月25日付、西予監発第46号。

市長三好幹二殿。

西予市監査委員正司哲浩、同松山清。

平成20年度西予市公営企業会計決算審査意見の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成20年度公営企業会計、西予市上水道事業会計、西予市病院事業会計、西予市野村介護老人保健施設事業会計の決算及び関係資料を審査した結果について次のとおり意見を提出する。

1ページをお開きください。

平成20年度西予市公営企業会計決算審査意見。

1、審査の対象。平成20年度西予市上水道企業会計決算、平成20年度西予市病院事業会計決算、平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の3会計であります。

2、審査の期間。平成21年6月17日から平成21年7月24日までの間実施をいたしました。

3、審査の方法。審査に当たっては、3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が、地方公営企業法、その他関係法令の規定に従って作成されているか。また、これらのケース、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて関係諸帳簿により確認いたしました。

あわせて、該事業が公共の福祉を増進し、経済性を発揮して合理的に運営されているかについても必要に応じて関係職員から事情聴取して審査を行いました。

4、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に基づいて作成されており、関係諸帳簿に基づいて確認した結果、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていると認められました。ただ、収益の予算編成に当たっては、予算額が実態とかけ離れ、無理が生じております。しっかりした根拠に基づいた予算額を立てるとともに、運営委員会等において十分協議し、決算額を予算額に近づけるよう健全化に努力する必要があると考えます。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以下に記載しておりますので、お目通しい

ただきたいと存じます。詳細説明は省略させていただきます。

次に、20ページをお開きください。

平成20年度の上水道事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。年間総配水量は422万6,244立方メートルで、前年度に比べ9万2,846立方メートルの減少、年間有収水量は334万6,815立方メートルで、前年度に比べ12万8,455立方メートルの減少、年間有収水率は79.2%と前年度に比べ1.3ポイント減少し、5年連続の減少となっております。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額6億4,278万3,000円に対し決算額6億1,895万円で、執行率は96.3%、税込みの収益的支出は、予算額6億3,584万4,000円に対し決算額5億7,041万円で、執行率は89.7%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を6.6ポイント下回り、利益の向上につながっていると言えます。

3、経営状況。上水道事業の総収益は5億9,110万4,000円で、前年度に比べ1,631万5,000円減少し、総費用は5億4,776万6,000円で、前年度に比べ1,462万4,000円増加し、当年度の純利益は4,333万7,000円と費用が増したことから減益となっております。

各上水道事業体で見ると、過去が赤字決算であった明浜上水道事業体が、企業債の補償金免除繰上償還を実施し、低利率に借りかえたことにより、企業債支払い利息は軽減され、経常利益が出たことから、当年度は各上水道事業体とも黒字決算となっております。このほか各上水道事業体は、上水道事業の拡張、送配水管布設がえ、送水管移設、浄水場改良の工事等、市民の衛生環境の向上と安全で良質な水の提供に成果を上げております。上水道事業の経営の健全化を図るためには、統廃合に向けた計画が予定されている水道ビジョン計画を現実のものとし、各上水道事業体でまちまちである水道加入金、使用料金、個人負担金並びに貯蔵品等の取り扱いの統一化について積極的に検討し、改善できるところから実行に移すべきであると考えます。

なお、水道料金の未収金につきましては、統一

した西予市水道料金徴収事務取扱要領が制定され、収納率の向上につながっていることを申し添えます。

次に、37ページをお開きください。

平成20年度の病院事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。医師は平成21年3月31日現在、宇和病院6名、野村病院5名と定数不足の状況が続いています。特に野村病院においては、4月から常勤の外科医が不在となり、愛媛県のドクタープール制度派遣事業に移行しましたが、眼科部門の医師を確保できたことなどにより、西予市病院全体の総患者数は17万4,622人と前年度に比べ1万2,341人の減少にとどまっています。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額30億6,632万8,000円に対し決算額は27億1,269万9,000円で、執行率は88.5%、税込みの収益的支出は、予算額30億6,632万8,000円に対し決算額27億3,258万7,000円で、執行率は89.1%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を0.6ポイント上回っているものの、ほぼ拮抗していると言えます。

3、経営状況。病院事業の総収益は27億815万6,000円、前年度に比べ7,986万8,000円と3年ぶりに増加に転じ、総費用は27億2,885万1,000円で、前年度に比べ5,146万4,000円の減少となり、当年度の純損失は2,069万5,000円、宇和病院491万3,000円の純利益、野村病院2,560万9,000円の純損失と歯どめのかかった決算となっています。ただ宇和病院の純利益、黒字決算は、旧宇和町時代から蓄積された未収金の未計上分6,546万5,000円を過年度損益修正益として特別利益に計上したため生じたもので、特別利益がなければ、当年度は6,055万1,000円の純損失が生じていることを申し添えておきます。

病院事業は医師不足と患者の減少で極めて深刻な状況が続いていると言えます。患者が病院に足を運んで安心して治療に専念できる体制づくりが必要ではないかと考えます。地域に密着した医療進展のため、西予市市立病院のあり方に関する検討委員会の答申にもあるように、医師の確保、定

着化、経営の効率化等に積極的に取り組み、あわせて職員の資質の向上に努め、救急医療、地域医療の充実等、病院経営の長期健全化の確立に努力していただくよう要望するものであります。

次に、52ページをお開きください。

平成20年度の西予市野村介護老人施設つくし苑事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。つくし苑の定員は105名で、入所80名及びデイケア25名からなっております。当年度の総利用者数は延べ3万3,968名で、1日平均96人、前年96.4人の利用で、充足率は91.4%となっています。これを対照別で見ると、在所者数は延べ2万7,611人で、1日平均75.6人、前年75.7人で、充足率は94.5%、通所者数は6,357人で、1日平均20.4人、前年20.7人で、充足率は81.6%となっており、1日の利用者は、ほぼ前年を維持している状況にあります。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額4億754万8,000円に対し決算額3億8,665万2,000円で、執行率は94.9%、税込みの収益的支出は、予算額4億754万8,000円に対し決算額3億9,908万円で、執行率は97.9%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を3.0ポイント上回り、経費高となっていると言えます。

3、経営状況。つくし苑の総収益は3億8,627万8,000円で、前年度に比べ346万9,000円減少し、総費用は3億9,885万8,000円で、前年度に比べ331万1,000円の減少となっています。

つくし苑は関係機関と緊密な連絡を図り、入所者数及び通所者の確保、経費の節減等に努力されております。利用者数に限界があり、収益面で伸び悩み、赤字決算となっています。つくし苑の平均的な入所者数は76名で、入所割合は95%前後で推移しており、良好であると言えます。さらに、利用者数の確保に工夫するとともに、経費の節減等、経営基盤の構築に努めていただくよう熱望いたします。

以上、西予市公営企業会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

議長 以上で監査報告は終わりました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後0時10分)

議長 再開いたします。(再開 午後0時19分)

(日程10)

議長 次に、日程第10、報告第5号「平成20年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第17号「西予CATV(株)の経営状況について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

別宮副市長。

別宮副市長 報告第5号「平成20年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度において大野ヶ原小学校改築事業の継続費に係る継続年度が終了をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算書を添えてご報告を申し上げます。

続きまして、報告第6号「平成20年度健全化判断比率の報告について」ご説明を申し上げます。

平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付しご報告申し上げます。

続きまして、報告第7号「平成20年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

上水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成20年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付しご報告を申し上げます。

報告第8号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」、報告第9号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第10号「株式会社野村地域振興センターの経営状況について」、報

告第11号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第12号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第13号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第14号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第15号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第16号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第17号「西予CATV(株)の経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人については、同法第243条の3第2項の規定により、事業年度ごとに法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に11法人の平成20年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 それでは、報告第8号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」説明させていただきます。

平成20年度財団法人宇和町住宅協会の事業は、みどり団地2期宅地を平成15、16、17、18、19年度に継続して販売いたしました。全53区画のうち、平成15年度に宇和町住宅産業連合会加盟業者に住宅部屋用地として9区画、個人へ12区画、16年度は3区画、17年度は5区画、18年度は3区画、19年度は2区画、20年度は1区画販売し、平成20年度末現在の残り区画は18区画となっております。

次に、平成20年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業活動収入2,197万5,597円、繰越金6,279万3,170円、合計いたしますと8,476万8,767円でございます。

歳出の部では、事業活動支出で842万7,393円、財務活動支出で2,000万円、合計しますと2,842万7,393円でございます。差し引きしますと繰越金といたしまして5,634万1,374円でございます。

財団法人宇和町住宅協会といたしましては、出資団体からの財政支援を受けず、基金及び繰越金で財源を確保し、健全な運営に努めておりますが、今後は前年度に引き続きみどり団地2期残り区画の販売の促進のみとなっております。

詳細につきましては、お手元のほうへお配りしております資料をお目通しいただいたらと思います。

以上で財団法人宇和町住宅協会の経営状況の説明とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 それでは、報告第9号「西予市土地開発公社の経営状況について」説明させていただきます。

平成20年度西予市土地開発公社の事業につきましては、完成土地売却につきましては、宇和町さくら団地5区画を販売し、3,382万6,810円の収入がありました。公有用地取得につきましては、一般国道378号三瓶バイパス道路改築工事との合併施工負担金といたしまして1,200万円を愛媛県へ支払いをいたしました。公社におきましては、完成土地のうち、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残り13区画、城川町高野子団地全15区画のうち8区画、宇和町さくら団地82区画のうち77区画の販売推進を行っております。

次に、平成20年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収益3,601万2,631円、事業外収益920万1,602円、繰越金3,001万1,019円、事業借入金1億1,134万7,000円、歳入合計1億8,657万2,252円でございます。

歳出の部では、事業費用1億3,067万6,588円、販売費及び一般管理費1,699万5,417円、事業外費用888万4,913円、歳出合計1億5,655万6,918円でございます。差し引き繰越金といたしまして3,001万5,334円でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思っております。

なお、監査日は平成21年5月8日、理事会、平成21年6月12日において事業報告及び決算承認を得たことをご報告いたしておきます。

続きまして、報告第10号から報告第15号まで農林水産関係、第三セクター6社の経営状況につきましてご報告をいたします。

それでは、報告第10号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明を申し上げます。

当社は、西予市指定管理者として農業公園ほわいとファーム及びシルク館の管理経営に当たり、乳製品や絹製品などの地域特産品の製造販売、レストラン事業ほかイベント開催による地域内外からの集客事業に取り組んでおります。20年度におきましては、部門ごとの収支分析を行い、職員の限界意識の徹底を初め新商品の開発、レストラン運営体制の見直しなど経営改善に努めてまいりました。地域雇用者は、パート職員含め19名であります。売上実績は6,360万円余り、前年対比93.4%となり、管理委託料収入を加えても非常に厳しい経営状況となつてりましたが、前年度の大幅な赤字からは転じて、わずかながら当期純利益を計上することができました。21年度は生クリーム、チーズなど新たな商品開発に取り組むとともに、卸売、ネット販売などの販路拡大や施設レストラン運営のさらなる改革を図りながら徹底した経営の改善と地域産業の活性化に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、配付いたしております資料をごらんください。

次に、報告第11号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明申し上げます。

当社は、伐採、搬出、除伐、作業道、治山等の受託作業を主な事業として、森林の保全や林業の担い手確保と育成等に取り組んでおります。平成20年度では、地域雇用数は28名であります。伐採搬出量は、当初目標の9,000立米を上回りましたが、売上総額では約1億4,600万円、前年対比84%となりました。重機のオペレーターや森林情報課の新設に伴う技術者養成に力点を置いたことや材価の低迷が続き、苦しい経営ではありましたが、経営利益では前年を下回ったものの、1,610万円、当期純益も125万5,000円を確保することができました。

なお、市委託料につきましては、市会計に対しての機械使用料収入金が約1,200万円ありますので、実質的な市の負担は720万円でございます。

21年度におきましても、原木相場が低調が続く中、大変厳しい状況となることが予想されますが、造材から販売までの市場木材情報を最大限に収集し、西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて将来につながる経営と担い手の育成を確立してまいり所存でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしておりませ資料をごらんください。

次に、報告第12号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明いたします。

当社は、西予市指定管理者として特産品センター、加工センター、クアテルメ宝泉坊など8施設の管理経営に当たり、地域特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流などの事業を行っております。平成20年度において、地域雇用者はパート職員を含め79名でした。

また、産業創出額として、購買、仕入れ及び人件費合計で約3億5,500万円を市内還元しております。

収支では、特産品販売、宿泊施設以外は売上減となり、事業所間取引を含む売上総額は約5億5,000万円で、前年対比98.2%、目標値の97%でありましたが、この状況下において加工副産物の有効活用や新商品の開発、営業強化などによる経常利益では、ほぼ前年同様の結果を得ることができ、今後の経営に大いに励みと参考になりました。今後とも高齢化、安全志向など、消費者ニーズの的確な把握とともに、常に挑戦する社風をつくり上げ、新商品の開発や新たな農業生産に取り組み、信頼される地域の中核企業として雇用の創出や産業活性化などに貢献してまいり所存でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしておりませ資料をごらんください。

次に、報告第13号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明申し上げます。

当社は、西予市指定管理者として、ふれあい市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水産物や地域特産品の販売ほか、観光交流などの事業を行っております。年間のレジ客数が6年連続で50万人を超えていましたが、平成20年度は49万1,700人となりました。

しかし、レストラン部分が比較的好調に推移したこともあり、売上総額では、わずか0.2%ではありますが、前年度実績を上回り、経常利益で

502万円、当期純利益も427万円を確保いたしました。地域雇用者につきましては、パート職員を含め21名となっております。収支は安定的に推移していますが、集客数や売上利益率において伸びが停滞しており、今後高速道路の南伸や近隣地域での類似施設の開業など、影響を受けることも想定されるため楽観はできない状況であります。生産者との信頼関係はもとより、ホームページの充実や施設の機能の拡充、強化など新たな戦略を展開し、さらなる観光を初めとする各種情報の発信拠点として機能強化を行い、地場産業の振興や地域活性化に貢献してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしておりませ資料をごらんください。

次に、報告第14号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明申し上げます。

当社は、西予市指定管理者として、ふるさと創生館、塩風呂はま湯、民宿故郷、オートキャンプ場の経営に当たり、ジュースなどの地域特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流などの事業を行っております。平成20年度では、無添加ジュースの県のブランド認定や集客体制の見直し、経費の節減化など積極的に経営改善に努め、パートを含めた地域雇用者51名で経営をいたしてまいりました。その結果は、市の管理委託料を含む売上総額2億1,975万1,000円で、前年対比91.1%でありました。特産品類の売り上げは向上しましたが、集客事業部門においては減益となり、トータルでの当期利益は、マイナス決算となりました。厳しい経営状況ではありませが、経常利益率は徐々に上向くとともに、委託料の依存率は低下傾向であり、経営改善が実を結びつつあります。今後とも全市を挙げて経営の効率化を進め、新商品の開発や販路拡大、お客様の獲得に取り組み、さらに地域貢献が果たせるよう努力してまいり所存でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしておりませ資料をごらんください。

最後に、報告第15号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明を申し上げます。

当社は、西予市指定管理者として、市内で生産されるケールを青汁に加工し、その販売をいたしております。平成20年度の経営状況は、製品の生産性が前年比86%と下回り、売上高は1億

7,825万2,000円、前年比12.9%の減となりました。

また、経常利益が209万3,000円、当期純利益も220万6,000円と大きく落ち込みましたが、現下の社会状況の中では、利益を生じたことが幸いであったとも言えます。21年度はパートを含め23人の社員を配置して製造に取り組む計画でございます。ケールかすのサイレージ飼料化は、残渣処理費の削減とともに貢献しており、今後は資源リサイクル事業として、廃棄量の約5割程度の飼料化できるよう取り組むとともに、管内でのケール取引契約にもきめ細かい管理を行ってまいります。

また、既に株式会社ファンケルとの製品取引体制を見直しており、今後工場の稼働率アップが期待できるとともにHACCP遵守により製造工程管理を徹底し、すぐれた製品づくりに努めてまいります。HACCPとは、食品の衛生管理方式を言いまして、原材料から出荷までをトータルで管理するということでございます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

以上、報告第10号から報告第15号までの説明といたします。

議長 森教育部長。

森教育部長 報告第16号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」ご説明を申し上げます。

財団法人宇和文化会館は、指定管理者として、芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。芸術文化事業としましては、宇和文化会館自主事業6公演、三瓶文化会館自主事業2公演及び共催事業等5公演を実施し、中でもミュージカル「青い瞳は忘れない」には、多くの西予市民の方々が参加をされ、大好評を得ることができました。貸し館業務といたしましては年間729件で、利用者は延べ4万1,600人となっております。

収入につきましては、西予市からの受託収入として3,768万7,000円、事業収入3,063万6,000円、会場利用収入が969万5,000円、利息収入と雑収入が90万3,000円、合わせまして事業活動収入合計が7,8

92万1,000円であります。前年対比1.23%の増でございます。

事業活動支出につきましては、管理費2,596万1,000円、事業費5,614万4,000円であり、合計8,210万5,000円となりました。

事業活動収入合計7,892万1,000円から事業活動支出合計8,210万5,000円を差し引きますと318万4,000円の減額となり、投資活動収支差額80万2,000円を合わせますと398万4,000円の減額となりますが、前期繰越額777万1,000円がございまずので、差し引き378万5,000円が次期繰越額となります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきましたらと存じます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 報告第17号「西予CATV(株)の経営状況について」ご説明申し上げます。

西予CATV株式会社の前身であります野村ケーブルテレビ株式会社の発行済み株式について、平成19年度に一部取得を行い、発行済み株式1,200株のうち1,060株、保有率は88.3%とし、平成20年4月1日より西予CATV株式会社へ社名を変更して現在に至っております。

事業としましては、旧野村町の中心部における1,350世帯へのケーブルテレビ事業部分と西予市のCATV事業に伴うエリア拡大のため、説明会及び各種手続など事業開始に向けた準備部分となります。平成21年7月に放送センターを開所し、現在契約の締結を終えた世帯より順次接続工事を行っております。

平成20年度の収支でございますが、損益計算書のとおり、当期純利益が377万6,566円でありました。

また、西予市から2,600万円の補助金を受けております。

以上、簡単でございますが、経営状況の説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月4日は、午前9時から一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時47分

平成21年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成21年9月4日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 議 平成21年9月4日  
 午前9時00分  
 1.散 会 平成21年9月4日  
 午後1時58分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副市長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 上甲 悦子  
 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 藤中 彰  
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教 育 部 長 森 精 一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 角藤 和幸  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 宇都宮 又重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総務課長 上甲 憲章  
 財政課長 河野 敏雅  
 企画調整課長 上田 甚正  
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定  
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 一般質問  
 2 議案第123号 西予市学校施設整備基金  
 条例制定について  
 議案第124号 西予市国民健康保険条例  
 の一部を改正する条例制  
 定について  
 議案第125号 西予市単独市営住宅条例  
 の一部を改正する条例制  
 定について  
 議案第126号 荷揚場使用料徴収条例を  
 廃止する条例制定につい  
 て  
 3 議案第127号 平成21年度西予市一般  
 会計補正予算(第4号)  
 4 議案第128号 平成21年度西予市授産  
 場特別会計補正予算(第  
 2号)  
 議案第129号 平成21年度西予市育英  
 会奨学資金貸付特別会計  
 補正予算(第1号)  
 議案第130号 平成21年度西予市国民  
 健康保険特別会計補正予  
 算(第3号)

議案第 1 3 1 号	平成 2 1 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 7 号	平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 2 号	平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 8 号	平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 3 号	平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 9 号	平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 4 号	平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 0 号	平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 5 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	認定第 1 1 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 6 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 2 号	平成 2 0 年度西予市上水道事業会計決算の認定について
議案第 1 3 7 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 3 号)	認定第 1 3 号	平成 2 0 年度西予市病院事業会計決算の認定について
議案第 1 3 8 号	平成 2 1 年度西予市病院事業会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 4 号	平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
5 認定第 1 号	平成 2 0 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	7 請願第 2 号	特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について
6 認定第 2 号	平成 2 0 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	陳情第 4 号	惣川診療所の改築について
認定第 3 号	平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	陳情第 5 号	郷土資料(収集古民具)の保存活用について
認定第 4 号	平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	本日の会議に付した事件	
認定第 5 号	平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 一般質問	
認定第 6 号	平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	2 議案第 1 2 3 号	西予市学校施設整備基金条例制定について
		議案第 1 2 4 号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
		議案第 1 2 5 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

	議案第 1 2 6 号	荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について			新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	議案第 1 2 7 号	平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)	認定第 4 号		平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第 1 2 8 号	平成 2 1 年度西予市授産場特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 5 号		平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 1 2 9 号	平成 2 1 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 6 号		平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 1 3 0 号	平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)	認定第 7 号		平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 1 3 1 号	平成 2 1 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 8 号		平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 1 3 2 号	平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 9 号		平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 1 3 3 号	平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 0 号		平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 1 3 4 号	平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)			
	議案第 1 3 5 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	認定第 1 1 号		平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 1 3 6 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 2 号		平成 2 0 年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第 1 3 7 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 3 号)	認定第 1 3 号		平成 2 0 年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第 1 3 8 号	平成 2 1 年度西予市病院事業会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 4 号		平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
5	認定第 1 号	平成 2 0 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	7	請願第 2 号	特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について
6	認定第 2 号	平成 2 0 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について		陳情第 4 号	惣川診療所の改築について
	認定第 3 号	平成 2 0 年度西予市住宅		陳情第 5 号	郷土資料(収集古民具)の保存活用について

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴においでをいただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は申し合わせ発言時間15分以内でお願いします。質疑については3回までとし、あわせて10分以内でお願いします。

通告順に質問を許可します。

まず、10番元親孝志君。

10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

大分朝夕すっかりと涼しくなりまして、虫の音も日ごとににぎやかになっております。

きょうは、そういった中でこのように大勢の方、傍聴においでいただきまして、まず心から厚くお礼申し上げたいと思います。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、私は通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず、その1点は、今回の平成の大合併、これは住民にとって一体何であったのかということと、あわせてこの合併という国を挙げての大実験が果たして成功しているのかどうか、このことについて検証をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目につきましては、障害者自立支援法という法律に基づきまして質問させていただきます。

この社会保障という問題は、我々市民にとりまして非常に身近で重要な問題であるわけですが、あわせて世界で類を見ない超少子・高齢化を迎えておるこの我が国にとりまして、この問題は今後非常に大きな、重要なテーマになってくるのではないかというふうに思っております。そ

こで、今回障害者自立支援法を取り上げることによって、この問題を解いてみたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、市町村合併の検証の必要性について伺いたいと思います。

平成11年、国指導による市町村の再編を促してきた平成の大合併が、来年3月末で終結することとなりました。これは、地方制度調査会が合併を強力に進めてきた現行の合併特例法では、これ以上は無理があるとの判断から打ち切りを首相に答申したものであります。平成11年の時点で、3,232あった全国の市町村の数は、10年間でほぼ半減し、来年の3月末で1,760市町村となります。

今後は、自主的な合併を支援する一方、小規模自治体が住民サービスを確保するため、周辺市町村との広域連携や一部事務を県が補完するなど、多様な選択を検討するよう求めています。

平成の大合併については、当時の行政、議会にとって厳しい国、地方の財政状況を考えれば行財政改革は避けて通れない選択であり、地方分権社会を構築するためには基礎自治体の財政基盤の強化は分権社会への一律化であり、市町村合併はやむなしと判断してまいりました。

しかし、市民の立場で判断すれば、これまで行財政運営は当然行政、議会にすべてを託したことであり、それが行き詰まったから市町村合併はやむなしは納得がいかない面が多分にあると思います。

今回の合併で、住民にとって合併の果実はどれだけ手にすることができたのでしょうか。平成の大合併というあらしは通り過ぎていきました。同時に、全国各地に大きなつめ跡も残しております。復旧の手当では早急にしなければなりません。同時に、それぞれの自治体が合併の功罪を検証し、さらなる自治力の向上に努めなければならないことは言うまでもありません。

そこで、国が示した合併の必要性について取り上げ、それが合併後、どれだけ実現しているのかを検証しておきたいと思っております。

市町村合併の特例等に関する法律の前文には、市町村合併の目的は、地方分権の進展並びに経済社会、生活圏の広域化及び少子・高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のためと書かれてあります。また、市

町村が当時置かれていた現状や将来社会への対応として、法律の前文同様広域的対応の必要性、地方分権の推進、人口の少子化、高齢化、国、地方における財政状況の厳しさ等が指摘されていました。

当然それに対して、住民側の不安として、合併すれば地域のコミュニティー、歴史、文化、個性がなくなる。中心地域と周辺地域との格差がさらに拡大する。町が大きくなることで地域の声が反映されなくなり、きめ細やかなサービスが受けられなくなる。面積は広くなり役場までの距離が遠くなるなど挙げられておりました。反対に、行政、議会側にとっては、合併は自治体の自治能力を高めるチャンスである。新しいまちづくりのチャンスである。行政改革の最大のチャンスであるなどを訴えてきました。

あれから10年、合併後の町はどのように変わったのでしょうか。過去の明治、昭和の合併には明確な目標がありました。例えば、明治の合併では全国に小学校を設置、管理するための適正規模の学区をつくるための合併であり、昭和の合併でも全国に新制中学校を設置、管理するため、あるいは自治体、消防、警察、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の効率的処理のためには規模の合理化が必要とされました。

しかし、平成の合併には、漠然とは理解できても具体的な目的がありませんでした。それゆえに理念なき合併とやゆされました。

山田公平氏の著書、「自治史のなかの平成合併」によれば、「平成の市町村合併の歴史的特徴は、市町村合併とは国際社会に対応する都市を中心とした内政構造の構築という目的を持ち、国からの財源を過疎地域に傾斜配分して、均衡ある発展を目指したこれまでの施策を転換し、都市中心の行政体制をつくり上げようとするものである」と指摘されております。

以上、合併の経緯について述べてきましたが、ここで具体的に以下の点について質問をしたいと思います。

まず1点目として、平成の合併について事情はあったにせよ、住民に対して十分な説明責任を果たすことなく、しかも短期間で合併を達成いたしました。せめて5年置き程度に市町村合併が所期の目的を達成しているかどうか、同時に合併によ

って住民側に不利益はこうむっていないか検証する必要があると思いますが、その意志が西予市にあるのか、ないのかお伺いいたします。

2点目として、地域審議会とは、合併に伴う行政区域の拡大により住民と行政の距離が遠くなり、地域住民の意見が市の施策に反映されにくくなるなどの心配に対し、合併後も住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを行っていくために市長の諮問機関として設けられたものでありますが、これは所期の目的を十分達していると言えるのでしょうか、お伺いをいたします。

3点目として、合併の最大の目的は、地方分権社会に向けた基礎自治体の財政基盤の強化でありましたが、西予市においてはこのことを達成しつつあるのでしょうか、お伺いをいたします。

4点目として、合併のさらなる目的の一つに、高度化する住民ニーズに対応するため、職員の専門性を向上させるためとありましたが、実態はどうなのでしょうか、お伺いをいたします。

5点目として、市町村合併は来年3月で一段落いたします。合併前に心配された、合併をすれば周辺地域が寂れるは、確実に現実のものになりました。特に、旧役場周辺の衰退は著しいものがあります。これは合併の代償として仕方がないことなのか、あるいはこれに対して今後どのように検討をしていく計画なのか、お伺いをいたします。

最後に、さきの衆議院議員選挙でも論点の焦点となった地方分権、その先の道州制について市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、障害者自立支援法についてお伺いをしたいと思います。

平成18年4月1日、障害者自立支援法が制定され、同年10月1日から施行されました。法律の目的であるバリアフリー、ノーマライゼーションという考えは、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指すということであり、そのとおりであります。現実には障害者や家族から不安や不満の声が上がってきているのはどこに問題があるのでしょうか。

自立支援法は4つの柱から構成をされております。1つは、応能負担から応益負担に変わりました。2つ目は、障害者の種類別に法律があったものをあらゆる障害者について法律を一元化しました。3つ目として、市町村を事業母体としました。4つ目として、障害者も自立できる社会を目

指すことであります。

これらのどこが問題なのか、順を追って質問したいと思います。

初めに、応能負担から応益負担についてであります。今までの制度では、障害者は当事者の所得に見合った負担で済んできました。しかし、今回の改正では、当事者の収入ではなく、受けたサービスに応じ、一律1割負担にするというものであり、今までの福祉政策とは全く逆の考え方に変わりました。

5年間の経過措置を設け、段階的に移行することになっておりますが、1割負担によって利用者の生活が一変したと聞いております。このことについて、西予市では現状どのように把握されているのでしょうか。5年後の見直しに対して、追跡調査は怠りなく実施されているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、障害者の種類別に法律があったものをあらゆる障害者について法律を一元化することについてであります。今までは障害者の区分が身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児の4つに区分されておりましたが、制度見直しで各専門施設も1つの基準に統一されることになりました。このことによって、入所者、通所者の障害区分によって施設が受ける補助金額が変わってきます。補助金のカットは、どうしても人件費のカット、サービスの質の低下につながります。このことに対して、現状どのように把握されているのか。

また、障害者自立支援法では市町村を事業母体とすると明記されておりますが、当然自治体の財政状況によってサービスにばらつきが出てくるのが想定されます。西予市においては保護者の苦情はないのか、お伺いをいたします。

また、障害区分の認定が介護保険の認定ソフトに酷似していると言われております。障害者区分判定委員も介護保険のように医者、看護師を中心としたメンバーで構成されております。その場合、どうしても身体的な障害に重きがおかれ、一応自力でできるが見守りが不可欠な知的障害者、精神障害者が軽く認定しやすくなります。その結果、入所型、自宅介護型でも必要なサービスが減らされる可能性が高くなってまいります。そうならないためには、現状をだれよりも理解している保護者、あるいは親の会の役員などを障害者区分

判定委員に入れることが妥当だと思いますが、そのような考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

最後に、世の中にはどんなに働きたくても働けない障害者がいます。こうした人の自立を促進するという事は容易なことではありません。障害者を自立させることは、まずその家族をしっかり支え、その結果として障害者が自立していくこととなります。性急な法改正によって家族が疲弊し、家族自体の自立を困難にしている現状が報告されております。

さきの愛媛新聞にも、障害者が企業等に就職したことによって、今まで受けていた障害年金が停止し、あるいは減額され困惑されているケースが報道されております。厳しい年金制度の見直しの中で、社会保険庁は年金の出し渋り傾向があり、親が亡くなった後どうやって生活したらいいのか、関係者に不安が広がっております。

西予市として、受給者への周知徹底は図られているのかどうか。このような事例は、西予市内では発生していないかどうか。自立という偽名のもとに責任回避に走り、従来の施設福祉が軽視されることはないのかどうかお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。

重陽の時期となってまいりまして、初秋の趣を感じるころとなってまいりました。

本日は、4人の議員の方々から一般質問をお受けすることになります。

また、傍聴席にはこのように多くの方々も傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。本日の議会が、この議場が臨場感あふれるものになるよう、議論風発を願っておりますのでございます。

それでは、まず最初に元親議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の市町村合併の検証の必要性についてのうち、市民に対して合併の検証をする必要があると思うが、その意志があるのかについてのご質問でございますが、西予市は市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる旧法でございますが、により平成16年4月1日に市町村行政の広

域化の要請に対処して自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的にして合併をしたところであります。

合併を前に、平成14年には、住民説明会などにより将来のまちづくりのあり方を確かめ、その結果に基づきまして平成15年9月、将来を見据えた長期的な視点に立った西予市まちづくり計画、いわゆる新市の建設計画でございますが、これを策定してまいりました。合併後、同まちづくり計画に基づきまして事業を進め、その進捗状況などを各地区から選出された委員で構成する地域審議会にご報告しまして、ご意見をいただいておりますが、また同審議会には傍聴ができることとなっております。

このようなことから、アンケートをとるなどの方法によって、改めて市民の声を聞くことは今のところ考えてはおりません。

また、合併の検証は、これは学者や評論家やあるいは報道機関等がされるものでありまして、市が合併の是非を今の段階でも意味あるものではないと、私は考えておるところでございます。

西予市では、総合計画に基づくまちづくりの取り組みをしておりまして、この総合計画に行政評価の考えを取り入れ、具体的に市民の皆様にはわかりやすくお伝えするためにまちづくり報告を作成しています。そのためのアンケートを2年に1度実施しまして、市民の皆様の意向の把握を努めておるところでございます。

次に、地域審議会が所期の目的を達成しているかについてのご質問でございますが、これまで各地域において各地区会長のもと、おおむね年2回、地域審議会を開催し、意見をいただいております。審議会では、まちづくり計画に関係するすべての課長が出席しまして、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が新市の施策に反映しにくくなることのないよう対応しております。

また、会議録を庁舎内回覧に掲載し、全職員に周知することによって、職員間での意識のずれをなくし、具体的な事業に結びつけるよう配慮しておるところでございます。

事業全体としましては、各事業費の増減があるものの、ソフト事業を含めまして平成21年度計画事業ベースの段階で約40.8%の進捗状況でございます。財政事情の厳しい中、調整をしながら

らその状況のもととしては、市民の皆様にご意見をいただける範囲であると、このように判断をしておるところでございます。

次に、合併最大の目的である財政基盤の強化が達成しつつあるかについてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、合併の目的の一つが地方分権に対応した行財政能力の向上と地域の自立であります。多様化し、拡大する行政課題に対応して住民の期待にこたえて行政サービスのレベルを向上させるためには、合併によって行財政の効率化、合理化を進めるとともに、財政規模を拡大して行政能力を安定、強化することが期待をされているところでございます。

そのために、本市においては平成17年度に行政改革大綱集中改革プランを策定をしまして、夢のあるまちづくり、隅々まで行き渡る行政、行政の情報を市民と共有すると、この3つの視点と事務事業などの見直しや健全な財政運営などの7つの重点項目を掲げまして、少子・高齢化、国際化、情報化など社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を総合的、機能的に展開するための行財政改革に取り組むこととしました。

これまでに、ご案内のこととは思いますけれども、総合支所機能の見直しなどを含め、地域の事情に応じた簡素で効率的、効果的な組織を構築し、可能な業務から本庁へ統廃合し、行政のスリム化を推進するとともに、早期退職者制度の導入に加えて特別職の給与や議員報酬の一部カット、一般職員の各種手当の見直しなどにより、人件費の削減、各種団体への補助金の見直し、普通建設事業費の大幅削減などを行政評価システムを導入しての事務事業全般にわたる歳出の見直しを行ってきたところであります。

しかしながら、合併に伴う普通交付税の算定の特例措置、合併のこれは算定がえてございますが、や合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、大体5カ年で総額5.9億円をいただいております。及び特別交付税措置、3カ年で総額7億8,000万円による優遇をされたものであります。平成16年度から平成18年度にかけて実施されました国の三位一体の改革により、従来算定による交付額と比べて、この3年間で約30億円の大幅な地方交付税がこの西予市の段階でも減額になっております。

その結果、財政力が脆弱化で、歳入のおよそ半分を地方交付税に依存している本市にとっては、合併に対する新たな財政事情や新市建設計画等への適切な対応がままならないのが現状でございます。厳しい財政運営を余議なくされております。

8月30日の衆議院議員総選挙の結果、民主党が絶対安定多数を獲得して政権交代となりました。地方分権に対して、マニフェストには一定の理解が示されていますが、権限にあわせての財源移譲は今のところ未定であります。

西予市といたしましては、国の示された4つの健全化判断比率を基準にしようとして、市民が安心できる財政運営に努めていきたいと考えておるところでございます。

次に、職員の専門性の向上についての質問でございますが、住民ニーズの多様化、複雑化と厳しい財政状況の中、職員削減を行い、限られた職員で膨大かつ高度な仕事をこなすために、専門的な知識と技術を持つ必要があります。職員においては、それぞれに与えられた事務分掌内容に精通することはもちろんのこと、さらなる専門性を追求した事務処理能力を有する職員の人材育成も重要となっております。専門職として、技術職の職員の採用を実施するとともに、従来から実施している県の研修とかあるいは市町村アカデミーの研修を初め、専門分野における研修に積極的に参加し、専門分野、行政課題解決に対応しているところでありまして、合併前と比較して専門性は向上していると考えております。

また、今後は専門知識や技術を生かした効率性で安定感のある行政機構づくりを努めていかなければならないと思っております。

次に、旧役場周辺の衰退についてのご質問でございますが、これは、直接的な原因が合併によるものなのか、あるいは経済行為において投下資本の回収、再投資とされることによる変動なのか考えた時に、一概に合併によるものだというのは早計だと、このように思っておりますのでございます。

私の考えでは、いわゆる政治行政はその行き渡らないところについて光を当てるのが政治行政でありますから、そういう状態になっておるところに光を当てる施策を私どもは今後も今もやっておりますのでございます。

広く西予市全般の問題ととらえながら、誇れる地域づくりの事業、地域自治活動支援等コミュニティーの活性化を初め、西予市まちづくり計画に基づく各種ソフト事業を効率的に実施、展開してまいります。また、限界集落事業とも連携し、より地域に入り込み住民の声を取り入れ、均衡の取れた地域づくりに努めたいと考えております。

次に、道州制に関する質問についてお答えをさせていただきます。

8月30日の第45回衆議院議員選挙の結果、政権政党となる民主党においては道州制の方向が示されておられません。

民主党の分権調査会のペーパーを見てみますと、霞ヶ関の解体と再編、自治体の再編の項目に、国と都道府県の役割を大幅に縮小しまして、基礎的自治体の役割を大幅に拡充するとして、第2次平成の合併を推進することによって、700から800程度の基礎的自治体に集約するとあります。また、現小沢代表の著書には、300基礎自治体構想もあるようであります。

しかし、今回、民主党のマニフェストには一切道州制に触れていない現状でございます。現政権の対応は未知数であると、このように考えております。

私見を交えまして一般論を言いますと、道州制には2つの制度があることを踏まえることが大切でございます。1つは、連邦国家による州に近い準国家的な強大な権力を有する地方制度、もう一つはあくまで基礎的自治体を補完して、基礎的自治体と対等、協力の関係に立った広域自治体、この2つの考え方で、全世界の中では準国家的な道州制はアメリカやドイツに見られます。広域的自治体としての道州制はフランスやスウェーデンに見られるようであります。

日本の歴史的背景や民族性からして、準国家的道州制は合わないと思っております。既存の連邦国家では、国の行政行為が連邦政府と州政府が分担させるため、基礎的自治体よりも州政府が相対的に大きくなっているようであります。日本のように単一制度を今まで採用した国家では、国と地方自治体という制度設計の延長の上で、基礎的自治体に行政サービスが総合的、一体的に遂行できるようにして、基礎的自治体を補完する広域自治体としての道州制が望ましいと、私のこれは私見でございますけれども考えております。

次に、地方分権に関する質問に回答させていただきます。

明治時代以降、強力な地方集権国家として機能してきた日本の行政を地方分権型国家へ移行することは、生半可な戦いではなし得ないことは歴史が証明しております。地方分権改革も、1990年代から改革派の知事を中心として行動を起こされてきたところであります。このことにより、平成7年の地方分権改革法の制定、平成12年度には地方分権改革一括法の制定となって一歩進み始めました。さらに、平成15年度の経済財政運営と行動改革に関する基本方針2003で、いわゆる三位一体の改革として地方分権が進められました。

この間の一連の地方分権改革は何が問題であったかという、国が中心となった改革であり、主導権を国に握られた改革であったため、三位一体の改革をその後検証した時に、地方は皆さんもそうでありましょうが、異口同音に失敗であったと言われておるのが現状でございます。

本来、納税者である国民、あるいは市民の一番近いところで住民サービスを決定することが即応性、迅速性、透明性からも望ましい姿であります。しかし、日本は中央集権国家として、長年にわたる歴史を重ねることによって強い中央省庁が誕生して、権限、財源の集中化で地方をコントロールすることが日常化してまいりました。

今回の衆議院議員選挙に当たっては、全国知事会が中心となった地方分権改革を各党のマニフェストに載せるように提言されることによって大きな意義があり、一気に各党マニフェストの重要な施策の一つとなってまいりました。今回の選挙で多数の票を獲得し、政権を担うことになられる民主党は、地方主権国家へと転換すると明記され、地方と国は対等、協力的な関係へと改めるとされることは、大きな前進となることを予感させられます。

地方分権は、悲境、地方への権限と財源の移管であります。平成の大合併の一つ、地方分権社会の受け皿づくりもあり、西予市としても市民サービス向上となる権限、財源の移譲を望むところでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 それでは、元親議員の2点目の質問であります障害者自立支援法についてお答えをさせていただきます。

障害者保健福祉施設施策は、行政がサービスの内容や提供する事業所を決定する措置、制度から平成15年にノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人みずからサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結び、サービスを利用することのできる支援費制度の導入により、飛躍的に充実してまいりました。

しかし、支援費制度は次のような問題点が指摘されておりました。

身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとの縦割りでサービスが提供されており、施設事業体系がわかりにくく使いにくいこと。サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていないこと。支援費制度における国と地方自治体に費用負担のルールでは、ふえ続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること。また、精神障害関係の施設や小規模作業所などは支援費制度の対象外となっていること。

こういった制度上の課題を解決するために、平成18年4月に障害者自立支援法は施行されたところでございます。制度のポイントといたしましては、身体、知的、精神の3障害を一元化し、障害の種別に関係なく障害福祉サービスを同じように利用できる仕組みにあること。利用者負担が原則1割負担になること。支給決定の仕組みが透明、明確化されることなどとなっております。

まず、ご質問のうち応能負担から応益負担についてお答えをいたします。

支援費制度での利用者負担は、ご質問のとおり、障害者本人の所得に応じて負担するという応能負担が原則でございました。平成18年4月に施行されました障害者自立支援法での利用者負担については、1割の定率負担の応益負担となっておりますが、軽減措置が設けられております。

また、所得に応じた4区分の月額負担の上限額が設定されており、利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担が生じないようにしているところであります。なお、その月額上限負担額についても、さらなる軽減措置が図られているところであります。また、所得の取り扱いについても、制度の施行時には世帯全員の所得で月額上限

負担額を設定しておりましたが、現在は障害者本人及び配偶者の所得で設定できるよう改正されたところであります。

次に、西予市では現状をどのように把握されているかについてお答えいたします。

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の中で相談支援事業を実施しており、各種相談を通して状況を把握し、障害者のニーズに応じた対応ができるよう配慮しているところであります。

次に、5年後の見直しに対して、追跡調査を怠りなく実施されているかについてお答えをいたします。

障害者福祉に関しましては、障害のある方々の日ごろの生活状況やさまざまなサービスの利用以降、市の障害者施設に対する意見などを把握するために、3年ごとに障害者または保護者へのアンケート調査を実施しているところであります。今年度調査を予定しております。その中で、障害福祉サービス等の意向についても調査することとしております。

次に、障害者の種類別に法律があったものをあらゆる障害者について法律を一元化することについてお答えいたします。

支援費制度は、施設で受けるサービスと居宅の生活をサポートするサービスの中から、利用者本人の選択によって適性な支援を選べることになっていたところであります。なお、旧法の支援費制度の対象は身体障害者、知的障害者、障害児となっており、精神障害者は該当になっておりませんが、障害者自立支援法では障害の種類にかかわらず、共通の福祉サービスを利用できる仕組みとなったところでございます。

施設が受ける報酬については、障害者自立支援法施行後入所、通所施設においては報酬の日払い方式の導入、または入院や外泊期間中の取り扱いが変更されたことなどから、施設の収入は減少しているものと考えられます。このような事業所に対する激変緩和措置が設けられており、従前の月払いによる報酬の90%を下回る場合は、事業運営安定化事業でその差額が助成されることとなっております。なお、当市の出身の障害者が入所、通所している障害者支援施設は28カ所のうち、この制度で助成を受けているのは7月現在で2カ所となっているところであります。

次に、市町村を事業母体とすることについてお

答えをいたします。

障害者自立支援法では、市の責務として障害者がみずから選択した場所に居住し、または障害者もしくは障害児がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を行うこととされております。当市においても、個々の障害のある人々の障害程度やニーズを踏まえ、福祉サービスを提供しております。保護者等からサービスについての苦情は出ておりません。

次に、障害者区分判定委員についてお答えをいたします。

保護者あるいは親の会の役員を委員に入れてはというお考えでございますが、3障害を公平に審査するという点から、当市においては3障害に対応できる医師、保健師、理学療法士、精神保健福祉士、知的障害施設関係者各2名ずつ、計10名の委員で区分判定を行っているところでございます。今後も専門的知識を持った現在の構成により慎重な審査を行い、実態に合った障害程度区分の認定に努めてまいります。

次に、障害者も自立できる社会を目指すことについてお答えをいたします。

障害者自立支援法のポイントの一つに障害者をもっと働ける社会にという願いがあり、障害者が一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業で働けるよう支援していこうとするもので、新しいサービス体系においては、一般企業等への就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援や、一般企業での就労が困難な人には働く場を提供するとともに、必要な訓練を行う就労継続支援のサービスが受けられるようになっております。

当市におきましては、これまでの通所授産施設として宇和ひまわりの郷があります。当施設は、今年4月から新体系へ移行し、就労移行支援や就労継続支援を実施しております。また、野村育成園も4月から新体系へ移行し、新しく就労移行支援を実施しているところでございます。障害者自立支援法では、平成23年度までに施設は新しいサービス体系へ移行することとなり、障害者の自立に向けたサービスの提供など、ますます施設の必要性が高まってくるものと思われるところでございます。

障害者雇用の問題は、まだまだこれからの課題が多いものではございますが、企業を初め地域の皆さんの理解を深め、障害者が自立して地域で安心して暮らせるよう進めてまいります。

次に、障害者年金の停止、減額についてであります。まず第1点目の受給者への周知徹底につきましては、西予市は社会保険庁からの受託業務で年金事務を処理しているため、障害年金請求の時点で障害年金の概要と合わせ、停止、減額の当該要件についても説明をしております。また、受給者からの問い合わせ及び相談につきましては、ケースごとに愛媛社会保険事務局宇和島事務所に照会を入れながら回答をしているのが現状でございます。

次に、2点目のこのような停止該当の事例は、西予市市内では発生していないかどうかにつきましては、現在把握している限り、このようなたぐいの苦情などは1度も受け付けておりません。障害者年金の停止、減額の該当要件につきましては、所得要件で給与収入が扶養親族のない場合、645万1,000円を超える場合、全額停止となります。また、給与収入が扶養親族なしの場合、518万3,000円を超えると半額停止となります。なお、所得状況調査は毎年1回、7月末から8月初旬にかけて行われており、その結果によって支給停止あるいは半額停止の判定がなされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、市町村合併の検証についての質問に対して再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど市長から、6問の質問を一気に回答いただきまして、多少聞き漏らしている点もあるかもしれませんが、まず一つ誤解ではないかと思うんですが、私の検証の必要性について市長は合併が済んで今さらその合併がどうであったかという検証は必要ないと、それは当然のことでありまして、私もそのことを検証せよと言うつもりはありません。

ただ、これは1週間か10日前の愛媛新聞のアンケート調査の結果でございますが、愛媛県東、中、南予に分けて合併はよかったか悪かったか

というアンケート調査が出ております。これは、2007年にも同じ内容の質問、アンケートをとられておったようでございますが、その結果を見ますと、南予ではよかったと答えた人が16.6%、それから悪かったと答えた人が28.8%、これが2007年と今回とで変わっていないということでもあります。ということは、何を意味するかということでございますが、私も見ておまして、合併後いろんなことを施策を市長がやられておることはよくわかります。当然、これだけのことを合併後やっておるわけですから、住民側からすれば合併して既に6年たっておるわけですから、これは南予のアンケートですから、イコール西予市のアンケートではありませんけれども、やっぱり悪かったという数値が年々減ってくるのが当然ではないかなというふうに思う、想像するわけです。

ところが、愛媛新聞では変わらない、横ばいということでございますので、行政の努力というものやはり住民に理解されてない面も多々あるんじゃないかというふうに想定するわけです。そういったことをこれだけの投資をしながら合併後のまちづくりを行政が進めておられるわけですから、そういったものが住民側に理解されてないという危険性、可能性もあるわけですから、私は検証しながら行政がやっていることが、これが住民にとっていいことなのか悪いことなのか、正しいのか間違いなのかということは、逐一調査をしながら進めていかないと、ただ一方的に行政は一生懸命やってるんですよ。あなた方わかりませんかだけでは、私は住民の理解を得られない、住民の意見というものを吸収してやっていくためには、適当な間隔でそういったものの住民の評価というものを行政はチェックしていく必要があるんじゃないかということで、この質問をしたわけですが、このことについて再度お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、ちょっとぎっくり腰をやっておまして、この場でやらさせていただきます。まことに失礼いたします。

元親議員の再質問でございますが、私も今、合併についての検証についてはわかったよと、する

必要ないよと言われたのに対してちょっとほっとしておるところであります、そういうご質問が主に中心的にあるのではないのかなと推測したもんですから、厳しいことを言わせていただきましたが、ちょっと安堵しました。

私どもは、合併のときに先ほども言いましたように、西予市まちづくり、西予市建設計画をつかって、それに対して基本的には肅々と事業を進めていくというのが、私どもの今果たされておる大きな使命であるところのように思うわけでございます。

そういう中で、それをどのような状況でそれをしておるかというときに、地域審議会が重要な役割を占めておると、このように地域審議会の役割は、そこの中でどれだけのことを行政がやっているのか。その地域からの声を聞きながらそれを検証いただくのが地域審議会とっておりまして、それに十分私どもはお答えをしながら出しておるところでございますし、またそういう意味では愛媛新聞の調査も私も見させていただきましたが、南予全体としては疲弊をした中で、これは合併による疲弊がどうかっていうことが、皆さん非常に混沌とされておるのではなからうかと思えます。経済が疲弊したということがあります。

そしてその中で、先ほども言いましたように、三位一体の改革の中で全体的に行政の財政規模も小さくなって、そういうところに対して住民の方々が頭の中で一つになってしまっておる可能性も、私はあるのではなからうかなあと思うわけがあります。

そういうことを思いながら、住民の方々の意見は十分私どもはいろいろな場面で吸い上げた中でやっておりますし、やっていくのが行政だと思っておりますし、何よりもかによりも、本日この場でこういうご質問をいただくということも大事なことでありまして、そういうことを受けながらこのきょう傍聴の方々を含め、あるいは広報を出し、あるいはCATVに放映されることを聞いていただくことによって、住民の方々に認識と、またご批判をいただけるようになるんやなからうかなと、このように思っておるところでございます。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、もう一点質問させていただきたいと思いますが、その前に今市長誤解があるようなので、あえて私はこの場で申し上げておきますが、私は今回の市町村合併、個人的にはこれはもう絶対正しかったというふうに思っております。

それは、私が議員であるという立場にもあるわけですが、例えば私は町会議員も経験しておりますが、町会議員で全国の自治体視察をやりましても、人口5万以上の町っていうの基本的に余りないんですよ。ですから、5万以下のレベルでのおつき合いになります、市議会になりますと、例えば横浜市350万、札幌市180万。そこそ我々は規模が違うけれども、市会議員としてのレベルは同じですから、やはりこれは相当切磋琢磨しなければいけないという刺激をいつも受けて帰ります。

これだけでも、町であるよりも市になってよかったなという思いを実感しておりますし、そしてまた野村町時代にCATV事業を全市に広めたいということで、相当私の一般質問でもやってきましたけれども、実質はできませんでした。そやけども、西予市になりましたら全市を網羅するCATV事業ができるというのも、これもやはり合併の効果であるということで、もろもろ見ますと私は市町村合併は正しかったというふうに思うわけですが、先ほども言いましたように、3割近い人はまだ納得されてないわけですから、そのことに対しては十分説明責任を果たす必要があるんじゃないかということをご理解をいただきたいと思えます。

それから、もう一点ですけども、先ほど市長が言われましたように、中心市街地の疲弊というものは、市町村合併によるものかどうかっていうのは確かにこれは疑問があると思えます。ただ一つ、今回の市町村合併を国が言い始めた段階で、日本の全国、少子・高齢化、過疎というのは既に始まっておりました。当然そういう状況の中で市町村合併をやれば、周辺地域が衰退するというのは国はわかっておったと思う。

先ほど、山田公平氏の論文の一部を言いましたけれども、明らかに国は都市中心の社会を構築する効率のいい国づくりを目指した市町村合併であったということは、私も何となくうなずけるような気がするわけですね。ですから、市町村合併

云々で町が衰退したとは言いつもりはさらさらありませんけれども、現状としてこれだけ衰退してある状況に対しては何らかの手当てをしなればいけないというのは、これは明らかだろうと思います。

これは、私は言い過ぎかもしれませんが、このままで何もしなければ、周辺地域、私は10年以降再生不能になると、それ以降に幾ら行政手当てを施しても、もうもとに戻らない状況になるのではないかという危機感を絶えず持っております。ですから、私はいつも所、場所構わず言ってますけども、10年以内に何らかの再生手当てをやっていくべきであろうと、そういう自覚を行政側も持っていたきたいということをいつも言っておるわけですが、そういう状況にありますので、先ほど市長の答弁の中で、光の当たらないところに光を当てるのが行政の仕事というふうに答弁をいただきましたので、私も見るに見かねるのは、特に旧役場があった周辺というのは、これは極端に目に見えて衰退いたしております。何らかの手当てというか政策が要るんじゃないか。そこをひとつ行政は重点的な施策をお願いしたいという質問でございますが、ご答弁いただければお願いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 今ほどのご質問についてお答えさせていただきますが、具体的な事例等々については非常に難しい問題にぶち当たるわけでございます。

ただ、私どもも旧町の例えば役場があった周辺という限定的に解釈をした場合に、そこに中心機能がなくなっておるので、いろいろな例えば経費、費用等々が落ちなくなっておるということは、確かに別の角度で言いますとあるのではなかろうかなという気はいたしておるところであります。

そういうことを踏まえながら、西予市の建設計画の中でも、例えば三瓶から見ますと、三瓶の役場周辺には海の駅をつくったり、あるいはホテル三瓶本館をつくったりすることによってあの辺のにぎわいを増していく、そういうことをしてきました。

また、例えば野村地区については乙亥会館も完

成をして、中心市街地、あるいはまさしく国の経済産業省の中心市外活性化のやつを取って、乙亥会館等々やったわけでございまして、そういうことを含めながら各地域にも市としては手当てをしてきたところでございまして、それをいかに生かすかということが今から大事なわけでありまして、つくってしまったら終わりなんだよという発想ではだめだと。

だからそれを今から生かし切るという発想を変えていくことが大事だと。だから、本庁舎が旧町の本庁があっただけに頼っておった、いわゆる補助体質から抜け出て、自分たちが自分たちの力で地域をつくっていく力が今から大事だと。そういうことに対して行政も手当てをすることについては、大事だとこのように思っておるところでございます。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、最後の3点目の再質問をさせていただきたいと思えます。

市長の答弁、よくわかりました。

それでは、障害者自立支援法についてでございますが、先ほどの炭倉部長の答弁を聞き限りにおいては、十分になされておると判断をするわけですが、これは福祉の社会保障に関しては、先ほど壇上で申し上げましたが、やはり充実するにこしたことはない。

しかし、これは当然受益と負担の関係がございしますので、負担は少ない方がいい、受益は多い方がいいという考えは矛盾するわけでございますから、非常に難しい問題でございますが、私今回この質問をするに当たりまして、関係者の話の意見を聞きますと、一番懸念されておることが障害者の区分判定委員と障害者区分判定委員の任命、先ほど専門家10名によって構成されておるという話でございましたが、このことに対しては非常に強い要望もあるようでございますので、ひとつ今後においてご検討いただけるかどうかお伺いいたしまして、質問を終わりたいと思えます。

議長 炭倉生活福祉部長。

(「要望じゃけん要望で通すようにしてや」と呼ぶ者あり)

要望ですか。

(「要望ですからもう答えなし」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。(休憩 午前10時01分)

議長 再開いたします。(再開 午前10時01分)

18番兵頭勇君。

18番兵頭勇君 ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、事前に通告をしておりました3項目につきまして、理事者の所信を伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

最初に、過疎化、高齢化の進展に伴う限界集落対策について伺います。

市の高齢化率は、昭和40年ころにはわずか10%程度であったようですが、平成の大合併のころの平成16年には31%と飛躍的に伸び、現状では約36%と高齢化が進行する中で、高齢者世帯や独居老人、寝たきり老人、痴呆性老人などが増加しており、要介護老人と家族の福祉ニーズは年々高まり多様化しております。高齢者が生きがいを持って安心して生活をしていくためには、保険、医療の確保、生きがい対策の推進、在宅福祉の充実を関係機関との連携により積極的に推進をしていかなければならない時代背景にあると思われま。

西予市における行政区、いわゆる集落は現在335ありますが、限界集落、過疎化などで人口の50%が65歳以上で、高齢者により冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落が現在20%程度あるようでありま。10年後には、西予市の集落のうち約70%が限界集落になると予測されております。

老いや介護はだれしもが長い人生の中では経験をしなければならぬことでありま。あすは我が身であります。そのような状況の中で、市としては限界集落対策モデル地域を指定し、また予算化もして事業の推進を図られておりますが、どこの地域でどのような事業を行う計画があるのか、まず伺いたいと思いま。

次に、西予CATV事業の進捗状況について伺いま。

CATV事業においては、山間部に集落の点在している西予市にとって、テレビの難視聴地域が

人口比で約3割、共聴施設が115に上り、西予市は2011年7月のアナログ放送の終了を控え、西予市CATV放送センターが最近開設となりました。

総事業費は約30億円で、合併特例債や総務省の補助金を利用することで、市の負担は約5億円程度となっております。工期はエリア別に3期に分け工事実施していくようでありま。1期エリアでは既に住民対象の加入推進等の説明会を行っておりますが、現時点での加入状況はどのようになっているのか。

さらに、西予市独自のケーブルテレビ放送の番組の内容の充実を図るべきではないかというふうにも思っております。これは、野村ケーブルテレビから西予ケーブルテレビに大きくなります。今から入れる方々にこのケーブルに加入してよかたと言われるような番組の内容の充実を求めるものでありま。

以上、申しました2点につきまして所見を伺いたいと思いま。

次に、西予市の財政の健全性について伺いま。

世界的な不況が地域に影響し、先の見えない長引く不況の中、今、西予市が事業実施している本庁舎の建設、CATV整備、また早急に取り組みなければならない病院改革プランの新病院建設に関する検討、し尿処理場の建設、八幡浜広域圏ごみ焼却施設計画など、市民に直接影響のある大型事業の推進を図らなければなりません。

市にとっては、幸い昨年12月には地域活性化・生活対策臨時交付金約7億円、さらに今年の6月の末では地域活性化・経済危機対策臨時交付金約9億5,000万円など思いがけない臨時交付金を受け、一息ついたかのように思われま。しかしながら西予市内においては、野村町には電子機器メーカーのさくらクリエイトが5月に閉鎖されま。従業員約120名が解雇となり、再雇用の場を求めるのが現状でありま。

さらに、税収減や景気対策のために大規模な財源の支出が響き、今年度末には国の債務残高が900兆円を突破する見通しで、不況の克服の後、財政再建策が西予市の今後にとって最大の政策課題であろうと私は思いま。厳しくなる国、県、西予市の財政状況の中、必要とする事業推進のため、西予市独自の経済基盤の構築が急務と思われ

ますが、市長は今後の財政運営をどのように推進し、取り組んでいかれるのか所見を伺い、私の一般質問を終わります。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 兵頭議員の過疎化、高齢化の進展に伴う限界集落対策についてお答えをいたします。

限界集落対策につきましては、昨年度アンケート調査、さらには聞き取り調査等を実施いたしました。準備を進めてきたところでございます。今年度から実施期間と位置づけて、町内プロジェクトチームの検討結果を限界集落対策会議に諮り、西予市における限界集落対策基本方針を集落の維持、活性化と定め、その政策展開として西予市生き生き集落づくり事業を7月末に制定したところであります。

生き生き集落づくりの事業では、実施対象区域を本年4月1日の住民基本台帳で65歳以上が50%を超える行政区、74集落あるわけでありませんが、その行政区域を含む地域として集落みずからが住民参加のもとで、今後10年間の構想と5年間の実施計画を集落づくりとして策定し、計画に基づき実践する集落内での取り組みに対して、市が支援をすることにより住民が生き生きとした集落づくりが推進できるものであります。

事業内容は、集落づくり計画の策定への支援として、計画策定に必要な経費を50万円を限度に助成をするものであります。あわせて実施計画に基づく集落支援活動事業には、事業費の2分の1以内を助成するものであります。

また、集落支援員の設置につきましては、本事業を実施しようとする集落、地域において計画策定や話し合い等に必要な支援員を委嘱する予定であります。本事業の推進のため、集落支援アドバイザーを設置することとしており、各種研修会など集落リーダー等人材の育成も行う予定であります。

ご質問のありましたように、今年度はモデル集落を設置し、集落づくりへの取り組みを重点的に支援をしまいたいと考えております。

モデル集落は、山間地における集落点在状況と農漁村集落の高齢化、また昨年の集落聞き取り調査結果などを勘案をいたしまして、市内の3地区、

野村町惣川地区、城川町窪野地区、旧明浜町の高山地区の3地区をモデル集落に指定をいたしました。アドバイザーの派遣や地元行政職員による推進チームを設置し、集落づくり計画の策定に向け取り組むことといたしております。

また、社会福祉推進事業による要援護者支援システム構築とあわせて集落づくりにも取り組むとともに、限界集落対策の一つであると考えております。

集落におけるさまざまな取り組みが、行政主導ではなく、住民みずから自分たちの集落で何をすべきか、何ができるかを考え、計画し、実践する取り組みに対しまして、市が支援していこうというものであります。住民と集落、行政が一体となった協働の精神で集落の維持、活性化に向け取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、西予CATV事業の進捗状況についてお答えをいたします。

西予CATV事業につきましては、今年7月に放送センターを開所し、第1期エリアであります宇和地区と野村地区の中心部のエリアでは接続工事が随時行われている状況でございます。他のエリアにつきましても随時工事を行っておりまして、平成23年7月24日のアナログ停波に間に合わせるように進めております。

そこで、現時点での加入状況でございますが、西予CATVへ問い合わせを行いましたところ、8月24日から引き込み工事が始まり、85世帯の整備が完了しているところでございます。また、既に約1,000世帯の方から加入申込書を受けておりまして、準備の整った世帯から視聴できるようになっております。

また、このほかに約4,000世帯の方から加入意向の連絡を受けておりまして、合計約5,000世帯でありまして、この世帯数の確保は確実なものとなっております。

2点目の自主放送の充実についても同様に問い合わせを行いましたところ、現在、よりよい番組を作成するために職員の養成を行っているだけでなく、市内でビデオ撮影に興味のある方を集

め、ビデオクラブ的な団体を組織し、自主放送の番組素材づくりを計画いたしております。

また、映像による放送だけではなく、デジタル放送の特徴でありますデータ放送を活用し、テレビの画面で西予市の天気やニュースに加え、西予市ホームページに掲載しております西予市からのお知らせ、暮らしのガイドや農業情報を各関係機関が連携をしまして発信を行う農業だよりの配信、さらには市民の広場というのを設けまして、警察、消防からのお知らせやイベント情報、バスの時刻表及び休日当番医の情報もいつでも好きな時にテレビ画面で閲覧できるサービスを提供しております。

今後、テレビ番組の内容だけではなく、このデータ放送の情報の充実を図り、より魅力的で市民に密着した情報を発信し、満足度の向上に努めるということであり、西予市も連携して自主放送の充実に努めたいと考えております。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、兵頭議員の3点目の西予市の財政の健全化について回答をさせていただきます。

昨年秋に発生した世界同時不況の影響を受け、戦後最悪の経済危機に陥っておりますが、このごろの指標を見てもと最悪期は脱した、このように思われます。

国、地方の財政状況においても、不況に伴う税収の減や数度に及ぶ緊急で大規模な経済対策により、平成21年度末の国、地方を合わせた長期債務残高が804兆円に及ぶことが見込まれ、主要先進国中最悪の水準にあるなど極めて厳しい状況であり、大きな負担を将来世代に先借りするといった異常な事態が続いております。

一方、本市の市債務残高は、合併前の各旧町の大型事業の実施や合併後の新市建設計画に基づく大型事業等の実施により市債発行額の急増によりまして、平成20年度末の市債残高は普通会計で平成21年度当初予算の1.3倍に当たります約325億円、全会計では445億円に及んでおります。

類似団体の平成19年度の地方債残高の平均では約184億円であり、およそ1.8倍の債務残

高となっております状況であります。ただ、後年度に交付税措置のある有利な過疎債、辺地債、合併特例債の起債を借りておりますので、実質的には現借入額の大体40%ぐらいだと、このように思っております。

ご案内のとおり、今後においても総合計画に基づく庁舎建設計画やCATV整備事業、汚泥再生処理施設の整備事業等の大型事業の推進による起債借入額の高どまりが懸念されておまして、起債残高もそれに呼応してほぼ横ばい状態で推移することが想定されます。財政の硬直化を避けるために、行政評価システムに基づく総合計画やすべての会計において普通建設事業の抜本的な見直し、削減を行い、節度ある起債管理と発行総額を抑制することが課題となっております。

平成19年度6月に設置した地方公共団体の財政の健全化に対する法律、いわゆる財政健全化法でございますが、により示されました4つの健全化判断比率が実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率及び資金不足比率とこのようになりますが、今後の財政運用における重要な指標となっております。

本市の平成20年度決算における各比率は、前年度同様いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。今後実質公債費率については一般会計における公債費の増加とともに、特別会計への繰出金のうち元利償還の財源に充てたと認められる額の増大等により上昇して、将来負担比率についても、特別会計等への地方債の元金償還に充てる一般会計等からへの繰り出し見込み額や充当可能な基金の減少等により大幅に上昇することも見込まれ、財政健全化に当たり慎重な運用を行う必要があります。

このように厳しさを増す財政状況において、真の自立を目指し、すべての職員が財政危機に対する認識をさらに深めるとともに、前例にとらわれない柔軟な発想や行政経営感覚が求められるところであり、行政評価システムをもととしまして事務事業全般の徹底した見直しや各種施策の優先順位についての厳しい選択を行いまして、メリ張りのある資源配分と経理、市政の効率化に徹した簡素で効率的な行政システムの確立に留意いたしまして、財政健全化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 兵頭勇君。

18番兵頭勇君 ちょうど休憩の時間前でございますので、1点だけひとつ再質問を簡単にさせていただきます。

ちょうど今、ケーブルテレビ事業の件でお尋ねをしたわけでございますが、8月24日から接続の工事をしておるといふことであり、現在1,000世帯の加入が、契約ができておるといふことでございます。

今回の第1期の工事エリアは宇和の中心地と野村の中心地であろうというふうに思います。その宇和と野村の加入率はどのようになっているのか。このケーブルテレビは、三瓶町を除く4町にまたがるというふうに、3期に分けてやられるというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、くどいようではありますが、加入してよかったと。今から新しく西予ケーブルテレビに入って、加入してよかったというように、今までも努力はされておると思いますが、さらなる努力をしていただきたい。

今現在、昼間も放映はされておられません。されておらぬではない。CMのテレビショッピング的なことばかり放映されておるといふふうに思います。やはりくどいようですが、内容充実も図っていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 第1期エリア分の宇和、野村の中心部の加入率ということでございますが、この第1期分のまとめた数字はつかんでおりませんが、要するに今年、周辺部いわゆる農振地域の方は進めてまいります。こういったものを含めると、いわゆる宇和地区、野村地区全体の加入率を申し上げますと、宇和では今加入予想を立てておりますのは約20%、そして野村におきましては約60%、こういった加入予想を立てております。

そしてまた、現在のところ野村におきましては、既に申し込み済み件数が約1,000世帯でございます。そして、宇和のほうでは160世帯というような申込件数になっております。

また、今後の自主放送のほうでございますが、先ほどもお答えしましたように、ビデオの撮影に興味のある方を集めまして、ビデオクラブを、組織を立ち上げましてさまざまなイベント情報を流してまいりたいと思っておりますし、今現在、保健センターの下にテレビを設置しておりますが、このテレビを見ていただきますとよくわかりますように、データ放送がもう既に流れております。ぜひ、このお帰りの際にはそのデータ放送を見ていただきたいとこのように思います。そういう中で、それぞれ農業だより、こういったものを放送しておりますので、ぜひ見てお帰り願いたいとこのように思います。

以上でございます。

議長 兵頭勇君。

18番兵頭勇君 ただいまの部長の説明でわかったわけでございますが、1点だけお尋ねをいたします。

今の加入率であります。宇和が20%、野村が60%、野村は1,000世帯の予約ができそうだが、宇和町においては160戸というような差があると思っております。宇和町で加入が少ないのはどういう原因か。それだけお尋ねをいたします。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 これは、私の私見でございますが、やはりデジタル放送が既に受信できている、いわゆる難視聴地域は少ないというようなことが一番大きな要因ではなからうかとこのように思っております。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時30分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時46分)

引き続き一般質問を行います。

2番二宮一朗君。

2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を

させていただきます。

初めに、8月30日に行われた衆議院選挙の結果につきましては、政権交代という大きな風をともに受けた結果となり、今後の国政が民主党中心とした連立政権で進んでいくということになりました。私たち公明党は、約10年間の自公連立政権の中で、あくまでも生活者の目線で弱い立場の人たちの声を国政に届けて、多くの実績を積み重ねてまいりました。特に、国の予算の配分においては、福祉や医療、子育て支援や教育といった分野において、過去の自民単独政権のときよりも、特に貢献をできたものと思っております。

今回の選挙は、今の選挙制度の中での結果であり、これも民意なのかなと受けざるを得ませんが、新しい政権が新しいリーダーのもとで国民目線のかじ取りをしていただくように心より願っております。私たち公明党は、野党として全国の地方議員3,000名が国民の皆様の声をしっかり聞かせていただいて、今後も国政に届けていかなばならないと決意を新たにしておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

また、今後、国がどのような方向に行くかはよくわかりませんが、西予市においては三好市長の強いリーダーシップのもとで、行政の責任として市民の皆様のご生活、生命、財産を守ることに全力を注いでくださいますよう心よりお願いを申し上げます。

前置きはここまでいたしましたので、通告をいたしております2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、今回の農地法の改正は西予市の農業復活の起爆剤となるのでしょうかという点についてご質問をいたします。

1952年の法改正以来、初めての大幅見直しとなる改正農地法が6月17日に成立をいたしました。国内の農地がピーク時の7割程度まで減り、使われていない農地も増大し続ける中、今回の改正では法の理念を転換し、農地の位置づけを抜本的に変えたものとなっております。同法は、農地について第1条で耕作者みずから所有することを理念として掲げてきておりましたが、改正法におきましては効率的に利用することに重点を移し、新たな農業者の参入に道を開いたものであります。

この背景には、農地所有者の高齢化や後継者不

足という深刻な問題があります。また、農地面積が減少する一方で、作物をつくらず放置されたままの耕作放棄地は年々ふえ続け、今では埼玉県の内積に匹敵する約39万平方キロまで拡大しております。歯どめがかからない状況となっておりますのが現実であります。そのため、従来農地を所有できるのは農家と農業生産法人だけだったのですが、農地の適正な利用を大前提として企業にも円滑に貸し出せるようにし、農地の貸借期間も20年から50年以内へと延長をされました。

一方で、違反転用については罰則を強化し、特に法人の罰金額は300万円以下から1億円以下へと大幅に引き上げられております。また、農地を面的にまとめ効率的な利用を進める観点から、市町村やJAなどが農地所有者からの委託を受けて農地の貸し付けを行う農地利用集積円滑化事業も創設をされました。

今回の農地法に盛り込まれた諸策が具体化すれば、農地の保全、活用を促進し、食料供給力の向上、地域活性化と雇用創出を促すものと期待をされていると思いますが、この改正法だけで今の農業を取り巻く問題が解消されるわけではないと思います。今回のこの改正法を第1歩として、この西予市の農業の将来を切り開いていく態度こそが求められていることだと思います。

西予市の基幹産業である第1次産業の復活、再生はだれもが口に出し、だれもが思い、願っていることでもあります。特に、西予市の10年後を思い描いた時、先ほどもありましたように限界集落や少子・高齢化からの人口の減少なども切り離して考えることはできません。

まずは、この農地法改正をきっかけとして西予市としての農業再生のデザインを構想し、西予市の農業をどのように位置づけ、発展させていくかという骨太の青写真を示していくことが、農家に限らず市民の皆さんが西予市に対しての希望を失わず頑張っていく意欲につながるものと信じております。

そこで、2点についてお伺いをいたします。

まず最初に、今回の農地法の改正によって、行政として農家の皆さんへ具体的にどのような支援ができるかと考えておられるのかお尋ねをいたします。

2点目に、未来に向かってこの農業が西予市の中でどのような方向性で進むべきなのか、また進

んで行けばいいと行政として考えておられるのか、この2点についてお伺いをいたします。

続きまして、2点目の質問、介護支援ボランティア活動の導入、推進についてお伺いをいたします。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能となっております。この事業は、東京稲城市が高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価をする仕組みを創設したいとの構造改革特区要望を平成18年に提出したことをきっかけとして、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕組みが検討された結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能となったものであります。

具体的には、介護支援ボランティア活動実績に応じてポイントを交付するもので、ポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。それだけではなく、高齢者がこの活動を通じて、社会参加や地域貢献をすることができ、かつ自身の健康増進を図ることにもつながり、いわゆる介護予防にも役に立つというものであります。

この事業は、平成19年9月から稲城市が全国で初めて実施をし、その後東京の各区や市を初め全国で現在30近い市町村にも取り組みが広がっている状況であります。全国的に見ると、まだまだ試行的な状況に近いとは思われますが、西予市の第4期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中の第3節に、生きがいづくりと社会参加の促進の中でボランティア活動等への支援と明記をされていること。また、現在の高齢者支援も必要だとは思いますが、高齢者の皆さんがみずからの意志で行うボランティア活動はより生きがいとなって、介護保険料の抑制にも必ず効果があらわれてくるものだと思っております。

以上のことから、ポイント制で実質的な介護保険料の軽減、地域社会への貢献、参加者自身の介護予防に役立つなど、まさに一石三鳥だと考えておりますが、ぜひ導入への取り組みを検討されるべきだと思うのですが、西予市としてのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

以上2点、どうかよろしくお願いたします。

以上で質問とさせていただきます。ありがとう

ございました。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 それでは、二宮一朗議員1点目の質問であります農地法の改正は西予市の農業復活の起爆剤となるのか。

1つ目、今回の農地法の改正によって、農地へどのような支援ができるのかについて。

2つ目、農業が西予市の中でどのような方向性で進むべきかにつきまして、お答えをいたします。

まず、1点目の農地法の改正は西予市の農業復活の起爆剤となるかについての質問でございますが、二宮議員の質問内容のとおり、現行農地法では農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め、耕作者の農地の取得を促進してきましたが、今回の農地法の改正により農地が地域の貴重な資源であること、農地を効果的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等が明確化されます。

農地について所有権、貸借権等の権利を有するものは当該農地の農業上の適性かつ効果的な利用を確保しなければならない旨の責務規定が新たに設けられました。貸借の規定が見直されたことにより、農業生産法人以外の法人等も一定の条件のもとで農地を借りられるようになります。

このことにより、農地を有効的に利用するために農地利用集積円滑化事業が創設されます。市では農地利用集積円滑化団体を整備し、その団体が農地を貸してから一括引き受けてまとまった形で担い手に配分することにより、効果的な農作業が可能となり、生産性の向上が図られます。

西予市におきましては、103ヘクタールの耕作放棄地が存在しております。農地を有効に利用することから、耕作放棄地になっている農地を解消するために耕作放棄地対策協議会を既に設置しておりまして、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により荒れた農地を再生し、営農を再開する農家に対し補助金を交付して支援を行いたいと考えております。

2点目の、農業再生はどのような方向性で進むべきかにつきましてのご質問でございますけれども、西予市におきましてはさきの調査の結果により耕作放棄地が増加しているのが現状でありま

す。もともと生産性の高い優良農地は所有者自身が耕作を続け、利用できるのは山間地などの条件が不利な場所が多いことや、整地費、初期投資など、農業への参入は多くの壁に立ちはだかると思われます。

しかし、西予市総合計画で位置づけしております、本州すっぽり西予、海から里、山までの起伏に富んだ地形でバラエティーに富んだ多種多様な農業経営形態が施行されることが可能であります。今後、農業参入者希望がありますれば積極的に進め、農業再生の起爆剤につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の2点目の介護支援ボランティア活動の導入推進についての質問に答えさせていただきます。

地域支援事業につきましては、平成18年度から第3期の介護保険事業計画策定を機に介護保険法が改正され、予防重視型のシステムへの転換を図ることを目的として新たに創設されました。

内容としましては、地域で生活する高齢者が要支援、要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化することから、市町村が実施するものであります。

現在本市においての事業内容は、要介護状態に陥るおそれの高い虚弱高齢者や一般高齢者を対象とした介護予防事業。次に、要介護状態に陥るおそれのある虚弱高齢者、特定高齢者であります。介護予防を推進するための介護予防事業のマネジメント、それや地域の高齢者実態把握、高齢者やその家族などから相談を受け、介護予防以外の生活支援サービスとの調整等を行う相談事業。虐待にあっている人などの早期発見と権利擁護のための権利擁護事業。そのほか任意事業としまして、家族介護の支援事業などを実施しているところでございます。

ご質問の介護支援ボランティア活動については、平成19年度に国から地域支援交付金を活用して実施することが可能であると示されました。県内におきましては、ことし7月から久万高原町が取り組みを始めたところでございます。

この介護支援ボランティア活動を通し、高齢者が地域に貢献することを積極的に奨励、支援することによって、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防を資することと、生きがいづくりを目的としてその結果、生き生きとした地域社会となることを目指すものです。

本市におきましては、超少子・高齢化社会が進展する中、高齢者の介護予防の推進や住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動を大変重要な取り組みとして認識しているところでございます。

ご質問のとおり、第4期高齢者福祉計画介護保険事業計画の中で、生きがいづくりと社会参加の促進としてボランティア活動などの支援を地域支援活動の活用を踏まえて、地域の中で自主的に活動する高齢者のボランティアグループの育成と支援に努めていくとともに、新たなボランティア活動及び団体の発掘支援等に努めることを明記しております。

介護支援ボランティア活動の導入については、老人会や社会福祉協議会等の事業において無償での活動も実施いただいている事例もありますので、ポイントを付与する範囲やボランティア活動の受け入れ先となり得る介護福祉施設や老人会や社会福祉協議会などのご意見もいただいて、導入後間もない事業でございますので、先進地の導入効果や問題点などを調査しますとともに、本市の予防介護事業の取り組みなどを合わせて総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 2つとも項目につきまして、積極的なご答弁を大変にありがとうございました。最初の農地法改正の件でちょっと1点だけお伺いをしたいなと思います。

今、耕作放棄地等々の分については補助金を交付するとか、あと後半の分については取り組みがあったら積極的に支援をするというお気持ちはいただいたんですけども、私が今回この質問の中で、起爆剤になるかというふうな言葉を使いましたのは、今回の法改正の中でJAとか市町村がリードをして、農業がこういう産業になり得るよというふうなことを市民の皆様また農業されている

方に示していく、その方向性をリードをしていくというふうなお考えはないのかなということ、考え方がないのかなというよりも、そういうふうになってほしいなという私の思いで質問をさせていただきました。

今までの過去も国の法律が決まって、県や市町村の各自自治体においてきて、その施策の中でこの予算の中でこういうふうなことをするというのももちろん原理原則ではありますけれども、今回2点目に言いました介護ボランティア、これは東京の稲城市がみずからこういうふうにしたいということに国に訴え出て、国の法律として全国に広まったものであります。こういうふうなことが例えば農業においても、いろんな少子・高齢化、限界集落その地域地域で、市としてうちはこうですよ、だからこういうふうになりたいんですということ、逆に国へ持ってあげられるような、そういうふうな仕組みというのができれば、すぐには、もちろん期間的にかかるとは思いますけれども、そういう方向性が市民の皆様にもわかれば、希望となったり勇気となったりやる気となったりするんじゃないのかなという思いで質問をさせていただきましたので、1点目の農業、今回は農業の質問ですので、農業の点について、もしそういうお考えができるかなということであれば、返答いただきたいなと思います。お願いします。

議長 三好市長。

三好市長 それではまたこの場からやらさせていただきますが、二宮議員の再質問でございますが、この農地法に基づくものから発展して、農業の根本的なところの問題をご指摘されておると、このように思うわけであります。

今、これまでの日本の農政というのはどうであったかというところから発する必要があると思います。

まず、今までの農林水産省が持っておった考え方は経営規模の拡大であったと思います。いわゆる認定農業者を中心として経営規模を拡大することによって支援事業をしていこうと、そういうときに何が問題かということ、いわゆる私どもの中山間地域を多く抱えておるところには無理がある。だからその辺のところをどうするかというのは大きな課題となっておる側面もあったとい

うことであります。

それと、今回の農地法の改正に基づいて、どういふものを参入をさそうとしたというのは、先ほど部長のほうで答えたとおりでございますが、いわゆる企業的な発想を持って農業に参入をさそうとする意図であろうと思いますが、それが今後どうなるかについてはまだまだわからない側面もあります。

ただ、資金の導入が企業的な発想をされることから入ってくる可能性も秘めてきたというのが、今回の農地法の改正の主な要旨だと思っておりますが、先ほど言いましたように、私どもの西予市がそれですべて当たるかどうかになると、非常に疑問であるわけでございます。

私は先般、大田市場の東一、東京青果の上田専務が退職されるに当たって、上田専務にも今までのお礼と会いに行きまわりましたが、この方々からしますと今の農政のあり方の中で、地域はいかにそういう国の体制だけではなしに、みずから売り込む力を持たないとだめだよ。だからいかに自分らが売り込む力を持つ、そういう体制づくりを私どもは今からやっていく必要が農業の中にあるんだと、このように強く私も思ったところでございます。

今回も農協のほうで新たに西予市の農業を再生すると、根本的なことから始めてやろうという1つの取り組みの計画書をつくられております。これも非常に重要なものだと市としてもとらえて、市も職員も、計画づくりに参画をさせていただいておるところでございます。それをもとに大きく今後新たな西予市農業をつくるための展開もやっていったらなと、このような思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 市長の今言っていたことが、まさに今から進めていっていただきたいなという僕の思いでありますけれども、今回は農地法改正ということで農業をきっかけにということで質問をさせていただきましたが、市民の皆さんは先ほどからいろんなお話が出とりますように、10年後人口がこんだけ減って集落がどうなるのかとか、いろんな思いが、不安があるわけですよ

ね。

そういう中で、今回農業ということをつきかけてこれが産業になって、要するに後継者が残ってくれて子供たちがふえて、また今度子育て支援に市が協力をしてというふうなビジョンが、何年か先のビジョンが見えていけば、本当に西予市として明るい未来があるんじゃないかなと。今回農地法がこういう改正になりましたので、それをきっかけに、主として農業がなっていたらいいなという思いで質問をさせていただきました。

市長はご理解をされとると思いますので、ぜひとも今後期待をしておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長 次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 通告いたしました件につきまして議長に許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきますが、まずもってお断りしておきますけれども、第1問目の衆議院議員選挙を終えてという質問でございますけれども、一般質問の締め切り日が8月24日が締め切りでございましたので、内容につきましてはまだどちらの政権になるかわからないという形の中で、理事者のほうへは質問を回しております。

ただし、やはり今回の選挙は歴史的な流れの中で民主党中心型の政権が生まれました。日本の歴史、政治歴史の中で非常にすばらしいというか、大きな流れの国民の選択であったであろうと、かように思っておるところでございます。

選挙が始まる前に、日本の国を考える8月であるという麻生総理が申したとおりでございましたが、国民一人一人、そしてここにご出席の皆さんも、皆さん傍聴に行かれてる方も、議員さんも、そして理事者側も、それぞれがこれからの日本を憂い、これからの日本のことを思って、1票を投じられまして結果が出ました。

30日の投票から、きょうが4日でございますけれども、まだ4日しかたっておりません。その中で、非常に今回の選挙の選択肢っていうのは政権交代という大きな命題がございましたけれども、やはり個々には各政党が出したマニフェストの政策の選択肢が国民一人一人にあったん

と思います。

その中で、どの政策が西予市にとって非常に今後影響があるのか、特に民主党の出されたマニフェスト、一つ一つ述べあげますと非常に膨大なものになりますけれども、大きくあげますと国防、景気浮揚策、雇用そして教育、環境、いろんな問題がございます。その中でも具体的に言いますと、農業への所得補償だとか、子育て支援の2万6,000円だとか、高速道路の無料化そして我々田舎に非常に影響があるであろうと私自身思ってる道路財源の減少、このような問題につきましても非常に今後西予市の市政の中で影響が出てくるであろうと、かように思っております。

ほとんどが西予市にとりましては、財源について非常に問題が出てくるであろうと思っております。これは地方分権とも兼ね合わせまして、どれだけ権利、分権移譲していただくのか、そういう問題もありましょうし、民主党の今後の一体感そしてやはり国を守るためには2大政党は叫ばれておる中で、自民党、公明党さんの協力も必要だという形が生まれてくると、私は思っております。

ただ言えますのは、これから、市長も招集あいつ並びに127号の補正予算議案の説明の中でも、やはり市長みずからが不安感をのぞかせながらの説明であったと私はとりました。地方への影響、そして政権公約、これらのものが具体的な政策の不透明化がやはりまだあるというようにとらえておられたように感じております。これらの問題につきまして、これから西予市においてどのようにしてどのような問題を具体的に対応されるのかをお尋ねをさせていただきます。

全部のお答えをしていただくのは無理だと思いますけれども、私なりに考えますと、これからはそういうことを地方自治体が対応していく、そして職員なり理事者なり議会なりが一体感を造成しながらこれらのことを遂行していくのが、地方自治体同士の競争力が、これから大切だと思っております。そのためにはやはり職員の対応力、といいますのは、定額給付金で対応した場合でもあれだけ時間がかかりました。これから民主党政権になりましていろんなマニフェストを地方の自治体へおろしていく。18日ぐらいに総理が決まるんですけども、それから今度特別国会やって、それからいろんな官僚と相談して、それから法律つくって、それから自治体へ回ってくるというよう

な順序でございますので、なかなかすぐにはすぐな結果が、マニフェストが出てくるようにはならないだろうと思っておりますけれども、これらの対応が、行政がしっかりとやれるかどうかというのが地方自治体の競争力の大切なところがこれから生まれてくるのではなからうかと、このように思っておりますので、それにはやはり市民の協力、理解が私は必要だと思っております。やはりあれこれと重箱の隅をつつくようで失敗ばっかしを取り上げるといような住民ではだめだと、市民ではだめだと。やはり、理事者側がやって、多数決の中で、民主主義の中でやったことについてはやはり協力していくという、こういう姿勢、こういう市民性を造成していく必要も今後あると、私はこのように思っております。市長のこれからの対応について、お尋ねをいたします。

選挙期間中に私、1つ疑問に思いましたのは、地方とはという言葉がよく出てきます。国における役割など多方面な形で地方は協力するわけでございますけど、国防なんかはできませんけれども、それぞれの国民に対するサービスとかそういうものを地方自治体はしております。

大阪府も横浜市も松山市も、中央と地方という形で大きくマスコミが取り上げておりましたけれども、私はちょっと松山市と西予市では地方という考え方、いろんな行政のあり方ってのが違うんではないかという考え方がしておりますけれども、市長のご所見はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

また、先ほどの質問で元親議員のほうから地方分権は選挙の結果どのようになってほしいかという質問、なってほしいと考えておられるのか。また、町村合併後、道州制の計画について市長の所見をお伺いしますという質問を出しておりますけれども、先ほど答弁をいただきましたけれども、今後の市長の、こうなったらいいなというような私見でよろしゅうございますのでお聞かせ願ったらと、かように思っておりますのでございます。

続きまして、診療所のあり方についてでございますが、市民より診療所の運営についての最近質問がいろいろあります。ほとんどが患者の立場からの質問が多うございます。それもといいますが、やはり医師不足の中でいろんな問題が生じてるんだらうと思えます。合併後、城川町と明浜町、三瓶町、野村にもあるわけでございますけれども、

城川と明浜の診療所のあり方をよく合併後比較にされてきました。

城川町は、合併後医師が1人もいない状態が続いたことがございます。明浜町は常時4名、そしてあの細長いところに端から端までが25分ぐらいのところ、7分ぐらいで行けるとところの間隔で4人の医師がいるというようなことで、合併後私は明浜町出身ですから非常に城川町のほうから、うちは1人もおらんのに明浜は4名もあるんかとか、そういういろんな問題が出てまいりました。ほとんどの形に、我々は非常に当たり前の医療の享受を受けていたという形がございましたけれども、今後過疎化になり少子化になっていく中で、診療所がどのようにしたらいいのか、そしてどのような問題があるのか、そして医師不足の財源的にも、医師不足という非常に社会的な現象が出てきた中からの問題もあります。財源的にも非常にだんだんだんだん人口が減っていくということには、その地域の患者数が減っていくという問題でもございますし、合併当初より明浜町なんかは約2割ぐらい人口が減ってるわけでございますので、経営的に言えば売り上げが2割減ってもしようがないというような問題がございます。このような問題を今後財政的にも一般会計から出しているのが、だんだんだんだんふえていくということになるであろう。そしてまた、限界集落になるであろう地域での将来の医療の重要性が、限界集落対策の中でも言われております。市民も医師への思いやり、非常に一部の医師ではもう寝る間もないというような医師もおります。そのような形の中で、医師への思いやり、感謝の気持ちで地域の人たちが接して、診療所は地域医療の責をどのように全うするのか。市行政の役割は非常に重いものがございます。このあたりについて、今後の診療所のあり方についての対応について、お尋ねを申し上げます。

将来、限界集落になるであろう地域の医療を計画されておる中で、合併当初、明浜、城川地区の救急対策、現在昼のみの救急車配置になっておりますが、今後人口が減っていく中でこの問題をどのように考えておられるのか。合併の元親議員の計画された中では夜も配備するというような案も出ておりますけれども、現状は私自身としても財政的に無理だらうという考え方ではございますが、この点についてもご質問いたしまして、一時

質問を中断させていただきます。

なお、衆議院選挙の後についての質問につきましては、多少私の質問とのずれがあるかもしれませんが、その点はお許しを願いたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の衆議院議員選挙を終えての質問について、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目のマニフェストのどの政策が西予市に影響が大であるかですが、この質問については、民主党が掲げられたマニフェストを検証してみますと、5つの約束、5つの原則、5策、工程表、7つの政策各論に大別できると思っておりますが、その中で西予市に関する7つの政策各論の中から注視して、私の所見を述べさせていただきます。

まず1つで、ひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付するというマニフェストがあります。この考えは、地方分権を進める上では根本中の根本であり、賛同するものであります。国家の中央支配の根源であります補助金制度は手続の煩雑さや要綱要領による全国一元化、各種手続の過程の経費の無駄など、以前から指摘されていたところであります。

本年度も一連の臨時交付金を交付されて、西予市としては独自の事業を進めてまいりましたけれども、その中で酒井議員からもいろいろ要望もございましたけれども、辺地でのモノラック事業は、認定農業者要件で支援することとした西予市の判断でできた画期的なものでありまして、国、県の補助体制では困難なものでありました。今後、このようなことも可能になる、このように期待をしておるところでございます。

2つ目でございますが、個別所得補償制度につきましてであります。今までの農林水産省が進めてきました認定農業者を中心とした経営規模拡大では、中山間地域農業の零細経営では成り立たないことは目に見えております。その補完としても、その制度は西予市全般としては受け入れやすいと考えております。ただ、この制度の背景にアメリカの農産物輸入協定があるとしたら、日本の中山間農業は壊滅的になることも恐れておりま

す。

次に、3つ目としまして、ガソリン税等の暫定税率を廃止につきましては、既に自民政権化で一般財源化を図った上で、必要な道路は予算化するとされているところであります。廃止となれば道路等の社会資本整備は、そのほかの一般財源を削減しないと捻出することができないことは明白でありまして、西予市のように道路未整備の多い市では、事業遂行が大幅に遅延するのではないかと懸念をしております。マニフェストについては、以上で終わらせていただきます。

第2点目の地方とはであります。議員ご指摘のとおり、横浜市、松山市と西予市とでは地方のニュアンスが異なります。地方の言葉には国の制度上における、国と地方自治体と区分した地方と、一般的に東京圏に対する地方があると思っております。今回の選挙において中田前横浜市長、橋下大阪府知事が地方分権改革を提言としてされた地方と西予市の地方分権の位置づけは当然異なるものであります。しかし、民主党のマニフェストにあります地域主権国家を目指すとしたことは西予市段階でもしっかり受けられる能力態勢をつくることに努めなければならないと考えております。

第3点目の地方分権はどのようになってほしいかでありますけれども、住民に一番近い地方自治体、とりわけ基礎的自治体が住民の意志に基づく行政サービスを行う仕組みづくりは、地方分権の根本であります。民主党が地域主権国家を目指すとしたことは、官僚中心とした中央集権国家から新しい国家像を描かれたと、このようなあらわれであろうと思っております。

問題は、先ほども言いましたが、700あるいは300の基礎的自治体構想が見え隠れしております。そうした場合の再合併に走る危険性を秘めておるのではなからうかと、こういうことについては今後とも注視をして地方からの声を出す必要が私はあると、このように思っております。

第4点目の道州制につきましては、元親議員のご質問にお答えさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 酒井議員の2点目の質問で

あります診療所のあり方について、答弁をさせていただきます。

西予市では、現在10カ所の国保診療所を開設しております。三瓶地区の2診療所につきましては黒字経営を行っておりますが、明浜、野村、城川地区の8診療所におきましては、毎年度一般会計からの繰り入れによる運営をせざるを得ない状況となっております。

このような中で、西予市国民健康保険運営協議会におきまして、特に明浜地区の4診療所の運営につきましては検討の必要があるとの意見をいただいております。

また、職員で構成しました西予市医療問題特別委員会でも、平成19年1月31日答申を出しております。

今回、市民、学識経験者等を含めた明浜地域診療所検討委員会を設置し、協議、検討することといたしました。市内には医療を受けるために車で40分以上もかかる地域もあり、安心して医療が受けられる体制づくりは必修であります。まず、この検討委員会におきまして効率的かつ健全な運営ができるよう検討をいただき、その結果によって再編等を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 中野消防本部消防長。

中野消防本部消防長 酒井議員2点目の質問のうち、明浜、城川地区の今後の救急対策、昼間のみの救急車配置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、明浜町と城川町にはそれぞれ救急隊1隊を平日の昼間の時間帯に配置をいたしております。それ以外の平日の夜間、土曜、日曜、祝日等の救急要請には本署と野村支所から救急車を出動させて対応しているところでございます。

明浜、城川に救急隊1隊の配置は、平成16年4月から西予市に合併してからであり、既に5年が経過し、現在に至っております。地域の人口が減少し、かつ高齢社会という現状から考えますと、救急車に対する市民の皆様の期待と要望は今後はますます高くなっていくものと考えます。消防機関といたしましては、この現状を正しく認識して、市民の負託にこたえるべく検討と努力をしていかなければならないと考えております。

これからの救急対策についてでございますが、明浜町、城川町への救急隊の配備については西予市への合併協議において合意されました現在の体制、すなわち平日の昼間の時間帯での救急隊1隊の配置を基本として、消防機関の現在の装備と人員を有効に活用機能させて、救急サービスの維持、継続を図らなければならないと考えております。

現在、救急車は5台を運用しております。平日の昼間は明浜、城川総合支所に各1台、野村支所に1台、本署に2台を配置しております。なお、本署の1台は高速道路対応車両として配備している救急車であります。このような救急車の配備は旧東宇和郡4町の地理的状況を考えますと、公平な消防サービスの確保という必要な判断があったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 非常に民主党のマニフェストにつきましては、今後私自身も不透明感でどうしようにおりてきて、どうしように具体化されていくのか、これについて不透明感があってわかりにくいでございますけれども、まだこの市のほとんどが財源的な問題につきましても不安感がございます。地方分権も含めまして、どのようにしてやっていくのか、今後歴史的な政権選択の変換になったわけでございますので、市長はよくお勉強されておりますし、そしてその中で現実感が一番先頭に立った船長としてあるわけでございますけれども、ここに座る理事者側の皆さん一人一人が自分自身の部局、担当のマニフェストについて、自分のこととしてとらえるような形、そしてそれを職員に対してもしっかりおろしていただくような形、そして議員各位についても一人一人がしっかりそれに対して先見性を持った対応力をつけていくような、今後協力体制をしいていただきたいと、かように思います。

なお、ちょうどきょうは一般質問でございますので、三瓶いろんなまだCATVが全部には流れておりませんが、市民へもお願いしたいと思っております。この歴史的変革の政策がおりてくる中で、市民の対応、協力がないとやはりできませんので、この点につきましてのここ半年間の間にい

ろんなものが政策的に流れて、マニフェストがおりてくると思いますが、これを改めて皆さんが協力していただいて、ほかの自治体に負けないような対応力、先見性を持って西予市のためにやっていくということを切にお願い申し上げまして、要望として質問を終わります。

議長 以上で、一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時37分）

議長 再開をいたします。（再開 午後1時28分）

次に、日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみに願います。

（日程2）

議長 日程第2、議案第123号「西予市学校施設整備基金条例制定について」から議案第126号「荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 123号につきまして、ちょっとお尋ねさせていただきたいんですが、学校統合とかそういうことの中の対処にする資金、基金だろうと思いますが、学校統合のあとで児童館の建設とかそういうことにも含まれるのかだけをお聞きしときます。

議長 森教育部長。

森教育部長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

学校再編につきましては鋭意進めておりますが、児童館については現在のところまだ詳細にわたっての検討はいたしておりません。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 この基金が将来的にそういうものに使えるかどうかというお尋ねでございますが、今のところは使えないということでございますか。計画的に。

議長 三好市長。

三好市長 一応議案第123号に関する基金につきましても、いわゆる教育委員会の学校ということから新築もしなくてはいけない、あるいは耐震化もしなくてはいけない、そういうときに単年度で経費をすべて出すとなると単年度負担がふえると、そういうことを考慮した場合にある程度できるときに積み立てをしておくのが一番いいという発想ですので、この中はあくまでも教育関係の施設の目的基金であると。児童館は教育関係やなしに、福祉関係の問題であるとそのように峻別すべきであると思っております。

以上です。

議長 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程3）

議長 次に、日程第3、議案第127号「平成21年度西予市一般会計補正予算（第4号）」についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

沖野健三君。

12番沖野健三君 この補正に直接関係はないんですけども、皆さんもご存じのように世界的に猛威を振っている新型インフルエンザについて質問したいと思います。

宇和町でも8月に宇和高生、それから我が小学校の児童が発症したというふうに聞いておりますが、今学校現場でそういう発症した例はないのかわかるということ、発症した場合どういう措置をとられるかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、このインフルエンザについては国民健康保険会計にも相当響くんじゃないかと思うんですね。私の厚生委員の所管ですから余り詳しくは質問ができないと思うんですけども、大流行すれば会計にも相当響く。そのためにはやっぱり予防が大事じゃないかと思うんですけども、保健福祉部長、現在西予市においてそういう予防対策というものはどのようにされているかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長 森教育部長。

森教育部長 ただいまの沖野議員の質問でございますが、新型インフルエンザの関係でございますけれども、8月1日に市の対策本部会議を開かれまして、慎重にいろんな協議をさせていただきました。

その折に調査をしましたところ、発症事例がありまして早速学校関係へも周知をいたしましたのと、現在では学校が始業直前に各学校へ消毒液を配布して、外からウイルス等を持ち込まさないということで、最小限度の対策を講じておる次第でございます。

現在のところ学校現場では子供たちには手洗いうがいの励行を積極的に進めるということで、各学校長にも連絡をとっておりますし、始業前には各学校の子供たちの健康状況をつぶさに把握するように、全校長に指示をさせていただいております。

きょう現在で発症事例が中川小学校、蔵貫小学校、二木生小学校ということで報告を受けておりまして、現在3名が出席停止という措置をとっておりまして、現在のところ予測をしておりましたほどにはなかったということで楽観視をしておりますが、非常に猛威を振るっておるということでございますし、緊張感を持って現場のほうには指示をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 沖野議員からの予防対策についてであります。西予市といたしまして発生が8月1日に発生をいたしまして、対策本部を設置しております。そういった中でインフルエンザの行動計画というものを策定しております。そういった中で市民の皆様には周知徹底をしていこうということで、防災無線を使って放送をしたり、広報に載せて周知をしたりしておりますが、何分にもこのインフルエンザが今までは弱毒性でありましたので、市民の方も余りそう関心がなかったというのが現状でございます。

今報道されておりますのは、特定疾患というようなものがある方が強毒性になって亡くなるという状況になっておりますので、西予市としてもその対策に市民の皆様には周知をしていかななくてはならないというようなことで、大型店舗とかそ

ういうとこへポスターを張ったりして、うがいや手洗い、マスクの着用とかそういうものを市民の皆様には周知をしていく。それから、大きな会合におきましては消毒液をそこへ設置して、皆さんがちょっと消毒をして入っていただくというような対策を現在は講じておるような状況であります。

以上です。

議長 沖野健三君。

12番沖野健三君 今私これ、8月29日の愛媛新聞に各自治体の取り組みについて出てるんですよ。西予市のところを見ますと、1万2,000のマスクを用意しておると。それから、資材の備蓄が60本ということなんですけども、自治体によっては9月の補正でもっとマスクをふやそうという予算を立ててるところもあるんですよ、実際に。現在この数字で西予市としては十分だということですか。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 西予市として今のこの備蓄現状で十分とは思っておりませんので、6月の補正で一応上げらせていただいております。そういった中で注文をしますが、供給と需要の関係で、今非常になかなか入ってこないというのが現状です。今、発注は間もなく業者を選定してやるようにしておりますけど、なかなかすぐには入ってこないというのが現状で、災害対策本部の、要するにテントなども6月補正に上げらせていただいておりますので、間もなくその予算を執行して買っていきたいというように考えております。

議長 質疑はありませんか。

宇都宮明宏君。

8番宇都宮明宏君 市債と公債費の関係のことでちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますが、9月補正の段階で市債のほうは約41億9,000万円。そして、公債費のほうは39億4,000万円。この現時点におきまして、プライマリーバランスと申しますか、ほかに対象になる分があるのかもしれないんですけど、私の現時点思っているところではプライマリーバランスは赤字

になっているんじゃないかなと思うんですけど、この点をちょっとお伺いしたいと思います。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 宇都宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

プライマリーバランスといいますのは、差し引きの関係で赤字、国のほうで言っております歳入と歳出の比較になるんですが、市の場合におきましては自治体におきましては、赤字国債を出してあるわけではありませんので、実際借り入れる額と、そして返す額との差が、借りるほうが多かったりする場合もありますけれども、これはプライマリーバランスが赤字であるから悪から借りると、そういうようなことではありませんので、この借り入れは計画にのっとってやっております。

以上でございます。

議長 質疑はありませんか。  
元親孝志君。

10番元親孝志君 小学校費の中で、小学校情報教育振興事業費と、それから小学校義務教育教材購入事業をあわせまして3,600万円ぐらいな事業があるわけですが、これは昨日の説明で城川のパソコン56台とそれから電子黒板40台購入という説明であったわけですが、小学校がIT化していくというのはこれは時代の流れで、もっともであろうと思うんですけども、我々学校を視察してみますと立派なパソコン室がどこにも備わっておるわけですが、今の教育、小学校の指導要領の中で、まず小学生、何年生からパソコンを使うようになっておるのかということと、それからその指導要領の中でパソコンを使う時間数というのは、大体どれくらい使ってるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 森教育部長。

森教育部長 元親議員のご質問にお答えしたいわけですが、手元に詳細の資料を持っておりませんので、今議会中に詳細を求めまして、必ずご報告させていただきますので、ご容赦いた

だいたらと思います。

よろしく申し上げます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 当然のことでございますので後で結構でございますが、それと関連で1つだけお伺いしたいんですけども。

先般、教育長、教育部長にちょっとご相談をさせていただいておりましたが、西予市を回ってみますと野村町に限って公立幼稚園があります。溪筋、中筋、大和田、河成、惣川幼稚園があるわけですが、今、世の中こう見ますと幼・保一元化ということがよく言われておりますが、私も野村町時代からずっと見ておまして、幼稚園っていうのは非常にこう使い勝手が悪い制度やなど。これが保育所であれば利用する側にとって非常にメリットが大きいということを常々思ってきたわけですが、この時代、この時期に來まして野村町の公立幼稚園というものを保育所に変更することはできないものですかという簡単なご相談をさせていただいたことがあります。この件につきまして見解をお伺いしたいと思います。

議長 森教育部長。

森教育部長 ただいまの元親議員のご質問にお答えをしたいと思います。

幼稚園の関係でございますが、学校再編とあわせて検討をしていかなければならないということ。を前提に、今学校再編を進めております。

幼稚園と保育園との一体化についてはそれぞれ厚生省あるいは文部省の関係がございまして、ちょっと一連にすることは、今すぐということにはなかなか置きかえることはできないと考えております。

ただ、保育園のニーズが非常に高く、野村においては飽和状態であるというようなことも聞いておりますし、幼稚園についてはかなりあきがあるというふうな試算もあっております。これらをどうすべきかということは教育委員会としても十分検討をしていかなければならない問題でございますし、先般も所管の福祉課のほうと協議をして勉強会を第1回立ち上げたところでございます。引き続きこの問題については検討をしまいたいと思いますし、考えておりますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 ありがとうございます。

これは今回の衆議院選挙を見ましても、非常にやっぱり政策の中で少子化対策というのは最重要課題でありまして、どの政党も子育て支援、それから保育所の設置ということは、どの政党も必要とされておりまして。そういう中で、現実にごういった問題が発生しておりまして、私も先般参りますと野村の保育所ではもうパンク状態、それはもう各溪筋、中筋、河成といったところから野村に子供を預けて本来の地元の幼稚園はあいてるというふうな状況でございますので、早急に、これはまた保護者とのすり合わせもいろいろと思ひますが、やはり幼稚園という1日わずか二、三時間の対応でなくて、やはり働く人が共働きできる環境をつくるためには、私はどうしても保育所で預かる仕組みってというのは早急に必要ではないかなというふうに思っておりますので、対応のほどひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第128号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第138号「平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」についてまでの11件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 議案第130号に関連いたしまして、診療所に関するところでございますが、およそ診療所の実質補てんが1億円ちょい毎年支出しておるわけでございますが、この件に関しましては何というんですか、組織も改革すべきであると、組織と申しますのは意見言うところですね、そういうのは以前からあったように思ひますが。

生活副支部長にお聞きしたいんですが、これは三瓶にたまたま二及診療所と周木診療所というお手本があるわけでございますが、ここは黒字だと

私も認識しておりますが、これを1度ほかの診療所は検討したことがあるのかどうか、恐らくあると思うんです。せっかくいいお手本があるわけですから、なるべく赤字を圧縮して負担を減らすということを検討したことがあると思うんですが、ここでは詳しく聞きませんが、その辺の進捗状況、どの程度調査をして何とか赤字を減らす、しなければならぬという、そういう検討の細かいことは結構ですから、その辺の様子をちょっとお聞かせください。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 嶋川議員さんの質問でございますが、言われるとおり三瓶の二及、周木につきましては、黒字経営をさせていただいております。そういった中で先ほども申し上げましたが8診療所につきましては赤字という中で、どうしたらこれを黒字に転換できるかというようなことで、審議はするわけですが、なかなか。

第1点は、患者さんが減少していくと。ほかの病院に行かれるかどうかわかりませんが、そこらで患者が減少していく傾向があるというのが第1点であります。そういった中で診療所をどうするかというようなことで、それならばお薬を一括購入しようではないか、そこらを経費を節減できるんではなからうかというような措置もやっておりますが、なかなか医者1人に対して、失礼ですが売り上げと申しますか、そこらの金額が乗してこないというのが現状でございます。

そういった中で、これから西予市としてどういう方向に持っていくかということは、今後明浜地区をまずわきりに、4診療所の今後の検討委員会を立ち上げてやっていこうということで、間もなく委員会を開催する運びにしております。そういった中で学識経験者や市民の方、一体となって診療所のあり方について検討をいただき、方向性を見出していきたいというように考えておりますので、いましばらくお時間をいただいたらと思っております。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 その件に関しまして、例えば皆さんご存じでしょうけど、二及と周木の診療

所というのはドクター1人で2診療所を掛け持ちでやっておるわけです。これが、ドクター2であれば恐らく赤字なんです。ただ私はここで気づいたことを発言させていただくのは非常に私も心苦しいんですが、我々はどっちかっていうと、政治評論家的な立場ですから非常に質問を通じて好きなことを言いますが、市長を初め皆様は大変だということは認識はしておりますが、ここはね部長、恐らく仕組みを変えないとなかなか難しいと思うんです。例えば、今言いましたように、なかなかドクターの足りないこんな時代に、ドクターを減らすというのはいかがかとは思いますが、そういう仕組みづくりを変えないと改革はできないと、私は認識をしておりますので、またその辺を考えてお願いしたいと思えます。

答弁は要りません。

議長 質疑はありませんか。

二宮一朗君。

2番二宮一朗君 議案第129号の奨学金関係の補正予算について、きのうご説明の中でことしの奨学金の申し込みが少なかったというふうなことをたしかお聞きしたと思うんですけども、そちらのほうでつかんでおられる少なかった理由というか、もともとの申し込み自体が少なかったのか、または申し込みはあったけれどもいろんな条件等で受け付けがお断りしたような件がたくさんあって減ったのかというふうな点、もしつかまれておられましたらご報告をお願いしたいと思えます。

議長 森教育部長。

森教育部長 二宮議員のご質問にお答えしたいと思えます。

私のほうの手元の資料では、一応重複申し込みが過去はあったと。しかし、それは今の現状どうなのかということで前教育長からも厳しく指摘といたしますか、そういうことがございまして、ことしからそういったことは極力避けていただくということで精査をしました関係で、新規申し込みは減ったということでございます。

以上です。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 重複ということは、過去に借られておるってことでしょうか。

議長 森教育部長。

森教育部長 西予市の奨学資金以外の資金、育英資金とかほかにもいろいろな教育資金がございまして、そういったことと兼ねて申請がされておったやに伺っております。

以上です。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 これは要望なんですけれども、こういう時代でもありますし、奨学金を希望されるご家庭は年々ふえていくんじゃないかと予想もされます。市の奨学金の制度のあり方というのも、その時代時代というか、状況に応じてやっぱり見直していただけて、できるだけ意に沿っていただけるような方向で、また今後検討していただきたいなと思えますので、要望としてお願いいたします。

以上です。

(日程5)

議長 次に、日程第5、認定第1号「平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

議長 次に、日程第6、認定第2号「平成20年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案30件については、お手元に配付をしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

(日程7)

議長 次に、日程第7、請願第2号「特別職の

給料削減および議員報酬削減に関する請願について」から陳情第5号「郷土資料（収集古民具）の保存活用について」を一括議題といたします。

この請願・陳情につきましては、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案並びに請願・陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

9月17日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時58分

平成21年第3回西予市議会定例会会議録(第3号)

- 1.招集年月日 平成21年9月17日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 議 平成21年9月17日  
 午後2時00分  
 1.閉 会 平成21年9月17日  
 午後3時52分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副 市 長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会 計 管 理 者 上甲 悦子  
 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 藤中 彰  
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教 育 部 長 森 精一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 角藤 和幸  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 宇都宮 又重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総 務 課 長 上甲 憲章  
 財 政 課 長 河野 敏雅  
 企画調整課長 上田 甚正  
 監 査 委 員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 岩本 明定  
 議 事 係 長 井上 千浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第123号 西予市学校施設整備基金  
 条例制定について  
 議案第124号 西予市国民健康保険条例  
 の一部を改正する条例制  
 定について  
 議案第125号 西予市単独市営住宅条例  
 の一部を改正する条例制  
 定について  
 議案第126号 荷揚場使用料徴収条例を  
 廃止する条例制定につい  
 て  
 議案第127号 平成21年度西予市一般  
 会計補正予算(第4号)  
 議案第128号 平成21年度西予市授産  
 場特別会計補正予算(第  
 2号)  
 議案第129号 平成21年度西予市育英  
 会奨学資金貸付特別会計  
 補正予算(第1号)  
 議案第130号 平成21年度西予市国民  
 健康保険特別会計補正予  
 算(第3号)

議案第 1 3 1 号	平成 2 1 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 7 号	平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 2 号	平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 8 号	平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 3 号	平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 9 号	平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 4 号	平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 0 号	平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 5 号	平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	認定第 1 1 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 3 6 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 2 号	平成 2 0 年度西予市上水道事業会計決算の認定について
議案第 1 3 7 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 3 号)	認定第 1 3 号	平成 2 0 年度西予市病院事業会計決算の認定について
議案第 1 3 8 号	平成 2 1 年度西予市病院事業会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 4 号	平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
認定第 1 号	平成 2 0 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	請願第 2 号	特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について
認定第 2 号	平成 2 0 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	陳情第 4 号	惣川診療所の改築について
認定第 3 号	平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	陳情第 5 号	郷土資料(収集古民具)の保存活用について
認定第 4 号	平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	2 発議第 1 号	西予市宇和病院問題等特別委員会の設置及び付託について
認定第 5 号	平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	発議第 2 号	西予市し尿処理場問題等特別委員会の設置及び付託について
認定第 6 号	平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	3 選任第 3 号	西予市宇和病院問題等特別委員会委員の選任について
		選任第 4 号	西予市し尿処理場問題等特別委員会委員の選任について

追加 議案第 1 3 9 号 西予市消防署水槽付消防ポンプ自動車一式の取得について

議案第 1 4 0 号 西予市立宇和中学校屋内運動場改築（建築）工事請負契約について

議案第 1 4 1 号 西予市情報基盤整備事業第 2 期伝送路施設整備工事（第 6 工区）工事請負契約について

議案第 1 4 2 号 西予市情報基盤整備事業第 2 期伝送路施設整備工事（第 7 工区）工事請負契約について

議案第 1 4 3 号 西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 4 4 号 平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）

意見書案第 4 号 経済危機対策の着実な実行を求める意見書（案）の提出について

議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

1

議案第 1 2 3 号 西予市学校施設整備基金条例制定について

議案第 1 2 4 号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 2 5 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 2 6 号 荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について

議案第 1 2 7 号 平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 2 8 号 平成 2 1 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 2 9 号 平成 2 1 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 3 0 号 平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 1 号 平成 2 1 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 3 2 号 平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 3 3 号 平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 3 4 号 平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 3 5 号 平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 6 号 平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 3 7 号 平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 8 号 平成 2 1 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）

認定第 1 号 平成 2 0 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成 2 0 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第	6号	平成20年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	選任第	4号	西予市し尿処理場問題等特別委員会委員の選任について
認定第	7号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	追加	議案第139号	西予市消防署水槽付消防ポンプ自動車一式の取得について
認定第	8号	平成20年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第140号	西予市立宇和中学校屋内運動場改築(建築)工事請負契約について
認定第	9号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第141号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第6工区)工事請負契約について
認定第	10号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第142号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第7工区)工事請負契約について
認定第	11号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第143号	西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について
認定第	12号	平成20年度西予市上水道事業会計決算の認定について		議案第144号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第5号)
認定第	13号	平成20年度西予市病院事業会計決算の認定について		意見書案第4号	経済危機対策の着実な実行を求める意見書(案)の提出について
認定第	14号	平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について		議員派遣の件について	
請願第	2号	特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について		開議	午後2時00分
陳情第	4号	惣川診療所の改築について		議長	ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。
陳情第	5号	郷土資料(収集古民具)の保存活用について			本日の議事日程は、お手元に配付してあります。
2	発議第	1号	西予市宇和病院問題等特別委員会の設置及び付託について		森教育部長。
	発議第	2号	西予市し尿処理場問題等特別委員会の設置及び付託について		森教育部長 9月8日本会議におきまして、元親議員からご質問をいただいております。そのことについてお答えをさせていただいたらと存じます。
3	選任第	3号	西予市宇和病院問題等特別委員会委員の選任について		質問の内容につきましては、学習指導要領では、パソコンを利用した教育において、標準授業時間及び発達段階に応じた指導内容に定めがあるのかというご質問のようでした。
					学習指導要領に基づきまして、市内小・中学校

におきましては、情報機器やネットワークを活用した多様な教育を行い、高度情報通信社会に対応できる人づくりを推進しております。このような中、市内小学校においては、時期によっては多少異なりがありますが、パソコン教室の利用状況は、1日のうち1時間はどこかの学年で利用している状況であります。

また、学習指導要領におきまして、ICTを活用した授業時間については、特に定めがないのが現状でございます。ほかと比較できるものでもございませんし、学校教育課の独自の調査では、平成20年の調査で、1年間にICTを活用した授業時間は、市内小学校27の小学校合計で8,007時間でございます。1校当たり297時間使用しております。

学習指導要領では、1、2年生では、マウスを使ったキーボードを打つ練習をしたり、パソコンになれ親しむ学習をすることを義務づけております。3年生以上になりますと、主に国語、算数、社会、理科、総合学習の時間等で利用することになっております。

中学生になりますと、パソコンの基礎からソフトの利用、インターネットを駆使して調査活動、ホームページの作成など、さまざまな授業で活用をしています。

また、中学校PC教室を使いまして、市内の教職員のICT教室なども利用しております。

以上、元親議員のご質問にお答えをいたします。終わります。

(日程1)

議長 日程第1、議案第123号「西予市学校施設整備基金条例制定について」から認定第14号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの30件と請願1件及び陳情2件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、岡山総務常任委員長の報告を求めます。

岡山清秋君。

岡山清秋総務常任委員長 総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月3日の本会議におきまして、当常任委員会に付託をされました議案3件、認定2件、請

願1件、陳情1件に対し、9月7日と8日の2日間委員会審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、請願第2号「特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について」は、請願書の願意について慎重に審議いたしましたが、当市では条例により西予市特別職報酬等審議会が設置されており、報酬についての審議をされている経緯もあります。既に3%削減の議決結果状況をかんがみ、当委員会としては、全会一致で不採択とするべきものと決しました。

次に、陳情第5号「郷土資料(収集古民具)の保存活用について」は、陳情書にも記述されているように、仮の保管場所で放置状態にあるとうとい文化財を一刻も早く健全保存し、後世のため展示活用できる場を確保する必要があると全会一致で採択といたしました。

次に、議案審査の中で、委員より出された意見、それに対する答弁等について概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、議案第127号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の市税還付金が、当初予算900万円計上されており、9月の補正予算で900万円追加をされ、合計1,800万円になることの説明を求めました。

平成20年度予定納税をしておりましたけれども、法人が業績悪化のため、申告によって平成21年度で歳出還付するものとの説明であります。今後の経済状況を考えると、当分の間は還付金の増加が予想されるとの説明でありました。

また、市税の滞納状況について説明を求めました。

平成20年度現年の滞納繰越額は6,159万8,000円で、内訳は市民税が2,703万5,000円、固定資産税3,228万3,000円、軽自動車税228万円であり、今後とも市税の徴収率を上げる努力をするとの説明でありました。

続きまして、ケーブルテレビ事業に関連して、共聴テレビの未加入地域では、平成24年以降の加入申し込みの場合の負担金、これについて個人負担が多額になるので、今後とも説明会等で周知徹底を図り、早期加入をお願いするとの説明でありました。

次に、小・中学校の耐震化工事について説明を

求めました。

大和田小、皆田小学校、三瓶中学、宇和中学校を予定しておりますが、遅くとも来年の夏休み明けまでには完成をさせたい。

また、地元業者が受注しやすくすることに配慮をし、発注方法で行う予定との説明がありました。

マンダリンパイレーツの投資及び出資金100万円の説明を求めました。

県民球団として再発足するための資金であり、総額6,000万円、愛媛県が3,000万円、松山市が1,500万円、その他市町で1,500万円の出資であるとの説明でありました。

次に、認定第1号「平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、まず宿日直業務委託料について、警備会社などに安く委託してはどうかという意見がありましたが、宿日直者の電話対応や諸手続などの専門知識も必要であり、現在の方法が一番よい方法であるとの説明でありました。

また、西予市地区防犯協会負担金について、平成22年度から事務員を2名から1名に減らし、人件費の削減を図る旨の説明がありました。

終わりに、決算報告書の事業内容説明として成果報告書を用いましたけれども、詳細な表示が省略されており、来年度以降の成果報告書の内容が充実するよう見直しを求めております。

以上、今定例会で付託されました議案の審査概要について慎重に審査をいたしましたので、報告といたします。

平成21年9月17日、総務常任委員会委員長 岡山清秋。

議長 次に、元親厚生常任委員長の報告を求めます。

元親孝志君。

元親孝志厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案10件、認定11件、陳情1件につきまして、9月7日から9月9日までの3日間にわたり委員会を開催して審査を実施いたしました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

また、陳情1件については、現地調査を行い決定をいたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項と陳情に対する意見の概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第127号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)」についてご報告申し上げます。

新たな追加事業の中で、疾病予防対策事業費国庫補助金433万9,000円の内訳についての説明を求める質疑がありました。

これは、国の緊急経済対策事業に係る単年度事業で、女性特有の疾病である乳がん、子宮頸がん等の検診を習慣づけるための国庫補助金であり、乳がんが40歳から60歳以下、子宮頸がんが20歳から40歳以下の女性を対象として、20歳から5歳間隔の節目診断を無料化するものであります。今年度対象者であって、既に検診を済まされている方については、自己負担額を返還するものであります。

次に、地域介護・福祉空間整備交付金事業3,397万3,000円について、市の説明によれば、これは市内7カ所で要望がありましたグループホームにスプリンクラーを設置する事業であります。補助金の上限は、1平方メートル9,000円を基準として、それ以上経費がかかった場合については、施設管理者が受益者負担として負担する制度であります。これに対して委員より、個人の事業所に補助金を交付することは、税の公平性からいって不自然ではないかとの指摘がありましたが、過去に長崎県大村市において、スプリンクラーがなかったために悲惨な事故が発生しており、高齢者の安全を確保するため法の改正が行われ、緊急に国が予算化した事業であり、理解をいただきたいとの説明でありました。

来年度においても3カ所のグループホームにおいて設置の要望が出ており、引き続き設置を許可したいとの答弁でありました。

その他年末あたりに想定される新型インフルエンザの市の対応の仕方や八幡浜南環境センターの

今後の受け入れ見込み等について質疑がありましたが、将来のことは不確定要素が多分にあり、明快な回答はできないとの答弁でありました。

次に、平成20年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてご報告申し上げます。

初めに、認定第3号「平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計について」ご報告申し上げます。

決算における主要施策の成果報告書によれば、現在の滞納者は、宇和地区30人で5,318万3,328円、野村地区10人で2,764万3,531円となっており、滞納の理由として、本人の返済意識の欠如、自営業、勤務先の営業不振、破産者、行方不明等が原因となっておりますという成果報告書に対して、今後徴収にはさらなる鋭意努力をしていただきたいと強く要望したいとの意見がありました。

以上、議案、認定の審査結果について述べてまいりましたが、委員会審査全般を通して感じましたことは、西予市が行政評価システムを導入して3年が経過しましたが、今回は決算における主要な施策の成果報告書の上に、西予市まちづくり報告書、総合計画の進行管理という名称で、新たに行政評価の成果報告書の提出がありました。行政内で総合計画に基づき、施策、基本事業、事務事業についての分析を行い、このような成果が出てきたことはすばらしいことであり、高く評価したいと思います。

1点残念なことは、提出時期にもう少し余裕があれば、これ自体を委員会で詳しく審査させていただき、さらなる行政評価の進化につなげることができたんじゃないかと思いました。来年度は可能な限り早急に提出していただきますよう要望したいと思います。

また、委員会としては、従来の審査方式から新たな審査方式を検討しなければ、これだけの行政側の成果が決算の認定に反映されないのはもったいないことであり、いたずらに時間ばかりかかって、審査自体の焦点がぼやけてくるのではないかという心配をいたしました。行政としても、さらなるプラン・ドゥー・シーを繰り返すことによって、マネジメントのレベルアップに努めていただきたいと思います。

最後に、陳情第4号「惣川診療所の改築について」ご報告申し上げます。

野村町惣川診療所の改築の必要性については、さきの6月定例会において、所管事務調査の成果として委員長報告の中でも取り上げてまいりましたが、このたび改めて陳情書が提出されましたので、再度審査内容をご報告申し上げます。

野村町惣川診療所は、現在週2日、野村病院からの出張診療を行っておりますが、1回の診療人数は平均で10.5人であり、年間で約1,000人近い利用者があります。西予市の中でも一段と高齢化が進み、最も条件不利地域であり、周辺から惣川診療所まで来るにも30分以上かかる地域があります。このような状況を考えれば、将来においても診療所を廃止することは、住民の理解が得られないばかりか、想定すらできません。現在の診療所は、昭和39年に建てられたものであり、老朽化が著しく、もちろん耐震強度も確保されておられません。委員会では、現地調査を実施いたしましたが、確かに診療所とはおおよそ言いがたく、地域住民の安全・安心を考慮すれば、財政が厳しい事情はあっても、早急に改築する必要性があると全会一致で結論づけました。理事者に対して当委員会としても強く要望するものであります。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成21年9月17日、厚生常任委員会委員長 元親孝志。

議長 次に、森川産業建設常任委員長の報告を求めます。

森川一義君。

森川一義産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案5件、認定3件について、9月7日と9月8日の2日間、関係部課長の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

その審査の経過並びに結果の概要について報告を申し上げます。

まず、上下水道課所管分について、議案第134号「平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」及び議案第135号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については関連があるので、議案第127号「平成21年度一般会計補正予算（第4号）」の説明を受け、質疑に入りました。

委員からは、公共下水道の加入率について質疑があり、野村処理区55%、宇和处理区36.4%の加入状況報告があり、加入推進のため、今後は戸別訪問を行い、加入率を上げていきたいとの答弁がありました。

また、汚泥処理について質疑があり、維持管理費の中で汚泥処理費の占める割合が大きいため、汚泥の再利用等については今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第127号「平成21年度一般会計補正予算（第4号）」について、建設課所管分については、委員より、災害が発生した箇所については、大体網羅しているのかとの質疑があり、各総合支所より災害箇所の写真を提出させ、災害箇所の確認を行っているとの答弁がありました。

また、二及漁港利用調整施設について、施設の利用率、利用料金、プレジャーボートの漁港施設からの移動の徹底及び今後の対策について質疑があり、利用率は3月末で28隻、7月末では31隻と微増している。また、利用料金は指定管理者が決めしており、移動の徹底は、9月に協議会を立ち上げ、プレジャーボート所有者に周知を行う。今後の対応については、法指定の禁止区域の告知を行い、放置艇の移動命令を行うとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分の桜の元気回復事業について、委員より、宇和高山線の桜の整理やてんぐ巣病の管理作業を毎年地元が無報酬で実施している。この事業を実施すると、こうしたボランティア作業は必要なくなるのかとの質問に対して、計画に当たり、各総合支所から該当箇所、本数などの調査を行っている。実施に当たっては、各総合支所を窓口として地元とも相談し、調整を図りながら計画的に実施していきたいとの答弁があり、これを受け、委員から、無報酬の作業が必要ないという意味ではない。よい面もあるし、協力はしていきたい。この雇用については、旧町ごとに地域の人を雇用するのがよいのではないか。地

元の様子や地権者など実情がわかる人のほうが便利であるとの意見があり、これは緊急雇用創出事業の趣旨から、ハローワークを通じての雇用が条件となっている。応募数が多い場合などには、ご意見等も踏まえて検討を実施してまいりたいとの答弁がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号「平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」それぞれ審査を行いました。

農業集落排水と合併浄化槽のランニングコストについて質疑があり、長いスパンで考えると、法定検査料等の年間維持費と使用料を比較した場合、農業集落排水のほうが安価であり、加入を推進しているとの答弁がありました。

認定第11号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員より、今後の事業計画について質疑があり、宇和处理区と野村処理区あわせて年間10億円規模の事業となっている。両処理区を28年から29年に終わらせるためには、同額程度の事業費で推移すると思われるとの答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査報告とさせていただきます。

平成21年9月17日、産業建設常任委員会委員長森川一義。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第123号「西予市学校施設整備基金条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第123号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第124号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」から議案第126号「荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について」までの3件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第124号から議案第126号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第127号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)」についてを採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第127号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第128号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第138号「平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」についてまでの11件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第128号から議案第138号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号「平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号「平成20年度西予市授産場

特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第14号までの13件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、請願第2号「特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について」から陳情第5号「郷土資料(収集古民具)の保存活用について」までの3件を採決いたします。

まず、請願第2号「特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について」は、ただいまの委員長報告のとおり不採択とすべきものとすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第4号「惣川診療所の改築について」及び陳情第5号「郷土資料(収集古民具)の保存活用について」は、ただいまの委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第4号及び陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

(日程2)

議長 次に、日程第2、発議第1号「西予市宇和病院問題等特別委員会の設置及び付託について」、発議第2号「西予市し尿処理場問題等特別委員会の設置及び付託について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、それぞれ8名の委員で構成する西予市宇和病院問題等特別委員会及び西予市し尿処理場問題等特別委員会を設置し、これに付託し、審査が終了するまで継続存置することとし、

閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第1号及び発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。よって、本案については、それぞれ8名の委員で構成する西予市宇和病院問題等特別委員会及び西予市し尿処理場問題等特別委員会を設置し、これに付託して、審査が終了する日まで継続存置することとし、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、選任第3号「西予市宇和病院問題等特別委員会委員の選任について」及び選任第4号「西予市し尿処理場問題等特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

選任第3号「西予市宇和病院問題等特別委員会委員の選任について」は、委員会条例第8条第1項の規定により、10番元親孝志君、11番嶋川武文君、12番沖野健三君、16番岡山清秋君、17番酒井宇之吉君、19番山本昭義君、21番菊地ミスギ君、24番坂本隆重君、次に、選任第4号「西予市し尿処理場問題等特別委員会委員の選任について」は、委員会条例第8条第1項の規定により、9番松島義幸君、13番森川一義君、14番藤井朝廣君、15番浅野忠昭君、18番兵頭勇君、20番梅川光俊君、22番大竹忠盛君、23番二宮元君のそれぞれ8名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたそれぞれ8名を西予市宇和病院問題等特別委員会委員及び西予市し尿処理場問題等特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各特別委員会委員の皆様は、会議室において委員会を開催し、正副委員長を互選の上、その結果を議長に報告願います。

この際、暫時休憩いたします。(休憩 午後2時36分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時47分)

各特別委員会の互選の結果を申し上げます。

まず、西予市宇和病院問題等特別委員会委員長に酒井宇之吉君、同副委員長に沖野健三君、次に、西予市し尿処理場問題等特別委員会委員長に兵頭勇君、同副委員長に藤井朝廣君、以上のとおりそれぞれ選任されましたので、ご報告いたします。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時48分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時50分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第139号「西予市消防署水槽付消防ポンプ自動車一式の取得について」から議員派遣の件についてまでの8件を本日の日程に追加し、追加日程とし議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第1、議案第139号「西予市消防署水槽付消防ポンプ自動車一式の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

中野消防長。

中野消防本部消防長 議案第139号「西予市消防署水槽付消防ポンプ自動車一式の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在の西予市消防署の水槽つき消防ポンプ自動車は、平成元年に導入したもので、以来20年が経過し、修繕回数も多くなってきたため、更新の検討を行ってきたところであります。

このたび購入いたします水槽つき消防ポンプ自動車は、各種火災に対応するための装備と消防隊員の消火活動を容易にするため機械器具の軽量化を図るとともに、高速道路等における車両火災に対しても即時に対応できる圧縮空気式発泡装置を装備し、複雑多様化する火災事象に対して一層の消防力の強化を図るものであります。今回の購入

に当たりましては、去る8月31日に指名競争入札を行い、株式会社岩本商会宇和島営業所、所長善家清隆氏が4,431万円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、水槽つき消防ポンプ自動車の主な装備と性能につきましては、別紙の参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第139号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第139号「西予市消防署水槽付消防ポンプ自動車一式の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第139号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第140号「西予市立宇和中学校屋内運動場改築(建築)工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森教育部長。

森教育部長 議案第140号「西予市立宇和中学校屋内運動場改築(建築)工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市立宇和中学校屋内運動場は、耐力度調査により構造上危険な建物であると判断されたた

め、生徒の教育の場及び災害時における地域住民の避難場所となる施設としてこのたび改築整備するものであります。

また、平成24年度から実施される新中学校学習指導要領で、武道が必修化されることに伴い、あわせて武道場を整備いたします。

この工事につきましては、西予市内業者に入札参加の機会を設けること及び共同施工による技術力の向上を図ることを目的として、西予市としては初めて特定建設工事共同企業体による施工に取り組むことといたしました。

去る9月4日、2社JV6共同企業体による一般競争入札を行いましたところ、低入札価格による入札となったため、西予市低入札価格審査会において、工事履行の可否について審議いたしました。審査の結果、今回の入札価格で履行可能と判断されたことから、蜂谷工業・下元工務店共同企業体、代表者蜂谷工業株式会社四国支店支店長大森憲二氏と工事請負金額4億5,885万円で9月10日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事の完成期日は、平成22年3月8日を予定いたしております。本工事に係る施工概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

6番小野君。

6番小野正昭君 議案第140号について一、二、質問をさせていただきます。

ただいま森部長の提案説明によりますと、当市初めて特定企業体の方式をとられて6企業が入札を行ったとこのようにおっしゃいました。とりわけ注視する点は低入札であったと。その低入札をもとにして委員会審査を行いましたと、こういうことでごさいますけれども、どういうふうな問題点が委員会審査にあったのか、1点。

それから、低入札ということで、6社入札をされておりますけれども、俗に言う1番くじが4億5,885万円、業者は要りませんが、2番札は幾らであったのか。その差は幾らなのか、まずこの点について、済みません、もう一点、これは蜂谷工業株式会社四国支店となっておりますけれども、

本社はどこにあるのか。

以上、まずお聞きをしたいと思います。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 入札関係でございますので、担当しております産業建設部のほうからご説明させていただいたと思います。

第1点目の低入の審査内容でございますけれども、6項目にわたって審査をさせていただきました。

第1点は、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害ということで、審査をさせていただきました。この分につきましては、単価の相違がございましたけれども、これは主になる単価がコンクリートそれから構成建具とそういうのが主になる金額でございましたが、この分につきましては、従来市場で取引が行われている単価であるということを確認させていただきました。

第2点目の工事施工能力につきまして審査をさせていただきました。この分につきましては、A級であります蜂谷工業、これ3番目に小野議員のほうから質問があったわけですが、この会社は岡山県にございます。岡山県で5本の指に入るほどの会社であるということがわかっております。それで、施工能力については問題ないということでした。資材の調達でございますが、この分につきましては、先ほど申しましたように、主になるコンクリートは西予市の業者からとると。木材につきましても、西予市産材を使うということでございます。企業体を組んでおります下元工務店さんでございますけれども、この下元工務店さんの協力というか、そういう下請や協力会社そういうものが一体となって施工するということございまして、この分についても問題ないということでございます。

工事の手抜きについて協議もしたわけですが、通常工事の手抜きは、最近はございませんので、ましてやこういう大手企業でございますので、そういう点は心配ないと判断しております。

それと、労働条件の悪化ということで審査をさせていただいたわけですが、この分につきましても、下請さんを使う場合には、85から86ぐらいのパーセントで下請に出したいというようなことも調査の中で入っております。それで問

題ないと判断しております。

それと入札者の経営状態でございますが、A級業者の蜂谷工業につきましては、点数が1,118点ございまして、問題ない業者だと思っておりますし、共同企業体を組んでおられます下元工務店についても問題ないと考えております。

以上で審査は終えたわけですが、全体を通して入札結果については問題ないということに結論になりました。

2番札の件につきましては、1番札は今蜂谷工業とそれから下元工務店企業体なんですけど、2番札につきましては、業者名、金額ともにこの場では公表を控えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 6番小野正昭君。

6番小野正昭君 業者名は要りませんけれども、再度質問しますけれども、金額の差がもしてきるのであればお聞きをしたい。それによって先ほど答弁されました6項目の内容に若干の疑問が出てきますので、あえて2番札の数字をお願いしたわけなんです。確かに部長答弁のように、岡山の本店のある蜂谷工業さん、経審でもA級だと思っておりますけれども、私が聞きたいのは、三瓶中学校の屋体も恐らく地元業者が入札をし、施工されたと思うんですけども、できるだけやはり市長がおっしゃるように、地元業者にこういうことをやれば、ぜひやらせていただきたかったなという思いが一つと、それからどういたしますか、85%から86%の下請でやるんで、何ら下請さんには問題がないとおっしゃいますけれども、1番札と2番札の差によってこの4億5,800万円がどのぐらいの圧縮された金額なのか。その金額によってその85なり86%ということになれば、さらに下請さんは苦しい下請をしなくてはならない。せっかく市が大型発注をする、これから市が大きな公共工事、メジロ押しになってますけれども、やはりその点のところを十分考慮して入札価格を決めていただかないと、下請をしたくても、地元の業者が下請をできないことになるわけなんです。特に細かい業者、仕事についてはなおさらできないと思います。その辺のところをぜひ考慮していただきたいのでそういう質問をしました。

それと公共工事というのは、私が言うまでもな

く、昔から風が吹けばおけ屋がもうかるの例えとして、公共工事の波及効果は大きいもんがあると思うんです。やはりこれ資本整備等、それから景気の下支え等、特に西予市にとっては大事な案件ですので、今後そういうことを十分留意をして、入札をしていただきたいとこのように考えます。お願いします。

議長 三好市長。

三好市長 小野議員の再質問についてお答えいたしますが、これは入札で一般競争入札でありますので、今のようなちょっとご発言は、ちょっと適さないんじゃないかなと私は思っております。入札でございますから、その入札の中で私どもは肅々とやらせていただいておりますのであります。

以上でございます。

議長 6番小野正昭君。

6番小野正昭君 ちょっと私の言葉足らずで、舌足らずで申しわけなかったんですけども、まず最初に、こういうのを私は指名競争入札にさせていただいたらよかったなという感がありました。一般競争入札ですね、それはどなたでも競争入札できるわけですから、それは私もよく承知しています。その入札の方法にちょっと問題があったのかなという気も私はいたしましたので、ちょっと私も勘違いしましたけれども、そういう質問をさせてもらいました。

議長 答弁必要ですか。

藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 あと工事の金額についてでございますけれども、1億5,000万円以上は一般競争入札ということになっておりまして、通常の指名入札ではできません。それと、5億円以上につきましては、当然A級の業者でなければ施工ができないということになっておりまして、JVで組む場合にも5億円以上がJVの対象になるということになっております。

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第140号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第140号「西予市立宇和中学校屋内運動場改築(建築)工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第140号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後3時09分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時20分)

(追加)

議長 次に、追加日程第3、議案第141号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第6工区)工事請負契約について」及び議案第142号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第7工区)工事請負契約について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第141号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第6工区)請負契約について」及び議案第142号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第7工区)請負契約について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市情報基盤整備事業につきましては、市内のテレビ難視聴地域の解消及び高速通信網の整備を目的とし、平成22年度の完成を目指して、センター設備として情報の送受信機の設置及びスタ

ジオ設備の整備、伝送路の整備として、光ファイバーを敷設するもので、今回宇和地区及び野村地区の一部について伝送路工事を実施するものであります。

まず、第2期伝送路施設整備工事（第6工区）は、宇和地区の周辺部において、光ファイバー資材材料及びクロジャー類の敷設など伝送路整備を発注するもので、去る9月8日に一般競争入札を行い、株式会社NTT西日本四国、代表取締役社長山本博敏氏と工事請負金額3億6,120万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、第2期伝送路施設整備工事（第7工区）は、同じく野村地区周辺部の伝送路整備を発注するもので、第6工区と同日に一般競争入札を行い、株式会社四電工宇和島営業所、所長末広憲二氏と工事請負金額2億9,715万円で工事請負仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものであります。

なお、両工事の施工エリア及び工事概要につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第141号及び議案第142号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第141号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第6工区）工事請負契約について」及び議案第142号「西予市情報基盤

整備事業第2期伝送路施設整備工事（第7工区）工事請負契約について」の2件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第141号及び議案第142号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

議長 次に、追加日程第4、議案第143号「西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第143号「西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市生活交通路線巡回バスは、広く住民の交通手段を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的とし、宇和保健センターと宇和町内各地域を結ぶ路線として運行いたしております。

一方、巡回バスと同じ路線を運行しておりました無料の機能訓練バスは、平成20年度末で廃止したところでありますが、これに伴い、仁土地区は公共交通路線の空白地域となるため、ことしの4月から10人乗りバスにより生活交通路線バスの位置づけで試験運行をしておりました。おおむね半年間の試験運行により、週1回の運行につき平均5名の利用もあり、安定的な運行が継続できるものと見込まれます。

また、仁土線につきましては、従来の機能訓練バスの路線では、保健センターまでの間は、途中下車ができない直通路線でありましたが、西予市地域公共交通会議での承認を得て、10月1日から他の巡回バス路線と同様に、宇和病院を經由する運行を四国陸運支局に届けをしており、9月末には認可がおりることになりました。今回の改正は、試験運行の結果を踏まえ、路線の認可にあわせて仁土線を巡回バス路線に正式追加するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第143号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第143号「西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第143号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第5、議案第144号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第144号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、西予市し尿処理場問題等特別委員会及び西予市宇和病院問題等特別委員会の設置により、必要となります経費、またさきの衆議院議員選挙事務に係る経費、地域自殺対策緊急強化事業及び母子保健訪問指導事業に係る経費を計上するものであります。

まず、議会費の特別委員会費40万6,000円でございますが、これは老朽化し施設の更新時期を迎えようとしております宇和病院及び東部・西部衛生センターに関する諸問題について、調査研究のための特別委員会が設置されましたので、その活動に係る経費であります。

次に、総務費の衆議院議員選挙費は450万円でございますが、これは第45回衆議院議員総選挙及び第21回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、第1回市町村交付金が決定しましたところ、当初見込み額より増額となったため、その追加に対する補正であります。

次に、衛生費の精神衛生費225万3,000円でございますが、全国の自殺者数は、平成10年から年3万人を超え、その後も高い水準で推移をしております。この西予市も例外でなく、大変危惧をしておりますところでございますが、このたび県の地域自殺対策緊急強化事業補助金の内示をいただきましたので、対面型相談支援事業、普及啓発事業、人材養成事業等を実施し、その対策を図るものでございます。

なお、この事業は、平成21年度から平成23年度の3年間を予定しております。

次に、母子衛生費18万8,000円につきましては、現在児童福祉法で市町村に実施の努力義務が課せられております子育て支援推進のための乳児家庭全戸訪問事業を実施しているところでございますが、事業を担当いたします保健師の人員に不足が生じていることから、事業の一部を契約保健師に委託し、事業の円滑な推進を図るものでございます。この事業につきましては、補助率50%の次世代育成支援交付金を充てております。

なお、歳入につきましては、国県支出金のほか、歳出に不足する財源措置として、財政調整基金50万2,000円の繰り入れを行っております。

以上、これらによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ734万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を271億2,072万2,000円と定めるものでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第144号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第144号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第5号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第144号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第6、意見書案第4号「経済危機対策の着実な実行を求める意見書(案)」の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

岩本事務局長 経済危機対策の着実な実行を求める意見書(案)。

世界的な金融危機に端を発した景気の後退は、企業の撤退、集約化に伴う雇用の悪化や消費の冷え込みなど本市経済を直撃し、市民生活にも大きな不安を与えている。このため本市では、国の数次にわたる景気対策に呼応し、雇用の確保、中小企業金融対策など地域経済対策に全力を挙げているところである。

しかし、市内経済は一部に持ち直しの動きが見られるものの、雇用情勢は依然として厳しい局面が続いており、個人消費の冷え込み等も懸念されるなど、予断を許さない状況にあり、地域経済を活性化させ、景気や雇用状況を好転させていくために、切れ目のない景気対策を推進していく必要がある。

こうした中、今回の政権交代により、これまで地方が経済危機対策として懸命に取り組んできた平成21年度補正予算の執行を一部凍結するとの報道がなされているが、これら補正予算で措置された地方向けの交付金等は、現下の経済、雇用情勢への対応はもとより、介護職員の処遇改善や介護施設の整備、地域医療の再生や学校の耐震化など国民の生命や生活、教育を守る施策推進のため

の貴重な財源である。仮にこれを凍結するという事態になれば、市民生活を直撃し、地域経済のさらなる悪化を招くなど、地方に及ぼす影響ははかり知れない。よって、国におかれては、地方自治体の取り組みや地方の財政状況を十分に理解し、地方自治体が行っている景気、雇用等の緊急の施策に支障が生じることがないように補正予算の円滑かつ完全なる実施を図るとともに、地域の実情に応じたさらなる景気対策に万全を期すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月17日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長横路孝弘、参議院議長江田五月、内閣総理大臣鳩山由紀夫、国家戦略担当大臣菅直人、総務大臣原口一博、財務大臣藤井裕久、文部科学大臣川端達夫、厚生労働大臣長妻昭、農林水産大臣赤松広隆、国土交通大臣前原誠司、環境大臣小沢鋭仁、内閣官房長官平野博文。

以上であります。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号「経済危機対策の着実な実行を求める意見書(案)」の提出についてを決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本案のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成21年度第3回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月3日から開会いたしました本定例会におきましては、議員各位には本会議並びに各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、衷心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

おかげをもちまして平成21年度補正予算を初め多数の重要案件につきまして、いずれも原案のとおり可決いただくことができました。ここに重ねて厚くお礼を申し上げます。

また、今回は決算認定の審議の過程の中で、それぞれ厳しいご質問やご指摘を賜っておりますが、こういった点につきましては、私ども真摯に受けとめた上で、次年度から反映できるものは可能な限り実施してまいりたいと存じます。

さて、昨日はこれからの国の形を大きく変えていくと思われる民主・社民・国民新党連立政権の鳩山内閣が誕生いたしました。この3党は連立政権の樹立の中で、自民党政権下における今までの

政策の転換を表明しておりますことはご案内のとおりでございますが、その新政権の最優先課題は、子ども手当の創設、ガソリン等に課税される暫定税率の廃止、さらには、高等教育の実質無償化の3政策となっております。

また、政権与党には、これらを実行するためには、財源の確保が急務ということで、2009年度補正予算の一部凍結を指示する方針を固めており、各省庁ではこの対応に戸惑いを隠せない事態に陥っております。

本市におきましても、2009年度補正予算の一部であります地域活性化・公共投資臨時交付金の配分予定額約10億円を期待しているところでございますが、しかしこの公共投資臨時交付金は、既に第1次配分として、これは全国的であります。約6,000億円が執行され、残りの未執行分7,800億円が当市の10億円の事業メニューに該当しておりますので、今後の動向が非常に気になっているところでございます。ともあれ鳩山政権の構想は、国民生活の立て直し、そして地域主権を前面に打ち出しておられる以上、これらを考えますと、よもや地方自治体の財政を圧迫するような、あるいは地域経済を疲弊させるような手法を行使することはないものと信じてやみません。

終わりになりますが、これから少しずつ秋も深まり、各小・中学校では子供たちのにぎやかな声が響く運動会、そして各地区では五穀豊穡を祝う秋祭りの笛、太鼓の響きがあちらこちらから聞こえてくる季節となります。日中はまだまだ残暑が厳しい日もありますが、朝晩は肌寒さも感じるようにもなりました。どうか議員各位には今後とも健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご協力、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 これをもって平成21年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成21年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第123号	西予市学校施設整備基金条例制定について	21.9.17	原案可決
議案第124号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	21.9.17	原案可決
議案第125号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	21.9.17	原案可決
議案第126号	荷揚場使用料徴収条例を廃止する条例制定について	21.9.17	原案可決
議案第127号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第4号)	21.9.17	原案可決
議案第128号	平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)	21.9.17	原案可決
議案第129号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	21.9.17	原案可決
議案第130号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	21.9.17	原案可決
議案第131号	平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)	21.9.17	原案可決
議案第132号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	21.9.17	原案可決
議案第133号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	21.9.17	原案可決
議案第134号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	21.9.17	原案可決
議案第135号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	21.9.17	原案可決
議案第136号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	21.9.17	原案可決
議案第137号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)	21.9.17	原案可決
議案第138号	平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	21.9.17	原案可決
議案第139号	西予市消防署水槽付消防ポンプ自動車一式の取得について	21.9.17	原案可決
議案第140号	西予市立宇和中学校屋内運動場改築(建築)工事請負契約について	21.9.17	原案可決
議案第141号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第6工区)工事請負契約について	21.9.17	原案可決
議案第142号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第7工区)工事請負契約について	21.9.17	原案可決
議案第143号	西予市生活交通路線巡回バス条例の一部を改正する条例制定について	21.9.17	原案可決
議案第144号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第5号)	21.9.17	原案可決
認定第1号	平成20年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 2号	平成20年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 3号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 4号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 5号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 6号	平成20年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 7号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 8号	平成20年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 9号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 10号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 11号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 12号	平成20年度西予市上水道事業会計決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 13号	平成20年度西予市病院事業会計決算の認定について	21.9.17	認定
認定第 14号	平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	21.9.17	認定
報告第 5号	平成20年度西予市一般会計継続費精算報告について	21.9.3	報告
報告第 6号	平成20年度健全化判断比率の報告について	21.9.3	報告
報告第 7号	平成20年度資金不足比率の報告について	21.9.3	報告
報告第 8号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	21.9.3	報告
報告第 9号	西予市土地開発公社の経営状況について	21.9.3	報告
報告第 10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	21.9.3	報告
報告第 11号	株式会社エフシーの経営状況について	21.9.3	報告
報告第 12号	株式会社城川開発公社の経営状況について	21.9.3	報告
報告第 13号	株式会社どんぶり館の経営状況について	21.9.3	報告
報告第 14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	21.9.3	報告
報告第 15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	21.9.3	報告
報告第 16号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	21.9.3	報告
報告第 17号	西予CATV(株)の経営状況について	21.9.3	報告
陳情第 1号	野村郷土資料館(仮称)の建設の撤回の件について	21.9.3	許可

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
請願第 2号	特別職の給料削減および議員報酬削減に関する請願について	21.9.17	不採択
陳情第 4号	惣川診療所の改築について	21.9.17	採 択
陳情第 5号	郷土資料（収集古民具）の保存活用について	21.9.17	採 択
意見書案第4号	経済危機対策の着実な実行を求める意見書（案）の提出について	21.9.17	原案可決
発議第 1号	西予市宇和病院問題等特別委員会の設置及び付託について	21.9.17	原案可決
発議第 2号	西予市し尿処理場問題等特別委員会の設置及び付託について	21.9.17	原案可決
選任第 3号	西予市宇和病院問題等特別委員会委員の選任について	21.9.17	議長指名
選任第 4号	西予市し尿処理場問題等特別委員会委員の選任について	21.9.17	議長指名
議会報告第1号	各常任委員会の視察研修報告について	21.9.3	報 告
	議員派遣の件について	21.9.17	承 認